

# 専用サービス契約約款

平成28年4月

北陸通信ネットワーク株式会社

# 目 次

|   |   |
|---|---|
| 第1章 総 則 .....                           | 1 |
| 第1条 約款の適用 .....                         | 1 |
| 第2条 約款の変更 .....                         | 1 |
| 第3条 用語の定義 .....                         | 1 |
| 第2章 専用サービスの種類 .....                     | 3 |
| 第4条 専用サービスの種類 .....                     | 3 |
| 第3章 専用サービスの提供区域等 .....                  | 4 |
| 第5条 専用サービスの提供区域 .....                   | 4 |
| 第4章 契 約 .....                           | 5 |
| 第1節 アナログ伝送サービス及び一般デジタル伝送サービスに係る契約 ..... | 5 |
| 第6条 アナログ伝送サービス及び一般デジタル伝送サービスの品目 .....   | 5 |
| 第7条 契約の種別 .....                         | 5 |
| 第8条 契約の単位 .....                         | 5 |
| 第9条 共同専用契約 .....                        | 5 |
| 第10条 専用回線の終端 .....                      | 5 |
| 第11条 収容区域及び加入区域 .....                   | 5 |
| 第12条 専用申込の方法 .....                      | 5 |
| 第13条 専用申込の承諾 .....                      | 6 |
| 第14条 最低利用期間 .....                       | 6 |
| 第15条 専用契約者数の変更 .....                    | 6 |
| 第16条 品目の変更 .....                        | 6 |
| 第17条 専用回線の2線式と4線式の区別の変更 .....           | 6 |
| 第18条 専用回線の分岐 .....                      | 6 |
| 第19条 専用回線の移転 .....                      | 7 |
| 第20条 専用回線の異経路 .....                     | 7 |
| 第21条 専用回線の利用の一時中断 .....                 | 7 |
| 第22条 専用契約に基づく権利の譲渡の禁止 .....             | 7 |
| 第23条 契約者が行う専用契約の解除 .....                | 7 |
| 第24条 当社が行う専用契約の解除 .....                 | 7 |
| 第25条 その他の提供条件 .....                     | 7 |
| 第2節 高速デジタル伝送サービスに係る契約 .....             | 8 |
| 第26条 高速デジタル伝送サービスの品目等 .....             | 8 |
| 第27条 契約の種別 .....                        | 8 |
| 第28条 専用回線の終端 .....                      | 8 |
| 第29条 最低利用期間 .....                       | 8 |
| 第30条 通信又は保守の態様による細目の変更 .....            | 8 |
| 第31条 多重アクセスの提供 .....                    | 8 |
| 第32条 回線自動切替機能の提供 .....                  | 9 |
| 第33条 その他の提供条件 .....                     | 9 |

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 第3節 ATM専用サービスに係る契約        | 10 |
| 第34条 ATM専用サービスの品目等        | 10 |
| 第35条 契約の種別                | 10 |
| 第36条 最低利用期間               | 10 |
| 第37条 通信又は保守の態様による細目の変更    | 10 |
| 第38条 端末回線多重の提供            | 10 |
| 第39条 回線内速度設定の提供           | 10 |
| 第40条 回線終端装置の種類の変更         | 10 |
| 第41条 その他の提供条件             | 11 |
| 第4節 高速イーサネット専用サービスに係る契約   | 11 |
| 第41条の2 高速イーサネット専用サービスの品目等 | 11 |
| 第41条の3 契約の種別              | 11 |
| 第41条の4 最低利用期間             | 11 |
| 第41条の5 その他の提供条件           | 11 |
| 第5節 DSL接続サービスに係る契約        | 11 |
| 第42条 DSL接続サービスの内容         | 11 |
| 第43条 契約の種別                | 11 |
| 第44条 契約の単位                | 12 |
| 第45条 専用回線の品目              | 12 |
| 第46条 専用回線の終端              | 12 |
| 第47条 専用申込の方法              | 12 |
| 第48条 専用申込の承諾              | 12 |
| 第49条 専用回線の品目の変更           | 12 |
| 第50条 最低利用期間               | 13 |
| 第51条 専用回線の利用の一時中断         | 13 |
| 第52条 専用契約に基づく権利の譲渡の禁止     | 13 |
| 第53条 その他の提供条件             | 13 |
| 第6節 その他の専用サービスに係る契約       | 13 |
| 映像伝送サービスに係る契約             | 13 |
| 第54条 映像伝送サービスの品目等         | 13 |
| 第55条 契約の種別                | 13 |
| 第56条 専用回線の終端              | 13 |
| 第57条 最低利用期間               | 14 |
| 第58条 通信の態様による細目の変更        | 14 |
| 第59条 その他の提供条件             | 14 |
| 第5章 端末設備の提供等              | 15 |
| 第60条 端末設備の提供              | 15 |
| 第61条 端末設備の移転              | 15 |
| 第62条 端末設備の利用の一時中断         | 15 |
| 第6章 回線相互接続                | 16 |
| 第63条 当社又は他社の電気通信回線の接続     | 16 |

|             |                         |           |
|-------------|-------------------------|-----------|
| 第64条        | 他社接続回線の相互接続             | 16        |
| 第65条        | 他社接続回線接続変更              | 16        |
| 第66条        | 接続専用回線の接続休止             | 16        |
| 第67条        | 相互接続点の所在場所等の掲示又は変更      | 16        |
| <b>第7章</b>  | <b>利用中止及び利用停止</b>       | <b>17</b> |
| 第68条        | 利用中止                    | 17        |
| 第69条        | 利用停止                    | 17        |
| <b>第8章</b>  | <b>専用回線の利用の制限</b>       | <b>18</b> |
| 第70条        | 専用回線の利用の制限              | 18        |
| 第71条        | 利用回線による制限               | 18        |
| <b>第9章</b>  | <b>料金等</b>              | <b>19</b> |
| 第1節         | 料金及び工事に関する費用            | 19        |
| 第72条        | 料金及び工事に関する費用            | 19        |
| 第2節         | 料金等の支払義務                | 19        |
| 第73条        | 料金の支払義務                 | 19        |
| 第73条の2      | 手続きに関する料金の支払義務          | 22        |
| 第74条        | 工事費の支払義務                | 22        |
| 第75条        | 線路設置費の支払義務              | 22        |
| 第76条        | 設備費の支払義務                | 22        |
| 第3節         | 料金の計算方法等                | 23        |
| 第77条        | 料金の計算方法等                | 23        |
| 第78条        | 料金等支払いの連帯責任             | 23        |
| 第4節         | 割増金及び延滞利息               | 23        |
| 第79条        | 割増金                     | 23        |
| 第80条        | 延滞利息                    | 23        |
| 第5節         | 特定協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等 | 23        |
| 第81条        | 特定協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等 | 23        |
| <b>第10章</b> | <b>保 守</b>              | <b>24</b> |
| 第82条        | 専用契約者の維持責任              | 24        |
| 第83条        | 専用契約者の切分責任              | 24        |
| 第84条        | 修理又は復旧の順位               | 24        |
| <b>第11章</b> | <b>損害賠償</b>             | <b>25</b> |
| 第85条        | 責任の制限                   | 25        |
| 第86条        | 免 責                     | 25        |

|                                       |     |
|---------------------------------------|-----|
| 第12章 雑 則 .....                        | 26  |
| 第87条 承諾の限界 .....                      | 26  |
| 第88条 利用に係る専用契約者の義務 .....              | 26  |
| 第89条 他人に使用させる場合の専用契約者の義務 .....        | 26  |
| 第90条 専用契約者からの専用回線等の設置場所の提供等 .....     | 26  |
| 第91条 専用サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧 .....      | 27  |
| 第92条 専用契約者の氏名等の通知 .....               | 27  |
| 第93条 協定事業者からの通知 .....                 | 27  |
| 第94条 協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行 ..... | 27  |
| 第95条 協定事業者による専用サービスに関する料金等の回収代行 ..... | 27  |
| 第96条 法令に規定する事項 .....                  | 27  |
| 第97条 閲覧 .....                         | 28  |
| <br>                                  |     |
| 別 記 .....                             | 29  |
| 1 専用サービスの提供区域等 .....                  | 29  |
| 2 専用契約者の地位の承継 .....                   | 29  |
| 3 専用契約者の氏名等の変更 .....                  | 29  |
| 4 特定協定事業者 .....                       | 30  |
| 5 特定協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い .....        | 30  |
| 6 専用契約者からの専用回線等の設置場所の提供等 .....        | 31  |
| 7 自営端末設備の接続 .....                     | 31  |
| 8 自営端末設備に異常がある場合等の検査 .....            | 31  |
| 9 自営電気通信設備の接続 .....                   | 32  |
| 10 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査 .....         | 32  |
| 11 当社の維持責任 .....                      | 32  |
| 12 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行 .....     | 32  |
| 13 新聞社等の基準 .....                      | 32  |
| 14 技術資料の項目 .....                      | 33  |
| <br>                                  |     |
| 料 金 表 .....                           | 35  |
| 通 則 .....                             | 35  |
| 第1表 料 金 .....                         | 39  |
| 第1 アナログ伝送サービス等に関する料金 .....            | 39  |
| 第2 高速デジタル伝送サービスに関する料金 .....           | 47  |
| 第3 ATM専用サービスに関する料金 .....              | 92  |
| 第4 高速イーサネット専用サービスに関する料金 .....         | 132 |
| 第5 DSL接続サービスに関する料金 .....              | 139 |
| 第6 その他の専用サービス                         |     |
| 映像伝送サービスに関する料金 .....                  | 142 |
| 第7 手続きに関する料金 .....                    | 145 |
| 第2表 工事に関する費用 .....                    | 146 |
| 第1 工事費 .....                          | 146 |
| 第2 線路設置費 .....                        | 150 |
| 第3 設備費 .....                          | 152 |

|         |                           |     |
|---------|---------------------------|-----|
| 料金表別表 1 | A T M専用サービスの伝送速度.....     | 153 |
| 料金表別表 2 | 学校に限定した基本回線専用料の割引の適用..... | 154 |
| 別 表     | 基本的な技術的事項 .....           | 156 |
| 付 則     | .....                     | 165 |

# 第 1 章 総 則

## (約款の適用)

第 1 条 当社は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第31条及び第31条の4の規定に基づき、この専用サービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これにより専用サービスを提供します。

## (約款の変更)

第 2 条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

## (用語の定義)

第 3 条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

| 用 語         | 用 語 の 意 味  |
|-------------|--|
| 1 電気通信設備    | 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備  |
| 2 電気通信サービス  | 電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること  |
| 3 専用サービス    | 契約の申込み等により指定された区間において当社が設置する電気通信回線を使用して、符号、音響又は影像の伝送を行う電気通信サービス  |
| 4 専用サービス取扱所 | 専用サービスに関する業務を行う当社の事業所  |
| 5 専用契約      | 当社から専用サービスの提供を受けるための契約（短期専用契約となるものを除きます。）  |
| 6 短期専用契約    | 1年未満の利用期間を指定して当社から専用サービスの提供を受けるための契約   |
| 7 専用申込      | 専用契約又は短期専用契約の申込み   |
| 8 専用申込者     | 専用申込をした者   |
| 9 専用契約者     | 当社と専用契約又は短期専用契約を締結している者  |
| 10 専用回線     | 専用契約又は短期専用契約に基づいて設置される電気通信回線   |
| 11 相互接続点    | 当社と当社以外の第一種電気通信事業者（事業法第9条第1項の許可を受けた者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（事業法第38条の2第6項若しくは第8項又は第38条の3第1項若しくは第3項の規定に基づき当社が当社以外の第一種電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点 |
| 12 接続専用回線   | 相互接続点にその一端が終端する専用回線  |

| 用語          | 用語の意味  |
|-------------|--|
| 13 他社接続回線   | 相互接続点において接続専用回線と相互接続する電気通信回線であって、当社以外の第一種電気通信事業者が設置するもの  |
| 14 協定事業者    | 当社と相互接続協定を締結している第一種電気通信事業者   |
| 15 特定協定事業者  | 協定事業者のうち、相互接続協定に基づき当社の接続専用回線と他社接続回線（その他社接続回線を介して接続される他の協定事業者の専用回線を含みます。）を合わせて料金を設定している協定事業者          |
| 16 端末設備     | 専用回線の終端（相互接続点におけるものを除きます。）に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの |
| 17 専用回線等    | 専用回線及び当社が設置する端末設備  |
| 18 自営端末設備   | 第一種電気通信事業者以外の者が設置する端末設備  |
| 19 自営電気通信設備 | 第一種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの  |
| 20 技術基準等    | 端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び専用回線端末等の接続の技術的条件   |
| 21 分岐       | 1の専用契約又は短期専用契約に係る専用回線の中から専用契約者が指定する場所までの間に専用回線を設置すること  |
| 22 分岐回線     | 専用回線のうち、分岐により設置する部分  |
| 23 専用取扱局    | 電気通信設備を設置し、それにより専用サービスを提供する当社の事業所  |
| 24 回線終端装置   | 専用回線の終端（相互接続点において端末設備が接続される形態に相当する接続専用回線以外の接続専用回線の相互接続点の部分を除きます。）の場所に当社が設置する装置                       |
| 25 消費税相当額   | 消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額      |



## 第2章 専用サービスの種類

### (専用サービスの種類)

第4条 当社が提供する専用サービスには、次の種類があります。

- (1) アナログ伝送サービス及び一般デジタル伝送サービス
- (2) 高速デジタル伝送サービス
- (3) ATM専用サービス
- (4) 高速イーサネット専用サービス
- (5) DSL接続サービス
- (6) その他の専用サービス  
映像伝送サービス

### 第3章 専用サービスの提供区域等

(専用サービスの提供区域)

第5条 当社の専用サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

## 第4章 契 約

### 第1節 アナログ伝送サービス及び一般デジタル伝送サービスに係る契約

(アナログ伝送サービス及び一般デジタル伝送サービスの品目)

第6条 アナログ伝送サービス及び一般デジタル伝送サービス（以下「アナログ伝送サービス等」といいます。）には、料金表第1表（料金）に規定する品目があります。

(契約の種別)

第7条 アナログ伝送サービス等に係る契約には、次の種別があります。

- (1) 専用契約
- (2) 短期専用契約

(契約の単位)

第8条 当社は、専用回線1回線ごとに1の専用契約（短期専用契約を含みます。以下この節において同じとします。）を締結します。

(共同専用契約)

第9条 当社は、1の専用回線について専用契約者が2人以上になる専用契約（以下「共同専用契約」といいます。）を締結します。

(専用回線の終端)

第10条 当社は、専用契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて堅固に施設できる地点に保安器又は配線盤等を設置し、これを専用回線の終端とします。

2 当社は、前項の専用回線の終端（相互接続点の部分を除きます。以下同じとします。）に係る地点を定めるときは、専用契約者と協議します。

(收容区域及び加入区域)

第11条 当社は、料金表第1表（料金）に定めるところにより收容区域及び加入区域を設定します。

2 当社は、当社が指定する専用サービス取扱所においてその收容区域及び加入区域を閲覧に供します。

(専用申込の方法)

第12条 専用申込をするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を専用サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 専用サービスの種類及び品目
- (2) 回線数
- (3) 専用回線の終端の場所
- (4) 通信方式の種類
- (5) その他専用申込の内容を特定するための事項

2 接続専用回線に係る専用申込をするときは、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を専用サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) その接続専用回線と相互に接続する他社接続回線に係るサービスの種類及び品目
- (2) その接続専用回線と相互に接続する他社接続回線に係る区間
- (3) その接続専用回線と相互に接続する他社接続回線に係る協定事業者の氏名又は名称

(4) その他接続専用回線に係る専用申込の内容を特定するための事項

#### (専用申込の承諾)

**第13条** 当社は、専用申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、短期専用契約に係る専用申込があった場合は、申込みのあった専用回線を設置するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その専用申込を承諾します。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その専用申込を承諾しないことがあります。
  - (1) 申込みのあった専用回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
  - (2) 専用申込者が専用サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (3) 接続専用回線に係る専用申込にあつては、その接続専用回線と他社接続回線との相互接続に関し、その他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
  - (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

#### (最低利用期間)

**第14条** アナログ伝送サービス等については、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、専用回線の提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 専用契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除、分岐回線の廃止もしくは移転、専用サービスの品目の変更又は専用回線の移転があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

#### (専用契約者数の変更)

**第15条** 専用契約者は、専用契約者数の変更を請求することができます。この場合、新たに専用契約者となる者又は利用をやめようとする者と連署した当社所定の契約申込書を専用サービス取扱所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第13条(専用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

#### (品目の変更)

**第16条** 専用契約者は、専用サービスの品目の変更を請求することができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第13条(専用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

#### (専用回線の2線式と4線式の区別の変更)

**第17条** 専用契約者は、専用回線について、2線式と4線式の区別の変更の請求をすることができます。

ただし、品目の変更を伴う場合は、その変更の請求に含めて取り扱います。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第13条(専用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

#### (専用回線の分岐)

**第18条** 専用契約者は、料金表第1表(料金)に定めるところによりその専用回線の分岐の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第13条（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

#### （専用回線の移転）

**第19条** 専用契約者は、専用回線の移転の請求をすることができます。

ただし、相互接続点と相互接続点以外の地点との間の移転については、この限りではありません。

2 当社は、前項の請求があったときは、第13条（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

#### （専用回線の異経路）

**第20条** 当社は、業務の遂行上支障がない場合において、専用契約者（短期専用契約を締結している者を除きます。）の請求に基づき、その専用回線を通常の経路以外の当社が指定する経路（以下「異経路」といいます。）により設置します。

#### （専用回線の利用の一時中断）

**第21条** 当社は、専用契約者から請求があったときは、専用回線の利用の一時中断（その専用回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

#### （専用契約に基づく権利の譲渡の禁止）

**第22条** 専用契約者が専用契約に基づいて専用サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

#### （契約者が行う専用契約の解除）

**第23条** 専用契約者は、専用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ専用サービス取扱所に当社所定の書面により通知していただきます。

#### （当社が行う専用契約の解除）

**第24条** 当社は、第69条（利用停止）の規定により利用停止された専用回線等について、専用契約者がおおその事実を解消しない場合は、その専用回線等に係る専用契約を解除することがあります。

2 当社は、専用契約者が第69条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、専用回線等の利用停止をしないでその専用回線等に係る専用契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その専用契約を解除しようとするときは、あらかじめ、専用契約者にそのことを通知します。

#### （その他の提供条件）

**第25条** アナログ伝送サービス等に係る専用契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

## 第2節 高速デジタル伝送サービスに係る契約

### (高速デジタル伝送サービスの品目等)

**第26条** 高速デジタル伝送サービス（64kbit/s以上の符号伝送が可能な専用サービスであって、ATM専用サービス、高速イーサネット専用サービス及びDSL接続サービス以外のものをいいます。以下同じとします。）には、料金表第1表（料金）に規定する品目及び通信又は保守の態様による細目があります。

### (契約の種別)

**第27条** 高速デジタル伝送サービスに係る契約には、次の種別があります。

ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- (1) 専用契約
- (2) 短期専用契約

### (専用回線の終端)

**第28条** 当社は、専用契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて堅固に施設できる地点に保安器、配線盤又は回線終端装置を設置し、これを専用回線の終端とします。

ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 当社は、前項の専用回線の終端（相互接続点の部分を除きます。以下同じとします。）に係る地点を定めるときは、専用契約者と協議します。

### (最低利用期間)

**第29条** 高速デジタル伝送サービスには、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、専用回線の提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 専用契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除、専用サービスの品目の変更、料金表第1表（料金）に定める通信又は保守の態様による細目の変更又は専用回線の移転があつた場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表（料金）に規定する額を支払っていただきます。

### (通信又は保守の態様による細目の変更)

**第30条** 専用契約者は、その専用回線（短期専用契約に基づいて設置されるものを除きます。）について、通信又は保守の態様による細目の変更の請求を行うことができます。

ただし、料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 当社は、前項の請求があつたときは、第13条（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

### (多重アクセスの提供)

**第31条** 専用契約者は、多重アクセス（専用回線の終端の場所が同一であつて、専用契約者が同一の者（共同専用契約を締結している専用回線については、その多重アクセスを利用する他の専用回線に同一の専用契約者が含まれている場合であつて、その多重アクセスに係る専用契約者全員の同意があるときに限ります。）である複数の高速デジタル伝送サービスの専用回線を1の伝送路インタフェース上で多重化することをいいます。以下同じとします。）の請求をすることができます。

- 2 専用契約者は、前項の請求にあつては、料金表第1表（料金）に規定する伝送速度の区分を、あらかじめ指定していただきます。

3 当社は、第1項の請求があったときは、第13条（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

**（回線自動切替機能の提供）**

**第32条** 専用契約者は、回線自動切替機能（その専用回線（当社が別に定めるものを除きます。）とその専用回線に係る分岐回線（その専用回線の終端と同一の設置場所に終端があるものに限ります。）との間で回線を自動的に切り替えて利用することができる機能をいいます。）の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第13条（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（注）本条第1項に規定する当社が別に定めるものは、料金表第1表（料金）に規定するエコノミークラス及びシンプルクラスのものとしします。

**（その他の提供条件）**

**第33条** 契約の単位、共同専用契約、收容区域及び加入区域、専用申込の方法、専用申込の承諾、専用契約者数の変更、品目の変更、専用回線の移転、専用回線の異経路、専用回線の利用の一時中断、専用契約に基づく権利の譲渡の禁止、契約者が行う専用契約の解除及び当社が行う専用契約の解除の取扱いについては、アナログ伝送サービス等の場合に準ずるものとしします。

2 前項に規定するほか、高速デジタル伝送サービスに係る専用契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3によります。

### 第3節 ATM専用サービスに係る契約

#### (ATM専用サービスの品目等)

第34条 ATM専用サービス(ATM方式により符号伝送を行う専用サービスをいいます。以下同じとします。)には、料金表第1表(料金)に規定する品目及び通信又は保守の態様による細目があります。

#### (契約の種別)

第35条 ATM専用サービスについては、短期専用契約は締結しません。

#### (最低利用期間)

第36条 ATM専用サービスについては、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、専用回線の提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 専用契約者は、前項の最低利用期間内に専用契約の解除、品目の変更、料金表第1表(料金)に定める通信又は保守の態様による細目の変更又は専用回線の移転があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

#### (通信又は保守の態様による細目の変更)

第37条 専用契約者は、その専用回線について、通信又は保守の態様による細目の変更の請求を行うことができます。

ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第13条(専用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

#### (端末回線多重の提供)

第38条 専用契約者は、端末回線多重(専用回線の終端の場所が同一であって、専用契約者が同一の者(共同専用契約を締結している専用回線について、その端末回線多重を利用する他の専用回線に同一の専用契約者が含まれている場合であって、その端末回線多重に係る専用契約者全員の同意があるときに限ります。)である複数のATM専用サービスの専用回線を1の伝送路インタフェース上で多重化することをいいます。以下同じとします。)の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第13条(専用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

#### (回線内速度設定の提供)

第39条 専用契約者は、回線内速度設定(その専用回線において、特定の符号の伝送速度を確保するために、料金表別表1に定めるところにより速度を設定することをいいます。以下同じとします。)の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第13条(専用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

#### (回線終端装置の種類の変更)

第40条 専用契約者は、回線終端装置の種類の変更の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第13条(専用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。



#### (その他の提供条件)

**第41条** 契約の単位、共同専用契約、收容区域及び加入区域、専用申込の方法、専用申込の承諾、専用契約者数の変更、品目の変更、専用回線の移転、専用回線の異経路、専用回線の利用の一時中断、専用契約に基づく権利の譲渡の禁止、契約者が行う専用契約の解除及び当社が行う専用契約の解除の取扱いについては、アナログ伝送サービス等の場合に、専用回線の終端の取扱いについては、高速デジタル伝送サービスの場合に準じるものとします。

2 前項に規定するほか、ATM専用サービスに係る専用契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

### 第4節 高速イーサネット専用サービスに係る契約

#### (高速イーサネット専用サービスの品目等)

**第41条の2** 高速イーサネット専用サービスには、料金表第1表(料金)に規定する品目があります。

#### (契約の種別)

**第41条の3** 高速イーサネット専用サービスについては、短期専用契約は締結しません。

#### (最低利用期間)

**第41条の4** 高速イーサネット専用サービスには、料金表第1表(料金)に定めるところにより、最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、専用回線の提供を開始した日から起算して1年間とします。

3 専用契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除、品目の変更又は専用回線の移転があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

#### (その他の提供条件)

**第41条の5** 契約の単位、共同専用契約、收容区域及び加入区域、専用申込の方法、専用申込の承諾、専用契約者数の変更、品目の変更、専用回線の移転、専用回線の異経路、専用回線の利用の一時中断、専用契約に基づく権利の譲渡の禁止、契約者が行う専用契約の解除及び当社が行う専用契約の解除の取扱いについては、アナログ伝送サービス等の場合に、専用回線の終端の取扱いについては、高速デジタル伝送サービスの場合に準じるものとします。

2 前項に規定するほか、高速イーサネット専用サービスに係る専用契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

### 第5節 DSL接続サービスに係る契約

#### (DSL接続サービスの内容)

**第42条** DSL接続サービスは、利用回線(他社接続回線であって、西日本電信電話株式会社のDSL等接続専用サービスに係る契約に基づいて設置されるもの(DSL等接続専用サービスを利用するために設置されるものを含みます。))に限り、利用して行う専用サービスをいいます。

#### (契約の種別)

**第43条** DSL接続サービスについては、短期専用契約は締結しません。

#### (契約の単位)

**第44条** 当社は、特定協定事業者（KDD I 株式会社に限り。）との相互接続に係るDSL接続サービスにあつては、専用回線1回線ごとに、それ以外のDSL接続サービスにあつては専用回線群（同一の専用回線群識別符号（DSL接続サービスに係る専用契約者を識別するための英字又は数字の組み合わせであつて、DSL接続サービス契約に基づいて当社がその専用契約者に割り当てるものをいいます。）を使用する専用回線に限り。）ごとに1の専用契約を締結します。この場合、専用契約者は、1の専用契約につき1人に限ります。

#### (専用回線の品目)

**第45条** 専用回線には、料金表第1表（料金）に規定する品目があります。

#### (専用回線の終端)

**第46条** 当社は、DSL接続サービス取扱局（専用取扱局のうち、当社が別に定めるものとします。以下同じとします。）内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて堅固に施設できる地点に保安器又は配線盤等を設置し、これを専用回線の終端とします。

ただし、特定協定事業者（KDD I 株式会社に限り。）との相互接続に係るDSL接続サービスについては、この限りではありません。

2 当社は、前項の専用回線の終端に係る地点を定めるときは、専用契約者と協議します。

#### (専用申込の方法)

**第47条** 専用申込をするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を専用サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 専用回線の終端の場所
- (2) 相互に接続する利用回線に係るサービスの種類等
- (3) 相互に接続する利用回線に係る終端の場所
- (4) 相互に接続する利用回線に係る専用回線の品目
- (5) その他専用申込の内容を特定するための事項

#### (専用申込の承諾)

**第48条** 当社は、専用申込があつたときは、受け付けた順序に従つて承諾します。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その専用申込を承諾しないことがあります。
- (1) 申込みのあつた専用回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
  - (2) 専用申込者が、第一種電気通信事業者、第二種電気通信事業者（事業法第22条第1項の届出をした者又は事業法第24条第1項の登録を受けた者をいいます。以下同じとします。）又は特定協定事業者（KDD I 株式会社に限り。）との相互接続に係るDSL接続サービスの申込者でないとき。
  - (3) 専用申込者が専用サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (4) その他DSL接続サービスに関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

#### (専用回線の品目の変更)

**第49条** 専用契約者は、専用回線の品目の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があつたときは、第48条（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

#### (最低利用期間)

**第50条** D S L接続サービス（特定協定事業者（KDD I 株式会社に限ります。）との相互接続に係るものを除きます。）については、料金表第1表（料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、D S L接続サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 専用契約者は、前項の最低利用期間内に専用契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表（料金）に規定する額を支払っていただきます。

#### (専用回線の利用の一時中断)

**第51条** 当社は、専用契約者から請求があったときは、専用回線の利用の一時中断を行います。

- 2 専用回線の一時中断期間（その専用回線を利用できないようにした日から利用できるようにした日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）は、30日を超えるものとし、1年を限度とします。

#### (専用契約に基づく権利の譲渡の禁止)

**第52条** 専用契約者が専用契約に基づいてD S L接続サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

#### (その他の提供条件)

**第53条** 契約者が行う専用契約の解除及び当社が行う専用契約の解除の取扱いについては、アナログ伝送サービス等の場合に準ずるものとします。

- 2 前項に規定するほか、D S L接続サービスに係る専用契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

### 第6節 その他の専用サービスに係る契約 映像伝送サービスに係る契約

#### (映像伝送サービスの品目等)

**第54条** 映像伝送サービスには、料金表第1表（料金）に規定する品目及び通信の態様による細目があります。

#### (契約の種別)

**第55条** 短期専用契約は、端末回線のみによるものに限り、締結します。

#### (専用回線の終端)

**第56条** 当社は、専用契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって堅固に施設できる地点に保安器又は配線盤等を設置し、これを専用回線の終端とします。

- 2 当社は、前項の地点を定めるときは、接続専用回線に係る相互接続点の部分を除いて、専用契約者と協議します。

**(最低利用期間)**

**第57条** 映像伝送サービスには、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、専用回線の提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 専用契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除、料金表第1表(料金)に定める通信の態様による細目の変更又は専用回線の移転があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

**(通信の態様による細目の変更)**

**第58条** 専用契約者は、通信の態様による細目の変更の請求をすることができます。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第13条(専用申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

**(その他の提供条件)**

**第59条** 契約の単位、共同専用契約、専用申込の方法、専用申込の承諾、専用契約者数の変更、専用回線の移転、専用回線の異経路、専用回線の利用の一時中断、専用契約に基づく権利の譲渡の禁止、専用契約者の地位の承継、専用契約者の氏名等の変更、契約者が行う専用契約の解除及び当社が行う専用契約の解除の取扱いについては、アナログ伝送サービス等の場合に準ずるものとします。

- 2 前項に規定するほか、映像伝送サービスに係る専用契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

## 第5章 端末設備の提供等

### (端末設備の提供)

第60条 当社は、専用契約者から請求があったときは、その専用回線について料金表第1表（料金）に定めるところにより端末設備を提供します。

（注）当社は、その専用回線が1年未満の利用期間を指定して締結した契約により提供されるものであるときは、短期端末設備（専用契約者が1年未満の利用期間を指定して提供を受ける端末設備をいいます。）に限り提供します。

### (端末設備の移転)

第61条 当社は、専用契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

### (端末設備の利用の一時中断)

第62条 当社は、専用契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

## 第6章 回線相互接続

### (当社又は他社の電気通信回線の接続)

第63条 専用契約者は、その専用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その専用回線と当社又は当社以外の第一種電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続（相互接続点における他社接続回線との接続に該当する場合を除きます。）の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を専用サービス取扱所に提出していただきます。

- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の第一種電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信については、その品質を保証しません。

### (他社接続回線の相互接続)

第64条 当社は、接続専用回線に係る専用申込又は接続専用回線の移転の請求を承諾したときは、その接続専用回線に係る相互接続点において、指定のあった他社接続回線との接続を行います。

### (他社接続回線接続変更)

第65条 当社は、専用契約者から請求があったときは、その接続専用回線に係る相互接続点の現在の所在場所において、現在接続されている他社接続回線以外の他社接続回線への接続の変更（以下「他社接続回線接続変更」といいます。）を行います。

- 2 当社は、前項の請求があったときは、第13条（専用申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

### (接続専用回線の接続休止)

第66条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止もしくは相互接続協定の解除又は相互接続協定に係る第一種電気通信事業者の第一種電気通信事業の休止により、専用契約者が接続専用回線と相互に接続する他社接続回線を利用することができなくなった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、その接続専用回線について、接続休止とします。

ただし、その接続専用回線について、専用契約者から専用回線の移転、専用回線の利用の一時中断もしくは他社接続回線接続変更の請求又は専用契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定により、その接続専用回線について接続休止をしようとするときは、あらかじめその接続専用回線に係る専用契約者にそのことを通知します。
- 3 接続専用回線の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その接続専用回線に係る専用契約は、解除されたものとして取り扱います。この場合、その接続専用回線に係る専用契約者にそのことを通知します。

### (相互接続点の所在場所等の掲示又は変更)

第67条 当社は、相互接続点の所在場所等について、専用サービス取扱所に掲示するものとします。

- 2 前項の相互接続点の所在場所等については、相互接続協定に基づき、これを変更することがあります。

## 第7章 利用中止及び利用停止

### (利用中止)

第68条 当社は、次の場合には、専用回線等の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第70条（専用回線の利用の制限）の規定により、専用回線の利用を中止するとき。
- (3) 第67条（相互接続点の所在場所等の掲示又は変更）の規定により、接続専用回線に係る相互接続点の所在場所を変更するとき。

2 当社は、前項の規定により、専用回線等の利用を中止するときは、あらかじめ、そのことを専用契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### (利用停止)

第69条 当社は、専用契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間（その専用回線等の料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなった専用回線等の料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その専用回線等の利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないうとき。
- (2) 料金表第1表（料金）に専用回線等の利用用途に関する規定があるときは、その用途以外の用途にその専用回線等を利用したとき。
- (3) 第88条（利用に係る専用契約者の義務）又は第89条（他人に使用させる場合の専用契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (4) 当社の承諾を得ずに、専用回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の第一種電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (5) 専用回線に接続されている自営端末設備もしくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備又は自営電気通信設備を専用回線から取りはずさなかつたとき。

2 当社は、前項の規定により、専用回線等の利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を専用契約者に通知します。

## 第8章 専用回線の利用の制限

### (専用回線の利用の制限)

第70条 当社は、専用サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている専用回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外の専用回線による利用を中止する措置をとることがあります。

| 機 関 名                         |
|-------------------------------|
| 気象機関                          |
| 水防機関                          |
| 消防機関                          |
| 災害救助機関                        |
| 警察機関（海上保安庁の機関を含みます。以下同じとします。） |
| 防衛機関                          |
| 輸送の確保に直接関係がある機関               |
| 通信の確保に直接関係がある機関               |
| 電力の供給の確保に直接関係がある機関            |
| ガスの供給の確保に直接関係がある機関            |
| 水道の供給の確保に直接関係がある機関            |
| 選挙管理機関                        |
| 別記13の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 |
| 預貯金業務を行う金融機関                  |
| 国又は地方公共団体の機関                  |

### (利用回線による制限)

第71条 D S L接続サービスに係る専用契約者は、その利用回線に係る西日本電信電話株式会社の専用サービスに関する契約約款及び料金表に規定するところにより、利用回線を利用することができない場合においては、その利用回線によるD S L接続サービスを利用することはできません。

2 前項の規定によるほか、利用回線に係る電気通信回線設備の回線距離もしくは設備状況、他の電気通信サービスに係る電気通信回線設備等からの信号の漏洩又は利用回線の終端に接続される電気通信設備の態様等により、その利用回線による通信の伝送速度が低下もしくは変動する状態、符号誤りが発生する状態又は通信が全く利用できない状態（通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下「D S L方式に起因する事象」といいます。）となることがあります。



## 第9章 料金等

### 第1節 料金及び工事に関する費用

#### (料金及び工事に関する費用)

第72条 当社が提供する専用サービスの料金は、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

2 当社が提供する専用サービスの工事に関する費用は、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する工事費、線路設置費及び設備費とします。

(注) 本条第1項に規定する料金は、当社が提供する専用サービスの態様に応じて、基本回線専用料、分岐回線専用料、分岐料及び加算額等を合算したものとします。

### 第2節 料金等の支払義務

#### (料金の支払義務)

第73条 専用契約者は、その専用契約（短期専用契約を含みます。以下同じとします。）に基づいて当社が専用回線等の提供を開始した日から起算して専用契約の解除又は分岐回線の廃止等（以下この条において「解除等」といいます。）があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除等があった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表（料金）に規定する料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により専用回線等を利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 次の場合が生じたときは、専用契約者は、その期間中の料金の支払を要します。

ア 利用の一時中断をしたとき。

イ 利用停止があったとき。

(2) 前号の規定によるほか、専用契約者は、次の表に規定する場合を除いて、専用回線等を利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

| 区 別   | 支払いを要しない料金   |     |                           |       |                     |      |                  |      |                       |      |                  |       |   |
|---|--|-----|---------------------------|-------|---------------------|------|------------------|------|-----------------------|------|------------------|-------|---|
| <p>1 専用契約者の責めによらない理由によりその専用回線等を全く利用できない状態（その専用回線等による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合（2 欄もしくは3 欄に該当する場合又はDSL方式に起因する事象により全く利用できない状態となる場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、次表に規定する時間（通信又は保守の態様による細目について料金表第1表（料金）に定めがある場合はその定める時間とします。）以上その状態が連続したとき。</p> <table border="1" data-bbox="304 898 807 1368"> <thead> <tr> <th data-bbox="304 898 676 952">区 分</th> <th data-bbox="676 898 807 952">時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="304 952 676 1041">(1) (2)、(3)、(4)又は(5)以外の場合</td> <td data-bbox="676 952 807 1041">1 2時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="304 1041 676 1131">(2) 高速デジタル伝送サービスの場合</td> <td data-bbox="676 1041 807 1131">1 時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="304 1131 676 1220">(3) ATM専用サービスの場合</td> <td data-bbox="676 1131 807 1220">1 時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="304 1220 676 1310">(4) 高速イーサネット専用サービスの場合</td> <td data-bbox="676 1220 807 1310">1 時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="304 1310 676 1368">(5) DSL接続サービスの場合</td> <td data-bbox="676 1310 807 1368">2 4時間</td> </tr> </tbody> </table> | 区 分  | 時 間 | (1) (2)、(3)、(4)又は(5)以外の場合 | 1 2時間 | (2) 高速デジタル伝送サービスの場合 | 1 時間 | (3) ATM専用サービスの場合 | 1 時間 | (4) 高速イーサネット専用サービスの場合 | 1 時間 | (5) DSL接続サービスの場合 | 2 4時間 | <p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（この表の1 欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するその専用回線等（その専用回線等の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての料金</p> |
| 区 分   | 時 間  |     |                           |       |                     |      |                  |      |                       |      |                  |       |   |
| (1) (2)、(3)、(4)又は(5)以外の場合   | 1 2時間  |     |                           |       |                     |      |                  |      |                       |      |                  |       |   |
| (2) 高速デジタル伝送サービスの場合   | 1 時間   |     |                           |       |                     |      |                  |      |                       |      |                  |       |   |
| (3) ATM専用サービスの場合  | 1 時間   |     |                           |       |                     |      |                  |      |                       |      |                  |       |   |
| (4) 高速イーサネット専用サービスの場合   | 1 時間   |     |                           |       |                     |      |                  |      |                       |      |                  |       |   |
| (5) DSL接続サービスの場合  | 2 4時間  |     |                           |       |                     |      |                  |      |                       |      |                  |       |   |
| <p>2 当社の故意又は重大な過失によりその専用サービスを全く利用できない状態が生じたとき。</p>  | <p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその専用回線等（その専用回線等の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての料金</p>   |     |                           |       |                     |      |                  |      |                       |      |                  |       |   |
| <p>3 専用回線等の移転又は他社接続回線接続変更に伴って、専用回線等を利用できなくなった期間が生じたとき（専用契約者の都合により、専用回線等を利用しなかった場合であって、その専用回線等を保留したときを除きます。）。</p>  | <p>利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するその専用回線等（その専用回線等の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての料金</p> |     |                           |       |                     |      |                  |      |                       |      |                  |       |   |

- 3 第1項の期間において、専用契約者が接続専用回線と相互に接続する他社接続回線を利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。
- (1) 接続専用回線と相互に接続する他社接続回線の利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その他社接続回線の契約者に帰する事由により、専用契約者がその他社接続回線を利用することができなくなった場合であっても、専用契約者は、その接続専用回線に係る料金の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、専用契約者は、次の場合を除いて、接続専用回線と相互に接続する他社接続回線を利用することができなかった期間中の料金の支払いを要します。

| 区 別   | 支払いを要しない料金  |
|---|---|
| <p>1 専用契約者の責めによらない理由により接続専用回線と相互に接続する他社接続回線を全く利用できない状態（その他社接続回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、前項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したとき。</p>   | <p>そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（前項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するその専用回線（当社が設置する端末設備を含みます。）についての料金</p> |
| <p>2 接続専用回線の接続休止をしたとき。</p>  | <p>接続専用回線の接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するその接続専用回線（当社が設置する端末設備を含みます。）についての料金</p>                |
| <p>備 考</p> <p>この表の1欄における「接続専用回線と相互に接続する他社接続回線を全く利用できない状態が生じた場合」には、その他社接続回線に接続されている他の接続専用回線又は他の第一種電気通信事業者の電気通信回線（事業法施行規則第3条第2項に定める専用役務に係るもの）に限ります。以下この備考において「他社専用回線」といいます。）を利用することができなくなったため、その他社接続回線を全く利用できない状態が生じた場合を含みます。</p> <p>ただし、その他社接続回線に接続されている他の接続専用回線又は他社専用回線について、利用の一時中断、利用停止又は専用契約の解除その他その接続専用回線の専用契約者もしくは他社専用回線の契約者の責めに帰すべき事由により、その接続専用回線又は他社専用回線を利用することができなくなったため、その他社接続回線を全く利用できない状態が生じた場合は、この限りではありません。</p> |   |

- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金をお返しします。
- 5 特定協定事業者との相互接続に係る料金の支払義務については、前4項の規定にかかわらず、第5節（特定協定事業者との相互接続に係る料金の取り扱い等）に規定するところによります。
- 6 第2項及び第3項の規定にかかわらず、その専用回線に係る料金の扱いについて、料金表にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。

#### (手続きに関する料金の支払義務)

**第73条の2** 専用契約者は、専用サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表(料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

#### (工事費の支払義務)

**第74条** 専用契約者は、専用申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1(工事費)に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその専用契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。

この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費をお返しします。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、専用契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

#### (線路設置費の支払義務)

**第75条** 専用契約者は、次の場合には、料金表第2表第2(線路設置費)に規定する線路設置費の支払いを要します。

ただし、専用回線の設置等の工事の着手前にその専用回線の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条及び次条において「解除等」といいます。)があった場合はこの限りではありません。

この場合、既にその線路設置費が支払われているときは当社は、その線路設置費をお返しします。

- (1) 専用回線の終端が区域外(収容区域のうち加入区域外のものをいいます。以下同じとします。)となる専用申込(専用回線の分岐の請求を含みます。)をし、その承諾を受けたとき。
- (2) 専用回線の終端が区域外にある専用回線について、専用サービスの品目の変更又は専用回線の2線式から4線式への区別の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。
- (3) 移転後の専用回線の終端が区域外となる専用回線の移転(移転後の専用回線の終端が移転前の端末設備の設置範囲内となるものを除きます。)の請求をし、その承諾を受けたとき。
- (4) 短期専用契約の申込をし、その承諾を受けたとき。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、専用契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事(区域外における専用回線及び短期専用契約の専用回線の新設の工事に限ります。)の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

#### (設備費の支払義務)

**第76条** 専用契約者は、特別な電気通信設備の新設等を要する専用申込又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第3(設備費)に規定する設備費の支払いを要します。

ただし、専用回線の設置等の工事の着手前に解除等があった場合は、この限りではありません。

この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費をお返しします。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、専用契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事(解除等を行う前に設備費の支払いを要することとなっていた部分に限ります。)の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

### 第3節 料金の計算方法等

#### (料金の計算方法等)

第77条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

#### (料金等支払いの連帯責任)

第78条 共同専用契約を締結している各専用契約者は、その専用契約者が支払わなければならない料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務の支払について、連帯して責任を負うものとします。

### 第4節 割増金及び延滞利息

#### (割増金)

第79条 専用契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、支払っていただきます。

#### (延滞利息)

第80条 専用契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年10%の割合で計算して得た額を延滞利息として、支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

### 第5節 特定協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等

第81条 当社は、接続専用回線のうち、別記4に定める協定事業者に関わるものについて、特定協定事業者との相互接続に係る料金として取り扱います。

2 前項に規定する特定協定事業者との相互接続に係る料金について、その料金を定める電気通信事業者、その料金の請求を行う電気通信事業者及びその料金に関するその他の取扱いは、相互接続協定に基づき別記5に定めるところによります。

## 第 10 章 保 守

### (専用契約者の維持責任)

第82条 専用契約者は、その専用回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

### (専用契約者の切分責任)

第83条 専用契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が専用回線等に接続されている場合であって、専用回線等（接続専用回線と相互に接続されている他社接続回線を含みます。以下この条において同じとします。）を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、専用契約者から要請があったときは、試験を行い、その結果を専用契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により専用回線等に故障がないと判定した場合において、専用契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、専用契約者にその派遣に要した額を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について、当社と保守契約を締結している専用契約者には適用しません。

### (修理又は復旧の順位)

第84条 当社は、専用回線等が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第70条（専用回線の利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその専用回線等を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の専用回線等は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。

| 順位 | 機 関 名  |
|----|--|
| 1  | 気象機関に設置されるもの<br>水防機関に設置されるもの<br>消防機関に設置されるもの<br>災害救助機関に設置されるもの<br>警察機関に設置されるもの<br>防衛機関に設置されるもの<br>輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの<br>通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの<br>電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの   |
| 2  | ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの<br>水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの<br>選挙管理機関に設置されるもの<br>別記13の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの<br>預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの<br>国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。） |
| 3  | 第1順位及び第2順位に該当しないもの。  |

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した専用回線について、暫定的にその経路を変更することがあります。

## 第 1 1 章 損害賠償

### (責任の制限)

**第85条** 当社は、専用サービスを提供すべき場合において、当社又は特定協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その専用回線等が全く利用できない状態（その専用回線等による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、第73条（料金の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その当該専用契約者の損害を賠償します。

ただし、特定協定事業者が、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによりその損害を賠償する場合又はDSL方式に起因する事象によりそのDSL接続サービスが全く利用できない状態となる場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、専用回線等が全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後その状態が連続した時間（第73条第2項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分）に限り、以下この条において同じとします。）に対応するその専用回線等に係る料金額（この約款の規定により当社が定める料金額（専用回線等の一部を全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額））に限り、発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失により専用サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(注) 本条第2項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

### (免責)

**第86条** 当社は、専用回線等の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあって、専用契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社はこの約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、専用回線端末等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（専用取扱局に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に専用回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担するものとします。

## 第 1 2 章 雑 則

### (承諾の限界)

**第87条** 当社は、専用契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき（その請求に係る専用回線が接続専用回線である場合において、その接続専用回線と他社接続回線との接続に関し、その他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られない場合その他その請求内容が相互接続協定に基づく条件に適合しない場合を含みます。）は、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした専用契約者に通知します。ただし、この約款に別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

### (利用に係る専用契約者の義務)

**第88条** 専用契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 当社が専用契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、又はその専用回線等に線条その他の導体を連絡しないこと。  
ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、又は自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、その専用回線等に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (3) 当社が専用契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2 専用契約者は、前項の規定に違反してその専用回線等を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

### (他人に使用させる場合の専用契約者の義務)

**第89条** 専用契約者は、その専用回線等を専用契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

- (1) 専用契約者は、前条の規定の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、その専用回線等を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。
- (2) 専用契約者は、その専用回線等に関する料金又は工事に関する費用のうち、その専用回線等を使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負うこと。
- (3) 専用契約者は、当社が別に定める事項について、その専用回線等に接続する端末設備又は自営電気通信設備のうち、その専用回線等を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。

(注) 本条第3号に規定する当社が別に定める事項は、次に掲げるこの約款の規定の適用とします。

- ア 第82条（専用契約者の維持責任）
- イ 第83条（専用契約者の切分責任）
- ウ 別記7（自営端末設備の接続）
- エ 別記8（自営端末設備に異常がある場合等の検査）
- オ 別記9（自営電気通信設備の接続）
- カ 別記10（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

### (専用契約者からの専用回線等の設置場所の提供等)

**第90条** 専用契約者からの専用回線等の設置場所の提供等については、別記6に定めるところによります。



#### (専用サービスの技術的事項及び技術資料の閲覧)

第91条 専用サービスにおける基本的な技術的事項は別表のとおりとします。

- 2 当社は、当社が指定する専用サービス取扱所において、専用サービスを利用するうえで参考となる別記14の事項を記載した技術参考資料を閲覧に供します。

#### (専用契約者の氏名等の通知)

第92条 当社は、協定事業者から請求があったときは、専用契約者（その協定事業者と専用サービスを利用する上で必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

#### (協定事業者からの通知)

第93条 専用契約者は、当社が料金又は工事に関する費用の適用にあたり必要があるときは、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

#### (協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

第94条 当社は、専用契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の契約約款及び料金表の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした専用契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その専用契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

- 2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その専用契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払われないときは、当社は、前項に規定する取扱いを廃止します。

#### (協定事業者による専用サービスに関する料金等の回収代行)

第95条 当社は、専用契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりその専用契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした専用契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その専用契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

- 2 前項の規定により、協定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、その専用契約者が協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者を支払われないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

#### (法令に規定する事項)

第96条 専用サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記7から11に定めるところによります。

(閲覧)

第97条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供しません。

# 別記

## 別 記

### 1 専用サービスの提供区域等

当社の専用サービスは、次に掲げる県の市町村における専用回線の終端（相互接続点におけるものを除きます。以下同じとします。）相互間、専用回線の終端と相互接続点との間において提供します。

| 県   | 市 町 村  |
|-----|--|
| 石川県 | 金沢市、白山市、小松市、能美市、加賀市、かほく市、七尾市、羽咋市、輪島市、珠洲市、能美郡川北町、石川郡野々市町、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町、羽咋郡志賀町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡門前町、鳳珠郡能登町         |
| 富山県 | 富山市、滑川市、魚津市、黒部市、高岡市、氷見市、小矢部市、砺波市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町、下新川郡宇奈月町、下新川郡入善町                                  |
| 福井県 | 福井市、大野市、勝山市、越前市、鯖江市、敦賀市、あわら市、吉田郡松岡町、吉田郡永平寺町、吉田郡上志比村、坂井郡三国町、坂井郡丸岡町、坂井郡春江町、坂井郡坂井町、今立郡池田町、南条郡南越前町、丹生郡越前町、丹生郡越廼村、丹生郡清水町、足羽郡美山町 |

### 2 専用契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により専用契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、専用サービス取扱所に通知していただきます。
- (2) (1) の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者として定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2) の規定による代表者の通知があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

### 3 専用契約者の氏名等の変更

専用契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、速やかに専用サービス取扱所に通知していただきます。

### 4 特定協定事業者

- (1) 当社は次表に掲げる協定事業者を特定協定事業者として取り扱います。

| 協 定 事 業 者           |                         |
|---------------------|-------------------------|
| 北海道総合通信網株式会社        | 沖縄通信ネットワーク株式会社          |
| 東北インテリジェント通信株式会社    | 西日本電信電話株式会社             |
| 中部テレコミュニケーション株式会社   | 東日本電信電話株式会社             |
| 株式会社ケイ・オプティコム       | KDD I 株式会社              |
| 株式会社エネギア・コミュニケーションズ | ソフトバンクテレコム株式会社          |
| 株式会社STNet           | エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 |
| 九州通信ネットワーク株式会社      |                         |

- (2) 当社は、(1)に規定する特定協定事業者のうち、西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、KDD I 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社を除く特定協定事業者を当社が別に定める特定協定事業者として取り扱います。

## 5 特定協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い

- (1) 特定協定事業者との相互接続に係る料金（相互接続協定に基づき当社が別に定めたものに限ります。）は、当社の接続専用回線と他社接続回線（その他接続回線を介して接続されている他の特定協定事業者の電気通信回線を含みます。）とを合わせて定めるものとし、具体的取扱いは、次表のとおりとします。

| 特定協定事業者   | 料金を定める事業者           | 料金を請求する事業者          | 料金に関するその他の取扱い  |
|---|---------------------|---------------------|--|
| 当社が別に定める特定協定事業者   | 当社又は当社が別に定める特定協定事業者 | 当社又は当社が別に定める特定協定事業者 | ① ②以外の場合<br>当社が別に定める特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。<br>② 当社が料金を請求することとなる場合<br>この約款に定めるところによります。 |
| 西日本電信電話株式会社<br>東日本電信電話株式会社                              | 当社                  | 当社                  | この約款に定めるところによります。  |
| KDD I 株式会社<br>ソフトバンクテレコム株式会社<br>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 | 特定協定事業者             | 特定協定事業者             | 特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。   |

- (2) (1)の規定にかかわらず、特定協定事業者との相互接続に係る料金のうち、料金表に規定する加算額（相互接続協定に基づき当社が別に定めたものを除きます。）及び料金表に別段の定めがある料金については、この約款の規定により当社が定めるものとし、その料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。

## 6 専用契約者からの専用回線等の設置場所の提供等

- (1) 専用回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が専用回線等を設置するために必要な場所は、その専用契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が専用契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、専用契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 専用契約者は、専用回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

## 7 自営端末設備の接続

- (1) 専用契約者は、その専用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その専用回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、技術基準等に適合することについて指定認定機関（事業法施行規則第32条第1項第5号に基づき総務大臣が指定した者をいいます。）の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
- ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
  - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。

- (3) 当社は(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときに除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 専用契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(4)の規定に準じて取り扱います。
- (6) 専用契約者は、その専用回線等に接続されている自営端末設備を取りはずしたときはそのことを当社に通知していただきます。

## 8 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、専用回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、専用契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、専用契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、専用契約者は、その自営端末設備を専用回線等から取りはずしていただきます。

## 9 自営電気通信設備の接続

- (1) 専用契約者は、その専用回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その専用回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
  - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
  - イ その接続により当社の電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。）の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときに除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 専用契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(4)の規定に準じて取り扱います。
- (6) 専用契約者は、その専用回線等に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときはそのことを当社に通知していただきます。

## 10 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

専用回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記8（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

## 11 当社の維持責任

当社は、専用回線等を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

## 12 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、専用申込者又は専用契約者から要請があったときは、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限りません。）の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出その他電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

## 13 新聞社等の基準

| 区 分     | 基 準  |
|---------|--|
| 1 新聞社   | 次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社<br>(1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的とてあまねく発売されること<br>(2) 発行部数が、1の題号について8,000部以上であること |
| 2 放送事業者 | 電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者   |
| 3 通信社   | 新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社                 |

## 14 技術資料の項目

### 1 アナログ伝送サービス等

#### (1) アナログ伝送サービス

- (1) アナログ伝送サービスに係る専用回線の概要
- (2) アナログ伝送サービスに係る専用回線の基本的な伝送特性
  - ① 伝送損失
  - ② 減衰ひずみ
  - ③ 雑音
  - ④ 符号誤り率
- (3) 専用取扱局相互間の専用回線以外の専用回線の特性
  - ① 減衰定数
  - ② 位相定数
  - ③ インピーダンス

(注) 品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

#### (2) 一般デジタル伝送サービス

- (1) 一般デジタル伝送サービスに係る専用回線の概要
- (2) 物理的条件
- (3) 電気的条件
- (4) 論理的条件
- (5) 基本的な通信形態とインタフェース
- (6) 各種選択事項と付加機能

(注) 品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

### 2 高速デジタル伝送サービス

#### (1) 高速品目

- 自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件
- (1) 物理的条件
- (2) 電気的条件
- (3) 論理的条件

(注) 品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

## (2) 超高速品目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

- (1) 物理的条件
- (2) 電気的条件
- (3) 論理的条件

(注) 品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

## 3 ATM専用サービス

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

- (1) 物理的条件
- (2) 電気的条件
- (3) 論理的条件

(注) 品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

## 4 高速イーサネット専用サービス

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

- (1) 物理的条件
- (2) 電気的条件
- (3) 論理的条件

(注) 品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

## 5 DSL接続サービス

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

- (1) 物理的条件
- (2) 電気的条件
- (3) 論理的条件

## 6 映像伝送サービス

### 1 一般映像伝送サービスに係るもの

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

- (1) 物理的条件
- (2) 光学的条件
- (3) 論理的条件
- (4) 電気的条件



# 料 金 表

# 料 金 表

(料金表目次)

|                         |     |
|-------------------------|-----|
| 通 則                     | 35  |
| <b>第1表 料 金</b>          |     |
| 第1 アナログ伝送サービス等に関する料金    | 39  |
| 1 適 用                   | 39  |
| 2 料 金 額                 | 42  |
| (1) 基本額                 | 42  |
| ① 基本回線専用料               | 42  |
| ② 分岐回線専用料及び付加専用料 (分岐料)  | 45  |
| (2) 加算額                 | 46  |
| 第2 高速デジタル伝送サービスに関する料金   | 47  |
| 1 適 用                   | 47  |
| 2 料 金 額                 | 57  |
| (1) 基本額                 | 57  |
| ① 基本回線専用料               | 57  |
| ② 分岐回線専用料               | 89  |
| (2) 加算額                 | 90  |
| 第3 ATM専用サービスに関する料金      | 91  |
| 1 適 用                   | 91  |
| 2 料 金 額                 | 98  |
| (1) 基本額                 | 98  |
| ① 基本回線専用料 (基本料)         | 98  |
| ② 基本回線専用料 (加算料)         | 98  |
| (2) 加算額                 | 130 |
| 第4 高速イーサネット専用サービスに関する料金 | 131 |
| 1 適 用                   | 131 |
| 2 料 金 額                 | 134 |
| (1) 基本回線専用料             | 134 |
| (2) 加算額                 | 135 |
| 第5 DSL接続専用サービスに関する料金    | 136 |
| 1 適 用                   | 136 |
| 2 料 金 額                 | 137 |
| (1) 基本額                 | 137 |
| ① 基本回線専用料 (基本料)         | 137 |
| ② 基本回線専用料 (加算料)         | 137 |
| (2) 加算額                 | 138 |
| (3) 付加機能使用料             | 138 |
| 第6 その他の専用サービス           |     |
| 映像伝送サービスに関する料金          | 139 |
| 1 適 用                   | 139 |
| 2 料 金 額                 | 141 |
| 2-1 AVラインサービスに関するもの     | 141 |
| (1) 基本回線専用料             | 141 |
| (2) 加 算 額               | 141 |

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 2-2 Vラインサービスに関するもの .....          | 142 |
| (1) 基本回線専用料 .....                 | 142 |
| (2) 加 算 額 .....                   | 142 |
| 第7 手続きに関する料金 .....                | 142 |
| <br>                              |     |
| <b>第2表 工事に関する費用</b> .....         | 143 |
| 第1 工事費 .....                      | 143 |
| ①DSL接続サービスに関するもの以外のもの .....       | 143 |
| 1 適 用 .....                       | 143 |
| 2 工事費の額 .....                     | 144 |
| ②DSL接続サービスに関するもの .....            | 145 |
| 1 適 用 .....                       | 145 |
| 2 工事費の額 .....                     | 146 |
| 第2 線路設置費 .....                    | 147 |
| 1 適 用 .....                       | 147 |
| 2 線路設置費の額 .....                   | 148 |
| 第3 設備費 .....                      | 149 |
| 1 適 用 .....                       | 149 |
| 2 設備費の額 .....                     | 149 |
| <br>                              |     |
| 料金表別表1 ATM専用サービスの伝送速度 .....       | 150 |
| 料金表別表2 学校に限定した基本回線専用料の割引の適用 ..... | 151 |

## 通 則

### (料金等の設定)

- 1 当社が別に定める特定協定事業者との相互接続により提供する専用サービスに係る料金及び工事に関する費用については、当社の提供区間と特定協定事業者の提供区間を合わせて当社が設定します。この場合、特定協定事業者に係る工事に関する費用については、その特定協定事業者の料金表の規定を準用した額とします。

### (料金の計算方法)

- 2 当社は、専用契約者がその専用契約（短期専用契約を含みます。）に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- 3 当社は専用サービス（DSL接続サービスを除きます。以下この条において同じとします。）に関する料金において、次の場合が生じたときは、月額で定める料金（以下この条において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
  - (1) 暦月の初日以外の日により専用回線等の提供の開始又は専用回線の分岐等があったとき。
  - (2) 暦月の初日以外の日により専用契約の解除又は分岐回線の廃止等があったとき。
  - (3) 前各号の場合を除いて、暦月の初日以外の日により専用サービスの品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき（この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。）。
  - (4) 第73条（料金の支払義務）第2項第2号の表又は同条第3項第2号の表の規定に該当するとき。
  - (5) 暦月の初日に専用回線等の提供の開始又は専用回線の分岐等を行い、その日にその専用契約の解除又は分岐回線の廃止等があったとき。
- 4 前項の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。

### (料金前払いに伴う料金の減額)

- 5 専用契約者は、専用サービス（DSL接続サービスを除きます。以下この条において同じとします。）に関する料金について、当該月分を含む6か月分又は1年分の料金を一時に支払うことができます。  
ただし、当該月分の料金が日割によるものであるとき、又は当該月分の料金が支払期日までに支払われないときは、この限りではありません。
- 6 専用契約者が、5の規定により一時払いにより料金を支払う場合は、その料金を次の割引率で減額します。

| 区 分                  | 割 引 率 |
|----------------------|-------|
| 6か月分の料金を一時払いにより支払う場合 | 1. 3% |
| 1年分の料金を一時払いにより支払う場合  | 3. 0% |

- 7 一時払いにより料金が支払われた専用回線について、支払いを受けた料金の対象期間の終了前に次の場合が生じたときは、6の規定にかかわらず、その料金はそれぞれ次のとおりとします。

| 区   | 分   | 料 金 の 取 扱 い   |
|---|---|---|
| 専用サービスの品目の変更、専用回線の2線式と4線式の区別の変更、専用回線の分岐、サービスクラス等の変更、専用回線の移転、専用回線の1芯式と2芯式の区別の変更又は専用サービス料金の改定等があったとき。 | 月額で定められている料金の額が増加したとき。                        | 支払いを受けた料金の対象期間中の料金（変更前の料金及び変更後の料金を合算したものとします。）を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額の支払いを要します。  |
|   | 月額で定められている料金の額が減少したとき。                        | 支払いを受けた料金の対象期間中の料金（変更前の料金及び変更後の料金を合算したものとします。）を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額をお返しします。  |
| 専用契約者が現に利用している専用サービスに係る専用契約を解除すると同時に、新たに専用契約を締結してその場所で専用サービスの提供を受けるとき。                              | 新たに提供を受ける専用サービスの料金の額が、解除する専用サービスの料金の額より多いとき。  | 支払いを受けた料金の対象期間の初日から専用契約の解除があった日の前日までの解除された専用サービスの料金及び専用契約の解除があった日から支払いを受けた料金の対象期間の終日までの新たに提供を受けるサービスの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額の支払いを要します。 |
|   | 新たに提供を受ける専用サービスの料金の額が、解除する専用サービスの料金の額より少ないとき。 | 支払いを受けた料金の対象期間の初日から専用契約の解除があった日の前日までの解除された専用サービスの料金及び専用契約の解除があった日から支払いを受けた料金の対象期間の終日までの新たに提供を受けるサービスの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額をお返しします。   |
| 接続休止があったとき。   |   | 支払いを受けた料金の対象期間の初日から接続休止があった日の前日までの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額を料金支払時に適用した割引率で減額した額と支払いを受けた料金額との差額をお返しします。  |
| 専用契約の解除があったとき。  |   | 支払いを受けた料金の対象期間の初日から専用契約の解除があった日の前日までの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額が支払いを受けた料金額より多いときは、その差額を支払っていただきます。   |
|   |   | 支払いを受けた料金の対象期間の初日から専用契約の解除があった日の前日までの料金を一時払いがなされなかったものとみなして算定し、その額が支払いを受けた料金額より少ないときは、その差額をお返しします。  |

**(端数処理)**

- 8 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

**(料金等の支払い)**

- 9 専用契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する専用サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 10 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

**(料金の一括後払い)**

- 11 当社は、当社に特別の事情がある場合は、9の規定にかかわらず、専用契約者（短期専用契約を締結しているものを除きます。）の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

**(前受金)**

- 12 当社は、料金又は工事に関する費用について、専用契約者の要請があったときは、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

(注) 12に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

**(消費税相当額の加算)**

- 13 第73条（料金の支払義務）から第76条（設備費の支払義務）までの規定その他この約款の規定により、料金表に定める料金又は工事に関する費用について支払を要するものとされている額は、この料金表に規定する額（税抜額（消費税相当額を加算しない額をいいます。）以下同じとします。))に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

なお、支払を要するものとされている額と料金表に表示する税込額（税抜額に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。）により計算した額とは差が生じる場合があります。

(注) この料金表に表示する括弧内の額は税込額を表します。

**(料金等の臨時減免)**

- 14 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の専用サービス取扱所に掲示する等の方法によりそのことをお知らせします。

**(接続専用回線に係る料金の適用の例外)**

- 15 接続専用回線であって、その両端に端末設備が接続される形態に相当するものについては、接続専用回線以外の専用回線に係る料金を適用します。

**(実費の算定方法)**

- 16 この約款に規定する加算額及び設備費のうち別に算定する実費は次のとおりとします。

1 加算額

$$\text{月額専用料} = (\text{営業費} + \text{報酬} + \text{税金}) \times 1 / 12$$

| 区 分   | 算 定 方 法         |
|-------|-----------------|
| 営 業 費 | 創 設 費 × 営 業 費 率 |
| 報 酬   | 創 設 費 × 報 酬 率   |
| 税 金   | 創 設 費 × 税 金 率   |

2 設備費＝物品費＋取付費＋間接費

| 項目  | 区分      | 価格等   | 算定方法                  |
|-----|---------|---|-----------------------|
| 物品費 | —       | 購入価格  | —                     |
| 取付費 | (1)労務費  | 1時間当たりの人件費単価×延労働時間                                    | 左記の<br>(1)(2)の<br>合計額 |
|     | (2)消耗品費 | 消耗品価格に消耗品の調達に要する費用を加えたもの                              |                       |
| 間接費 | —       | 当該工事に係る物品費及び取付費以外に要する全ての経費（ガソリン代、車両の維持費、測定器等の損料、管理費等） | —                     |

## 第1表 料 金

### 第1 アナログ伝送サービス等に関する料金

#### 1 適 用

| 区 分               | 内 容   |  |     |     |            |                |  |                  |                                       |              |          |                        |          |                        |          |                        |
|-------------------|---|--|-----|-----|------------|----------------|--|------------------|---------------------------------------|--------------|----------|------------------------|----------|------------------------|----------|------------------------|
| (1) 品目に係る料金の適用    | <p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;">アナログ伝送サービス</td> <td style="vertical-align: top;">音声伝送<br/>(目的利用)</td> <td>通常の音声伝送（通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送するものとし、）のみに利用することが可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">3.4kHz<br/>(自由利用)</td> <td>通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top;">一般デジタル伝送サービス</td> <td style="vertical-align: top;">2,400b/s</td> <td>2,400bit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">4,800b/s</td> <td>4,800bit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">9,600b/s</td> <td>9,600bit/s の符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備 考<br/>音声伝送及び一般デジタル伝送サービスに係る専用サービスは、各品目及び内容欄に掲げる用途のみに利用することができるものとします。</p> | 区 分  | 品 目 | 内 容 | アナログ伝送サービス | 音声伝送<br>(目的利用) | 通常の音声伝送（通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送するものとし、）のみに利用することが可能なもの | 3.4kHz<br>(自由利用) | 通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの | 一般デジタル伝送サービス | 2,400b/s | 2,400bit/s の符号伝送が可能なもの | 4,800b/s | 4,800bit/s の符号伝送が可能なもの | 9,600b/s | 9,600bit/s の符号伝送が可能なもの |
| 区 分               | 品 目   | 内 容  |     |     |            |                |  |                  |                                       |              |          |                        |          |                        |          |                        |
| アナログ伝送サービス        | 音声伝送<br>(目的利用)  | 通常の音声伝送（通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送するものとし、）のみに利用することが可能なもの |     |     |            |                |  |                  |                                       |              |          |                        |          |                        |          |                        |
|                   | 3.4kHz<br>(自由利用)  | 通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの                      |     |     |            |                |  |                  |                                       |              |          |                        |          |                        |          |                        |
| 一般デジタル伝送サービス      | 2,400b/s  | 2,400bit/s の符号伝送が可能なもの                                     |     |     |            |                |  |                  |                                       |              |          |                        |          |                        |          |                        |
|                   | 4,800b/s  | 4,800bit/s の符号伝送が可能なもの                                     |     |     |            |                |  |                  |                                       |              |          |                        |          |                        |          |                        |
|                   | 9,600b/s  | 9,600bit/s の符号伝送が可能なもの                                     |     |     |            |                |  |                  |                                       |              |          |                        |          |                        |          |                        |
| (2) 収容区域及び加入区域の設定 | <p>ア 当社は、専用サービスの提供区域について、1の専用取扱局に専用回線を収容する区域（以下「収容区域」といいます。）及びその収容区域のうち、特別な料金（線路設置費及び線路に関する加算額）の支払いを必要としないで専用サービスを提供する区域（以下「加入区域」といいます。）を定めます。</p> <p>イ 収容区域及び加入区域は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮して設定します。</p>  |  |     |     |            |                |  |                  |                                       |              |          |                        |          |                        |          |                        |



| <p>(3) 回線距離の測定</p>   | <p>回線距離は、次のとおり測定します。</p> <table border="1" data-bbox="539 309 1316 1070"> <thead> <tr> <th data-bbox="539 309 914 365">区 分</th> <th data-bbox="914 309 1316 365">回線距離の測定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="539 365 914 465">ア その専用回線を分岐していない場合</td> <td data-bbox="914 365 1316 465">その専用回線の双方の終端の回線距離測定局相互間の直線距離により測定します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 465 914 712">イ その専用回線の終端の回線距離測定局においてのみその専用回線を分岐している場合で、その回線距離測定局と分岐箇所との回線距離測定局が同じ場合</td> <td data-bbox="914 465 1316 712">直線距離は回線距離測定局の緯度、経度に基づき算定します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="539 712 914 1070">ウ その専用回線を分岐している場合で、イ以外の場合</td> <td data-bbox="914 712 1316 1070">その分岐箇所との回線距離測定局経由のその専用回線の双方の終端の回線距離測定局相互間の直線距離（それぞれの直線距離について算出して得た結果に1 k m未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）の合計により測定します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>備 考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「回線距離測定局」とは、回線距離測定のための起算点となる専用取扱局をいいます。</li> <li>2 回線距離測定局は、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。</li> </ol> | 区 分 | 回線距離の測定方法 | ア その専用回線を分岐していない場合 | その専用回線の双方の終端の回線距離測定局相互間の直線距離により測定します。 | イ その専用回線の終端の回線距離測定局においてのみその専用回線を分岐している場合で、その回線距離測定局と分岐箇所との回線距離測定局が同じ場合 | 直線距離は回線距離測定局の緯度、経度に基づき算定します。 | ウ その専用回線を分岐している場合で、イ以外の場合 | その分岐箇所との回線距離測定局経由のその専用回線の双方の終端の回線距離測定局相互間の直線距離（それぞれの直線距離について算出して得た結果に1 k m未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）の合計により測定します。 |
|--|--|-----|-----------|--------------------|---------------------------------------|--|------------------------------|---------------------------|--|
| 区 分  | 回線距離の測定方法  |     |           |                    |                                       |  |                              |                           |  |
| ア その専用回線を分岐していない場合   | その専用回線の双方の終端の回線距離測定局相互間の直線距離により測定します。  |     |           |                    |                                       |  |                              |                           |  |
| イ その専用回線の終端の回線距離測定局においてのみその専用回線を分岐している場合で、その回線距離測定局と分岐箇所との回線距離測定局が同じ場合 | 直線距離は回線距離測定局の緯度、経度に基づき算定します。   |     |           |                    |                                       |  |                              |                           |  |
| ウ その専用回線を分岐している場合で、イ以外の場合  | その分岐箇所との回線距離測定局経由のその専用回線の双方の終端の回線距離測定局相互間の直線距離（それぞれの直線距離について算出して得た結果に1 k m未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）の合計により測定します。   |     |           |                    |                                       |  |                              |                           |  |
| <p>(4) 最低利用期間内に専用契約の解除等があった場合の料金の適用</p>                                | <p>ア アナログ伝送サービス等については、短期専用契約に係るもの及び異経路によるものを除いて最低利用期間があります。</p> <p>イ 専用契約者は、最低利用期間内に契約の解除があった場合は、第73条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（基本回線専用料、分岐回線専用料（分岐料を含みます。）、加算額等とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 専用契約者は、最低利用期間内に専用サービスの品目の変更、分岐回線の廃止もしくは移転（分岐回線部分に限る。）又は専用回線の移転（両端移転又は移転によりその専用回線の終端に係る専用取扱局が変更した場合）があった場合は、変更又は移転前の料金の額から変更又は移転後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に、品目の変更又は分岐回線の廃止と同時にその専用回線の設置場所において、専用回線の新設又は専用契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の専用回線の料金を合算して行います。</p>   |     |           |                    |                                       |  |                              |                           |  |

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| (5) 回線距離測定局の変更があった場合の料金の適用        | 収容区域及び加入区域の設定変更、専用取扱局の指定の変更・所在場所の変更、接続専用回線に関する相互接続点の所在場所の変更又は専用回線の移転等により、その専用回線の終端又は分岐箇所回線距離測定局の変更があったときは、料金を再算定します。   |
| (6) 専用回線の終端が加入区域外にある場合の加算額の適用     | <p>ア その専用回線の終端が収容されている専用取扱局の加入区域を超える地点から引込柱（専用回線の終端に最も近い距離にある電柱（ケーブル引込みの場合は配線盤）をいいます。以下同じとします。）までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について、線路設置に係る加算額を適用します（短期専用契約を除きます）。</p> <p>ただし、その専用回線が異経路（(8)の「異経路の線路」の部分に限ります。）によるものであるときは、区域外線路に関する加算額の支払いを要しません。</p> <p>イ 加入区域の設定変更、専用回線を収容する専用取扱局の変更又は専用回線の移転等により、区域外線路の変更があったときは、加算額を再算定します。</p> |
| (7) 短期専用契約の料金の適用                  | 短期専用契約のために新設した線路については、短期専用契約に係る加算額を適用します。  |
| (8) 異経路による専用回線の料金の適用              | <p>ア その専用回線の終端が直接収容されている専用取扱局の収容区域を超える地点から引込柱までの線路（以下「異経路の線路」といいます。）について、異経路の線路に係る加算額を適用します。</p> <p>イ 異経路の線路に係る加算額については、異経路の線路について耐用年数を経過したときは、再算定します。</p>   |
| (9) 復旧等に伴い専用回線の経路を変更した場合の回線専用料の適用 | 当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときに、一時的にその経路を変更した場合の回線専用料（区域外線路に関する加算額を含みます。）は、その専用回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。  |
| (10) 特別電気通信設備の料金の適用               | 専用回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別電気通信設備の加算額を適用します。  |
| (11) 4線式の専用回線の料金の適用               | 専用回線が4線式の場合（接続専用回線に係る相互接続点の部分を除きます。）に4線式に係る加算額を適用します。  |
| (12) 回線接続装置に係る料金の適用               | 当社の回線接続装置を設置した場合、回線接続装置に係る加算額を適用します。   |
| (13) 配線設備に係る料金の適用                 | <p>当社が配線設備を提供した場合、次の配線ごとに配線設備に係る加算額を適用します。</p> <p>ア 専用回線の終端から1のジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されない場合は自営端末設備又は回線接続装置とします。以下この欄において同じとします。）までの間の配線</p> <p>イ 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線</p>   |

2 料金額

(1) 基本額

① 基本回線専用料

(ア) 音声伝送

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分   |              | 料 金 額 (月額)  |           |
|--|--------------|-------------|-----------|
|  |              | (税抜額)       |           |
|  |              | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの |
| 回<br>線<br>距<br>離   | 10km までのもの   | 8,000 円     | 12,000 円  |
|  | 20 "         | 19,000 円    | 28,500 円  |
|  | 30 "         | 37,000 円    | 55,500 円  |
|  | 40 "         | 43,000 円    | 64,500 円  |
|  | 50 "         | 52,000 円    | 78,000 円  |
|  | 60 "         | 58,000 円    | 87,000 円  |
|  | 70 "         | 69,000 円    | 103,500 円 |
|  | 80 "         | 78,000 円    | 117,000 円 |
|  | 90 "         | 80,000 円    | 120,000 円 |
|  | 100 "        | 83,000 円    | 124,500 円 |
|  | 110 "        | 87,000 円    | 130,500 円 |
|  | 120 "        | 90,000 円    | 135,000 円 |
|  | 130 "        | 95,000 円    | 142,500 円 |
|  | 130km を超えるもの | 99,000 円    | 148,500 円 |
| 備 考<br>特殊な直流信号を通常の音声伝送のために重畳して利用するもの（音声伝送の専用サービスとして提供します。）については、その専用区間が 1 の収容区域内に終始する場合に限り提供します。 |              |             |           |

## (イ) 3.4kHz

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分   |              | 料 金 額 (月額)  |           |
|--|--------------|-------------|-----------|
|  |              | (税抜額)       |           |
|  |              | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの |
| 回<br>線<br>距<br>離   | 10km までのもの   | 10,000 円    | 15,000 円  |
|  | 20 "         | 23,000 円    | 34,500 円  |
|  | 30 "         | 46,000 円    | 69,000 円  |
|  | 40 "         | 56,000 円    | 84,000 円  |
|  | 50 "         | 62,000 円    | 93,000 円  |
|  | 60 "         | 70,000 円    | 105,000 円 |
|  | 70 "         | 83,000 円    | 124,500 円 |
|  | 80 "         | 93,000 円    | 139,500 円 |
|  | 90 "         | 96,000 円    | 144,000 円 |
|  | 100 "        | 98,000 円    | 147,000 円 |
|  | 110 "        | 104,000 円   | 156,000 円 |
|  | 120 "        | 110,000 円   | 165,000 円 |
|  | 130 "        | 115,000 円   | 172,500 円 |
|  | 130km を超えるもの | 119,000 円   | 178,500 円 |
| 備 考  |              |             |           |
| 1 3.4kHz (自由利用) の専用サービスを符号伝送に利用する場合、当社はその符号伝送速度に関して保証するものではありませんが、標準的な変復調装置を用いた場合、おおむね 9,600b/s 以下の符号伝送が可能なものとし、(分岐のある専用回線を利用する場合及び他社接続回線と接続して利用する場合はこの限りではありません。) |              |             |           |
| 2 直流・交流方式により符号伝送を行うもの (3.4kHz の専用サービスとして提供します。) については、その専用区間が 1 の収容区域内に終始する場合に限り提供します。   |              |             |           |

## (ウ) 2,400b/s

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |              | 料 金 額 (月額)  |           |
|------------------|--------------|-------------|-----------|
|                  |              | (税抜額)       |           |
|                  |              | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 10km までのもの   | 9,000 円     | 13,500 円  |
|                  | 20 "         | 21,000 円    | 31,500 円  |
|                  | 30 "         | 43,000 円    | 64,500 円  |
|                  | 40 "         | 48,000 円    | 72,000 円  |
|                  | 50 "         | 57,000 円    | 85,500 円  |
|                  | 60 "         | 64,000 円    | 96,000 円  |
|                  | 70 "         | 74,000 円    | 111,000 円 |
|                  | 80 "         | 83,000 円    | 124,500 円 |
|                  | 90 "         | 86,000 円    | 129,000 円 |
|                  | 100 "        | 89,000 円    | 133,500 円 |
|                  | 110 "        | 94,000 円    | 141,000 円 |
|                  | 120 "        | 99,000 円    | 148,500 円 |
|                  | 130 "        | 103,000 円   | 154,500 円 |
|                  | 130km を超えるもの | 107,000 円   | 160,500 円 |

(エ) 4,800b/s

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |              | 料 金 額 (月額)  |           |
|------------------|--------------|-------------|-----------|
|                  |              | (税抜額)       |           |
|                  |              | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 10km までのもの   | 10,000 円    | 15,000 円  |
|                  | 20 "         | 23,000 円    | 34,500 円  |
|                  | 30 "         | 46,000 円    | 69,000 円  |
|                  | 40 "         | 56,000 円    | 84,000 円  |
|                  | 50 "         | 62,000 円    | 93,000 円  |
|                  | 60 "         | 70,000 円    | 105,000 円 |
|                  | 70 "         | 83,000 円    | 124,500 円 |
|                  | 80 "         | 93,000 円    | 139,500 円 |
|                  | 90 "         | 96,000 円    | 144,000 円 |
|                  | 100 "        | 98,000 円    | 147,000 円 |
|                  | 110 "        | 104,000 円   | 156,000 円 |
|                  | 120 "        | 110,000 円   | 165,000 円 |
|                  | 130 "        | 115,000 円   | 172,500 円 |
|                  | 130km を超えるもの | 119,000 円   | 178,500 円 |

(オ) 9,600b/s

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |              | 料 金 額 (月額)  |           |
|------------------|--------------|-------------|-----------|
|                  |              | (税抜額)       |           |
|                  |              | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 10km までのもの   | 11,000 円    | 16,500 円  |
|                  | 20 "         | 25,000 円    | 37,500 円  |
|                  | 30 "         | 50,000 円    | 75,000 円  |
|                  | 40 "         | 63,000 円    | 94,500 円  |
|                  | 50 "         | 70,000 円    | 105,000 円 |
|                  | 60 "         | 77,000 円    | 115,500 円 |
|                  | 70 "         | 92,000 円    | 138,000 円 |
|                  | 80 "         | 103,000 円   | 154,500 円 |
|                  | 90 "         | 107,000 円   | 160,500 円 |
|                  | 100 "        | 111,000 円   | 166,500 円 |
|                  | 110 "        | 115,000 円   | 172,500 円 |
|                  | 120 "        | 119,000 円   | 178,500 円 |
|                  | 130 "        | 123,000 円   | 184,500 円 |
|                  | 130km を超えるもの | 128,000 円   | 192,000 円 |

② 分岐回線専用料及び付加専用料（分岐料）

分岐回線 1 回線ごとに

| 料 金 種 別   | 料 金 額 (月 額)<br>(税抜額)                                 |           |
|---|--|-----------|
|   | 短期専用契約以外のもの  | 短期専用契約のもの |
| ア その分岐回線の終端の回線距離測定局とその分岐箇所の回線距離測定局とが同一である分岐回線の場合の分岐回線専用料  | 距離区分の回線距離が最短なものの基本回線専用料の2分の1                         | 同 左       |
| イ 上記以外に分岐回線の場合の分岐回線専用料  | その分岐回線の終端の回線距離測定局と分岐箇所の回線距離測定局相互間の回線距離に対する基本回線専用料と同額 | 同 左       |
| ウ 分岐回線専用料のほかに付加専用料（分岐料）として支払いを要する料金（分岐装置により分岐する場合に限ります。）  | 9,000円   | 13,500円   |
| <p>備 考</p> <p>専用契約者は、専用サービスの品目ごとに当社が別に定める分岐の数の限度内で分岐箇所及び分岐の順路を指定して、その専用回線の分岐の請求をすることができます。</p> <p>ただし、次の場合は、分岐の請求をすることができません。</p> <p>(1) その専用回線が、1の収容区域内に終始するものであるとき（3.4kHzの専用回線であって符号伝送以外の用途に利用するもの及び音声伝送の専用回線の場合を除きます。）。</p> <p>(2) 分岐回線をさらに分岐するとき。</p> |  |           |

## (2) 加算額

| 料金種別   | 単 位                             | 区 分                              | 料 金 額 (月額)<br>(税抜額) |               |
|--|---------------------------------|----------------------------------|---------------------|---------------|
|  |                                 |                                  | 短期専用契約<br>以外のもの     | 短期専用契約<br>のもの |
| ア 線路設<br>置専用料                                    | 専用回線の各終<br>端につき線路<br>100m までごとに | 2 線式の場合                          | 700 円               | 1,050 円       |
|  |                                 | 4 線式の場合                          | 800 円               | 1,200 円       |
| イ 異経路<br>の線路専<br>用料                              | —                               | —                                | 別に算定する実費            |               |
| ウ 特別電<br>気通信設<br>備専用料                            | —                               | —                                | 別に算定する実費            |               |
| エ 4 線式<br>専用料                                    | 引込線 1 回線ご<br>とに                 | —                                | 2,600 円             | 3,900 円       |
| オ 回線接<br>続装置専<br>用料                              | 1 台ごとに                          | 2,400b/s<br>4,800b/s<br>9,600b/s | 3,500 円             | 5,250 円       |
| カ 配線設<br>備専用料                                    | 1 配線ごとに                         | 2 線式の場合                          | 70 円                | 105 円         |
|  |                                 | 4 線式の場合                          | 120 円               | 180 円         |
| 備 考<br>別に算定する実費の算定方法については、料金表通則に定めるところによりま<br>す。 |                                 |                                  |                     |               |

## 第2 高速デジタル伝送サービスに関する料金

### 1 適用

| 区 分  | 内 容  |                           |     |           |                               |                     |               |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |        |                        |         |                        |        |                        |         |                        |        |                        |       |         |                         |          |                          |          |                          |          |                           |  |  |
|--|--|---------------------------|-----|-----------|-------------------------------|---------------------|---------------|----------------------|---------|----------------------|---------|----------------------|---------|----------------------|---------|----------------------|---------|----------------------|--------|------------------------|---------|------------------------|--------|------------------------|---------|------------------------|--------|------------------------|-------|---------|-------------------------|----------|--------------------------|----------|--------------------------|----------|---------------------------|--|--|
| (1) 品目に係る料金の適用                             | <p>当社は料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%; text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12" style="text-align: center; vertical-align: middle;">高速品目</td> <td>64kb/s</td> <td>64kbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>128kb/s</td> <td>128kbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>192kb/s</td> <td>192kbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>256kb/s</td> <td>256kbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>384kb/s</td> <td>384kbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>512kb/s</td> <td>512kbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>768kb/s</td> <td>768kbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1 Mb/s</td> <td>1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1.5Mb/s</td> <td>1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>3 Mb/s</td> <td>3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>4.5Mb/s</td> <td>4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>6 Mb/s</td> <td>6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">超高速品目</td> <td>50 Mb/s</td> <td>48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>150 Mb/s</td> <td>149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>600 Mb/s</td> <td>599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>2.4 Gb/s</td> <td>2396.160Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>備 考<br/>短期専用契約は、高速品目の専用回線に限り、提供します。</p> </td> </tr> </tbody> </table> | 品 目                       | 内 容 | 高速品目      | 64kb/s                        | 64kbit/sの符号伝送が可能なもの | 128kb/s       | 128kbit/sの符号伝送が可能なもの | 192kb/s | 192kbit/sの符号伝送が可能なもの | 256kb/s | 256kbit/sの符号伝送が可能なもの | 384kb/s | 384kbit/sの符号伝送が可能なもの | 512kb/s | 512kbit/sの符号伝送が可能なもの | 768kb/s | 768kbit/sの符号伝送が可能なもの | 1 Mb/s | 1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの | 1.5Mb/s | 1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの | 3 Mb/s | 3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの | 4.5Mb/s | 4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの | 6 Mb/s | 6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの | 超高速品目 | 50 Mb/s | 48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの | 150 Mb/s | 149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの | 600 Mb/s | 599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの | 2.4 Gb/s | 2396.160Mbit/sの符号伝送が可能なもの | <p>備 考<br/>短期専用契約は、高速品目の専用回線に限り、提供します。</p> |  |
| 品 目  | 内 容  |                           |     |           |                               |                     |               |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |        |                        |         |                        |        |                        |         |                        |        |                        |       |         |                         |          |                          |          |                          |          |                           |  |  |
| 高速品目                                       | 64kb/s   | 64kbit/sの符号伝送が可能なもの       |     |           |                               |                     |               |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |        |                        |         |                        |        |                        |         |                        |        |                        |       |         |                         |          |                          |          |                          |          |                           |  |  |
|  | 128kb/s  | 128kbit/sの符号伝送が可能なもの      |     |           |                               |                     |               |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |        |                        |         |                        |        |                        |         |                        |        |                        |       |         |                         |          |                          |          |                          |          |                           |  |  |
|  | 192kb/s  | 192kbit/sの符号伝送が可能なもの      |     |           |                               |                     |               |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |        |                        |         |                        |        |                        |         |                        |        |                        |       |         |                         |          |                          |          |                          |          |                           |  |  |
|  | 256kb/s  | 256kbit/sの符号伝送が可能なもの      |     |           |                               |                     |               |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |        |                        |         |                        |        |                        |         |                        |        |                        |       |         |                         |          |                          |          |                          |          |                           |  |  |
|  | 384kb/s  | 384kbit/sの符号伝送が可能なもの      |     |           |                               |                     |               |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |        |                        |         |                        |        |                        |         |                        |        |                        |       |         |                         |          |                          |          |                          |          |                           |  |  |
|  | 512kb/s  | 512kbit/sの符号伝送が可能なもの      |     |           |                               |                     |               |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |        |                        |         |                        |        |                        |         |                        |        |                        |       |         |                         |          |                          |          |                          |          |                           |  |  |
|  | 768kb/s  | 768kbit/sの符号伝送が可能なもの      |     |           |                               |                     |               |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |        |                        |         |                        |        |                        |         |                        |        |                        |       |         |                         |          |                          |          |                          |          |                           |  |  |
|  | 1 Mb/s   | 1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの    |     |           |                               |                     |               |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |        |                        |         |                        |        |                        |         |                        |        |                        |       |         |                         |          |                          |          |                          |          |                           |  |  |
|  | 1.5Mb/s  | 1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの    |     |           |                               |                     |               |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |        |                        |         |                        |        |                        |         |                        |        |                        |       |         |                         |          |                          |          |                          |          |                           |  |  |
|  | 3 Mb/s   | 3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの    |     |           |                               |                     |               |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |        |                        |         |                        |        |                        |         |                        |        |                        |       |         |                         |          |                          |          |                          |          |                           |  |  |
|  | 4.5Mb/s  | 4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの    |     |           |                               |                     |               |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |        |                        |         |                        |        |                        |         |                        |        |                        |       |         |                         |          |                          |          |                          |          |                           |  |  |
|  | 6 Mb/s   | 6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの    |     |           |                               |                     |               |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |        |                        |         |                        |        |                        |         |                        |        |                        |       |         |                         |          |                          |          |                          |          |                           |  |  |
| 超高速品目                                      | 50 Mb/s  | 48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの   |     |           |                               |                     |               |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |        |                        |         |                        |        |                        |         |                        |        |                        |       |         |                         |          |                          |          |                          |          |                           |  |  |
|  | 150 Mb/s   | 149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの  |     |           |                               |                     |               |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |        |                        |         |                        |        |                        |         |                        |        |                        |       |         |                         |          |                          |          |                          |          |                           |  |  |
|  | 600 Mb/s   | 599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの  |     |           |                               |                     |               |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |        |                        |         |                        |        |                        |         |                        |        |                        |       |         |                         |          |                          |          |                          |          |                           |  |  |
|  | 2.4 Gb/s   | 2396.160Mbit/sの符号伝送が可能なもの |     |           |                               |                     |               |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |        |                        |         |                        |        |                        |         |                        |        |                        |       |         |                         |          |                          |          |                          |          |                           |  |  |
| <p>備 考<br/>短期専用契約は、高速品目の専用回線に限り、提供します。</p> |  |                           |     |           |                               |                     |               |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |        |                        |         |                        |        |                        |         |                        |        |                        |       |         |                         |          |                          |          |                          |          |                           |  |  |
| (2) 細目に係る料金の適用                             | <p>当社は料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目</p> <p>(ア) インタフェース<br/>当社は、ユーザ・網インタフェースが、TTC標準準拠のインタフェース（Iインタフェース）のものを提供します。</p> <p>(イ) 利用する回線による区別</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%; text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中継回線によるもの</td> <td>中継回線及びその中継回線に接続される端末回線を利用するもの</td> </tr> <tr> <td>端末回線のみによるもの</td> <td>端末回線のみを利用するもの</td> </tr> </tbody> </table>  | 区 別                       | 内 容 | 中継回線によるもの | 中継回線及びその中継回線に接続される端末回線を利用するもの | 端末回線のみによるもの         | 端末回線のみを利用するもの |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |        |                        |         |                        |        |                        |         |                        |        |                        |       |         |                         |          |                          |          |                          |          |                           |  |  |
| 区 別  | 内 容  |                           |     |           |                               |                     |               |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |        |                        |         |                        |        |                        |         |                        |        |                        |       |         |                         |          |                          |          |                          |          |                           |  |  |
| 中継回線によるもの                                  | 中継回線及びその中継回線に接続される端末回線を利用するもの  |                           |     |           |                               |                     |               |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |        |                        |         |                        |        |                        |         |                        |        |                        |       |         |                         |          |                          |          |                          |          |                           |  |  |
| 端末回線のみによるもの                                | 端末回線のみを利用するもの  |                           |     |           |                               |                     |               |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |         |                      |        |                        |         |                        |        |                        |         |                        |        |                        |       |         |                         |          |                          |          |                          |          |                           |  |  |



備 考

1 その利用する回線による区別は、超高速品目の専用回線（接続専用回線（相互接続点において端末設備が接続される形態に相当するものを除きます。）を除きます。）にあります。

ただし、当社が別に定める特定協定事業者との相互接続による場合は、中継回線によるものに限り提供します。

2 「中継回線」とは、端局（端局装置を設置している専用取扱局）相互間のものをいいます。以下同じとします。

3 「端末回線」とは、中継回線以外のものをいいます。以下同じとします。

イ 保守の態様による区別

(ア) サービスクラスによる区別

| 区 別      | 内 容   |
|----------|---|
| 通常クラス    | 下記以外のもの   |
| エコノミークラス | 専用回線の警報監視、保守機能が簡素化されているものであって、シンプルクラス以外のもの                |
| シンプルクラス  | 専用回線の警報監視、保守機能が簡素化されているものであって、専用取扱局をまたがる中継区間が二重化されていないもの。 |

備 考

- 1 サービスクラスによる区別は、64kb/s、128kb/s又は1.5Mb/sの品目のものにあります。  
 ただし、西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社との相互接続に係る64kb/s、128kb/s及び1.5Mb/sの品目の接続専用回線のサービスクラスについては、エコノミークラス及びシンプルクラスのものに限ります。
- 2 (1) サービスクラスがエコノミークラス及びシンプルクラスのものに係る専用契約者が指定することのできる専用回線の終端（接続専用回線の終端であって、相互接続点（その相互接続点において端末設備が接続される形態に相当するものを除きます。）におけるものを除きます。）の場所は、当社が別に定める専用取扱局の収容区域内に限ります。  
 (2) 当社は、(1)に規定する専用回線の終端（1.5Mb/sの品目に限ります。）の場所に当社の回線終端装置を設置します。
- 3 専用契約者は、サービスクラスの変更の請求をすることができます。  
 ただし、西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社との相互接続に係る64kb/s、128kb/s又は1.5Mb/sの品目の接続専用回線に係るものについては、エコノミークラス、シンプルクラス相互間とします。
- 4 64kb/s又は128kb/sのエコノミークラス又はシンプルクラスの専用契約者は、接続専用回線又は他社接続回線（特定協定事業者に係るものに限ります。）の終端（相互接続点に係るものを除きます。）について、次の各号に定める変更の請求をすることはできません。  
 (1) 当社が別に定める特定協定事業者のみに係るものから西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社に係るものへの変更  
 (2) 西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社に係るものから当社が別に定める特定協定事業者のみに係るものへの変更
- 5 短期専用契約は、次の場合は、提供しません。  
 (1) エコノミークラス又はシンプルクラスのうち、64kb/s、128kb/sの接続専用回線及び1.5Mb/sの品目のもの。  
 (2) 当社が別に定める特定協定事業者又は西日本電信電話株式会社に係るものであってエコノミークラス又はシンプルクラスのもの。

(イ)保守の区別

| 区 別   | 内 容  |
|-------|--|
| タイプ 1 | 専用サービス取扱所の営業時間（土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び3日をいいます。）を除く毎日午前9時から午後5時30分までの時間をいいます。以下同じとします。）外に、その専用回線について修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以降の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの |

|  |           |
|--|-----------|
| タイプ2   | タイプ1以外のもの |
| 備 考  |           |
| <p>1 保守の区別は、1.5Mb/sのエコノミークラス及びシンプルクラスのものにあります。</p> <p>ただし、当社が別に定める特定協定事業者又は西日本電信電話株式会社との相互接続による場合は、タイプ2に限り提供します。</p> <p>2 第73条（料金の支払義務）第2項第2号の表1欄に規定する時間については、タイプ1は24時間、タイプ2は12時間とします。</p> |           |

(3) 回線距離の測定

ア 高速品目の高速デジタル伝送サービスの回線距離の測定については、アナログ伝送サービス等の場合に準じるものとします。

ただし、特定協定事業者との相互接続の場合には、その専用回線と特定協定事業者の専用回線の終端（特定協定事業者に係る相互接続点におけるものを除きます。以下この欄で同じとします。）又は特定協定事業者の専用回線の終端相互に対応する回線距離測定局相互間の直線距離により測定します。

イ 超高速品目の高速デジタル伝送サービスの回線距離は、次のとおり測定します。

（ア） 分岐回線以外の部分

①中継回線によるもの

| 区 分        | 回線距離の測定方法  |
|------------|--|
| A. 中継回線の部分 | その専用回線の双方の終端（特定協定事業者との相互接続の場合には、その専用回線及び特定協定事業者の専用回線の終端（相互接続点におけるものを除きます。）とします。）の端局が所属する単位料金区域内の回線距離測定局相互間の直線距離により測定します。 |
| B. 端末回線の部分 | その専用回線の双方の終端と端局（端局以外の専用取扱局を経由する場合は、その専用取扱局経由）との間の直線距離の合計により測定します。  |

②端末回線のみによるもの

その専用回線の双方の終端と端局（端局以外の専用取扱局を経由する場合は、その専用取扱局経由）との間の直線距離の合計により測定します。

③接続専用回線（当社が別に定める特定協定事業者との相互接続によるもの及び相互接続点において端末設備が接続される形態に相当するものを除きます。）による場合

| 区 分                                   | 回 線 距 離   |
|---------------------------------------|---|
| 端局と相互接続点との間の部分                        | 端局と相互接続点との間の直線距離により測定します。                                     |
| その接続専用回線の終端（相互接続点以外のものをいいます）と端局との間の部分 | その接続専用回線の終端と端局（端局以外の専用取扱局を経由する場合は、その専用取扱局経由）との間の直線距離により測定します。 |

|   | <p>(イ) 分岐回線の部分<br/>その分岐回線の終端と端局（端局以外の専用取扱局を経由する場合は、その専用取扱局経由）との間の直線距離により測定します。</p> <p>備考</p> <p>1 「回線距離測定局」とは、回線距離測定のための起算点となる専用取扱局をいいます。</p> <p>2 回線距離測定局は、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。</p>  |         |     |         |                       |         |                         |       |                         |
|---|---|---------|-----|---------|-----------------------|---------|-------------------------|-------|-------------------------|
| <p>(4) 最低利用期間内に専用契約の解除等があった場合の料金の適用</p> | <p>ア 高速デジタル伝送サービスについては、短期専用契約に係るもの及び異経路によるものを除いて最低利用期間があります。</p> <p>イ 専用契約者は、最低利用期間内に契約の解除があった場合は、第73条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（基本回線専用料、分岐回線専用料、加算額等とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 専用契約者は、最低利用期間内に専用サービスの品目もしくはサービスクラスによる区別の変更又は専用回線の移転があった場合は、変更又は移転前の料金の額から、変更又は移転後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に、品目もしくはサービスクラスによる区別の変更と同時にその専用回線の設置場所において、専用回線の新設又は専用回線の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の専用回線の料金を合算して行います。</p> <p>オ イ、ウ及びエの規定にかかわらず、特定協定事業者との相互接続に係る料金（特定協定事業者が料金を設定するものに限り）の取扱いのものについて、最低利用期間内に利用休止又は専用契約の解除等があった場合の料金の適用は、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。</p> |         |     |         |                       |         |                         |       |                         |
| <p>(5) 同一の県内に終始する専用回線に関する料金の適用</p>      | <p>当社は、接続専用回線（西日本電信電話株式会社に係るもの及び相互接続点において端末設備が接続される形態に相当するものを除きます。）以外の専用回線（高速品目に限ります。）について、その専用回線が同一の県内に終始する場合の専用回線を別に提供します。</p>  |         |     |         |                       |         |                         |       |                         |
| <p>(6) 特定協定事業者との相互接続に係る料金の適用</p>        | <p>1. 5Mb/sの品目であってエコノミークラス及びシンプルクラスのものの特設協定事業者（KDD I 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に限り）に係る料金の一部については、当社が定めるものとし、引込線1回線ごとに月額 2,000 円（税<del>抜込額</del>-2,100円）とします。</p>  |         |     |         |                       |         |                         |       |                         |
| <p>(7) 学校に限定した基本回線専用料の割引の適用</p>         | <p>当社は、料金表別表2に規定するところにより学校に限定した基本回線専用料の割引を適用します。</p>  |         |     |         |                       |         |                         |       |                         |
| <p>(8) 多重アクセスを利用している場合の料金の適用</p>        | <p>ア 多重アクセスには、次の伝送速度の区分があります。</p> <table border="1" data-bbox="517 1868 1347 2022"> <thead> <tr> <th>伝送速度の区別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>128kb/s</td> <td>128kbit/sまでの多重化が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1.5Mb/s</td> <td>1.536Mbit/sまでの多重化が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>6Mb/s</td> <td>6.144Mbit/sまでの多重化が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>  | 伝送速度の区別 | 内 容 | 128kb/s | 128kbit/sまでの多重化が可能なもの | 1.5Mb/s | 1.536Mbit/sまでの多重化が可能なもの | 6Mb/s | 6.144Mbit/sまでの多重化が可能なもの |
| 伝送速度の区別                                 | 内 容   |         |     |         |                       |         |                         |       |                         |
| 128kb/s                                 | 128kbit/sまでの多重化が可能なもの   |         |     |         |                       |         |                         |       |                         |
| 1.5Mb/s                                 | 1.536Mbit/sまでの多重化が可能なもの   |         |     |         |                       |         |                         |       |                         |
| 6Mb/s                                   | 6.144Mbit/sまでの多重化が可能なもの   |         |     |         |                       |         |                         |       |                         |

備 考  
 当社は、超高速品目のもの、又は高速品目のものであってエコノミークラスもしくはシンプルクラスのもの以外の専用回線について、1の多重アクセスを利用する専用回線（光配線によるものに限ります。）の品目の伝送速度の合計が128kbit/s以上となる場合に限り多重アクセスを提供します。

イ 多重アクセスを利用している場合の専用回線の料金は、2（料金額）の(1)の①の額から次表の額を減額し、同一の多重アクセスを利用する専用回線（同一の多重アクセスを利用するすべての専用回線が128kb/s以下のものであるときは、64kb/s又は128kb/sのものとしします。）のうち、1の専用回線（特定協定事業者との相互接続に係るものであって、その特定協定事業者が料金を設定する場合を含みます。）について、次表の額を加算して適用します。ただし、特定協定事業者との相互接続に係るものであって、その特定協定事業者が多重アクセスを行う場合、その区間における加算額は、特定協定事業者の料金表の規定に準ずるものとしします。

| 品 目             | 料 金 の 減 額                          |                                    |
|-----------------|------------------------------------|------------------------------------|
|                 | 短期専用契約以外<br>のもの（月額）<br>(税抜込額)      | 短期専用契約のもの<br>（月額）<br>(税抜込額)        |
| 64kb/s又は128kb/s | 2,000 円<br><del>-(2,100 円)</del>   | 3,000 円<br><del>-(3,150 円)</del>   |
| そ の 他 の 品 目     | 16,000 円<br><del>-(16,800 円)</del> | 24,000 円<br><del>-(25,200 円)</del> |

ウ 多重アクセスを利用している場合の専用回線の区域外線路の加算額は、同一の多重アクセスを利用する専用回線について、1の専用回線を除く他の専用回線については、支払いを要しません。

エ 多重アクセスを利用している場合の回線接続装置専用料は、その専用回線の多重アクセスの伝送速度に対応した回線接続装置専用料を適用します。

(9) 特定協定事業者との相互接続に係る料金額の設定

特定協定事業者との相互接続に係る料金額は、次に定める額とします。

ア 当社が別に定める特定協定事業者との接続に係るもの  
 2（料金額）の(1)の①のAのbの(b)、Bのbの(b)（加算料の中継回線の部分に限ります。）に規定する額及び特定協定事業者の高速デジタル伝送サービスに係る料金表の規定を準用した額（相互接続協定に基づく加算額等に限ります。ただし、専用回線に関する料金の減額を除きます。）とします。  
 この場合における回線距離の測定については、この表の(3)のア及びイの（ア）の①に準ずるものとしします。

イ 西日本電信電話株式会社との接続に係るもの  
 当社及び西日本電信電話株式会社の専用サービスの提供区間を合わせて当社が設定するものとし、2（料金額）の(1)の①のAのbの(c)に規定する額とします。  
 この場合における回線距離の測定については、この表の(3)のアに準ずるものとしします。

(10) 長期継続利用に係る料金の適用

ア 当社は、専用契約者（短期専用契約を締結している専用契約者を除きます。以下この欄において同じとします。）から、その専用契約に係る専用回線について、次表に定める期間の継続利用（以下「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における料金については、2の(1)の額（この表の(9)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）から次表に規定する額を減額して適用します。

この場合、長期継続利用には次表の2種類があり、あらかじめいずれか一つを選択していただきます。

| 種 類      | 継続して利用する期間 | 料金の減額<br>(月額)               |
|----------|------------|-----------------------------|
| (ア) 3年利用 | 3年間        | 2の(1)の額に<br>0.07を乗じて<br>得た額 |
| (イ) 6年利用 | 6年間        | 2の(1)の額に<br>0.11を乗じて<br>得た額 |

イ 長期継続利用に係る料金については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（専用契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その専用回線の提供を開始した日）から適用します。

ウ 長期継続利用に係る料金の適用の対象となる期間（以下「長期継続利用期間」といいます。）には、専用回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。

エ 当社は、長期継続利用に係る専用回線について、その専用契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。

オ 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。

カ 長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。

キ 前項カの規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の料金については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間の満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。

ク 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間の満了前に専用サービスの品目、サービスクラスによる区別等の変更もしくは専用回線の移転によりその専用契約に係る料金が減少した場合又は長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が別に定める方法により一括して支払っていただきます。

ただし、次に掲げる支払いを要する額と既支払額との総額が通常契約の総支払額を下回る場合は、通常契約の総支払額と長期継続利用契約による既支払額との差額を、支払いを要する額とします。

| 区 分 | 支払いを要する額 |
|-----|----------|
|-----|----------|

|                          |   |
|--------------------------|---|
| (ア) 分岐回線の廃止等により料金が減少した場合 | 残余の期間に対応する長期継続利用適用後の料金の差額（減少前の長期継続利用適用後の料金から減少後の長期継続利用適用後の料金を控除して得た額をいいます。）に0.35を乗じて得た額 |
| (イ) 長期継続利用の廃止があった場合      | 残余の期間に対応する廃止前の長期継続利用適用後の料金に0.35を乗じて得た額  |

(11) サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用

ア 当社は、高速品目（エコノミークラス及びシンプルクラスに係るものを除きます。以下(12)欄まで同じとします。）及び超高速品目に係る専用回線（接続専用回線については、当社が別に定める特定協定事業者に係るもの以外のものを除きます。以下(12)欄まで同じとします。）の専用契約者（短期専用契約を締結している専用契約者を除きます。以下(12)欄まで同じとします。）の責めによらない事由により、その専用回線等を全く利用できない状態（その専用回線等による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（第83条（専用契約者の切分責任）の規定によりその専用契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して1時間以上その状態が連続したときは、その専用契約に係る料金（その専用回線等の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。以下「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。

ただし、次の場合には、この限りではありません。

この場合の料金の取扱いについては、当社は第73条（料金の支払義務）第2項第2号及び第3項第2号の規定を適用します。

(ア) 第66条（接続専用回線の接続休止）の規定により接続休止としたとき。

(イ) 第68条（利用中止）第1項の規定により専用回線の利用を中止する場合であって、当社があらかじめその専用契約者に通知したとき。

イ アの規定する故障回復時間返還料金額は、その専用回線等を全く利用できない状態が連続した時点における2（料金額）に規定する料金（この表の(6)欄を除く（1）欄から(10)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。）の合計額（以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。）に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

| アに規定する状態が連続した時間 | 料金返還率 |
|-----------------|-------|
| 1時間以上2時間未満      | 10%   |
| 2時間以上4時間未満      | 20%   |
| 4時間以上6時間未満      | 30%   |
| 6時間以上8時間未満      | 40%   |
| 8時間以上72時間未満     | 50%   |
| 72時間以上          | 100%  |

ウ 当社は、イの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次の（ア）又は（イ）の規定により算出した料金額（以下「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。

（ア）（イ）以外の場合

その暦月におけるその専用契約に係る2（料金額）に規定する料金（故障回復時間返還基準額に係るもの（その暦月において料金表通則の3の各号に規定する場合は生じたときは、料金表通則の3及び4の規定に基づき算出した額とします。）の額（第73条第2項第2号及び第3項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額又は料金表通則の6の規定により減額となる料金額をそれぞれ減じた額とします。）

（イ） その暦月が専用回線の提供を開始した暦月であって、その専用回線の提供を開始した日がその暦月の初日以外の日の場合

その暦月及び翌暦月について、それぞれ（ア）の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額

エ アの場合において、その専用回線等を全く利用できない状態が連続した場合が1の暦月（ウの（イ）の規定に該当する場合は、その規定に係る2の暦月とします。以下この欄において同じとします。）において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。

ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。

オ この欄の規定による料金の返還とこの表の(12)欄の規定による料金の返還を1の暦月に同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、(12)欄の規定に定めるところによります。

(12) サービス品質（開通遅延期間）に係る料金の適用

ア 当社は、第13条（専用申込の承諾）の規定により高速品目又は超高速品目に係る専用契約の申込の承諾をした場合において、当社とその専用契約者とがその専用回線の提供の開始を合意した日（以下この欄において「開通予定日」といいます。）に、その専用契約者の責めによらない事由によりその専用回線の提供を開始できなかった場合は、開通予定日からその専用回線の提供を開始した日までの日数（開通予定日から起算してその翌日を1日とした日数とします。以下この欄において「開通遅延日数」といいます。）に応じて、その専用契約に係る料金（以下この欄において「開通遅延期間返還料金額」といいます。）を返還します。

イ アに規定する開通遅延期間返還料金額は、その専用回線の提供を開始した日における2（料金額）に規定する料金（この表の(6)欄を除く（1）欄から(10)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。）の合計額（以下この欄において「開通遅延期間返還基準額」といいます。）に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

| 開通遅延日数    | 料金返還率  |
|-----------|--|
| 1日        | 10%  |
| 2日以上15日未満 | 開通遅延日数が1日となる場合に適用される料金返還率に、1日を超える1日ごとに1%を加算した率 |
| 15日       | 25%  |



|                                |  |            |  |       |     |
|--------------------------------|--|------------|--|-------|-----|
|                                | <table border="1"> <tr> <td>16日以上28日未満</td> <td>開通遅延日数が15日となる場合に適用される料金返還率に、15日を超える1日ごとに2%を加算した率</td> </tr> <tr> <td>28日以上</td> <td>50%</td> </tr> </table>  | 16日以上28日未満 | 開通遅延日数が15日となる場合に適用される料金返還率に、15日を超える1日ごとに2%を加算した率 | 28日以上 | 50% |
| 16日以上28日未満                     | 開通遅延日数が15日となる場合に適用される料金返還率に、15日を超える1日ごとに2%を加算した率   |            |  |       |     |
| 28日以上                          | 50%  |            |  |       |     |
|                                | <p>ウ 当社は、イの規定により算出した開通遅延期間返還料金額の返還にあたっては、次の（ア）又は（イ）の規定により算出した料金額（以下「開通遅延期間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。</p> <p>（ア）（イ）以外の場合<br/>その専用回線の提供を開始した日を含む暦月に係る2（料金額）に規定する料金（開通遅延期間返還基準額に係るもの（料金表通則の3の各号に規定する場合は、料金表通則の3及び4の規定に基づき算出した額とします。））の額（第73条第2項第2号及び第3項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額又は料金表通則の6の規定により減額となる料金額をそれぞれ減じた額とします。）</p> <p>（イ） その暦月が専用回線の提供を開始した暦月であって、その専用回線の提供を開始した日がその暦月の初日以外の日の場合<br/>その暦月及び翌暦月について、それぞれ（ア）の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額</p> <p>エ この欄の規定による料金の返還とこの表の(11)欄の規定による料金の返還が1の暦月に同時に行う場合は、当社は故障回復時間返還料金額及び開通遅延期間返還料金額の合計額を返還します。ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p> |            |  |       |     |
| (13) 回線終端装置に係る料金の適用            | 当社の回線終端装置を設置した場合、回線終端装置に係る加算額を適用します。   |            |  |       |     |
| (14) 配線設備に係る料金の適用              | 当社が配線設備を提供した場合、次の配線ごとに配線設備に係る加算額を適用します。<br>ただし、1.5Mb/sのエコノミークラス及びシンプルクラスの場合は除きます。<br>ア 専用回線の終端から1のジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合は、自営端末設備又は回線接続装置とします。以下この欄において同じとします。）までの間の配線<br>イ 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線   |            |  |       |     |
| (15) 回線距離測定局の変更その他の場合における料金の適用 | 回線距離測定局の変更があった場合、収容区域及び加入区域の設定、専用回線の終端が加入区域外にある場合、短期専用契約による場合、異経路による場合、復旧等に伴い専用回線の経路を変更した場合、当社が特別な電気通信設備を提供した場合及び当社が回線接続装置を設置した場合の料金の適用については、アナログ伝送サービス等に準ずるものとします。  |            |  |       |     |

2 料金額

(1) 基本額

① 基本回線専用料

A 高速品目

a その専用回線が接続専用回線以外のもの

ア イ以外のもの

(ア-1) 64kb/s (通常クラスのもの)

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |              | 料 金 額 (月額)  |           |
|------------------|--------------|-------------|-----------|
|                  |              | (税抜額)       |           |
|                  |              | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの   | 56,000 円    | 84,000 円  |
|                  | 30 "         | 72,000 円    | 108,000 円 |
|                  | 40 "         | 72,000 円    | 108,000 円 |
|                  | 50 "         | 74,000 円    | 111,000 円 |
|                  | 60 "         | 75,000 円    | 112,500 円 |
|                  | 70 "         | 76,000 円    | 114,000 円 |
|                  | 80 "         | 77,000 円    | 115,500 円 |
|                  | 90 "         | 78,000 円    | 117,000 円 |
|                  | 100 "        | 79,000 円    | 118,500 円 |
|                  | 110 "        | 81,000 円    | 121,500 円 |
|                  | 120 "        | 81,000 円    | 121,500 円 |
|                  | 130 "        | 83,500 円    | 125,250 円 |
|                  | 130km を超えるもの | 83,500 円    | 125,250 円 |

(ア-2) 64kb/s (エコノミークラスのもの)

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |              | 料 金 額 (月額)  |           |
|------------------|--------------|-------------|-----------|
|                  |              | (税抜額)       |           |
|                  |              | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの   | 28,000 円    | 42,000 円  |
|                  | 30 "         | 42,000 円    | 63,000 円  |
|                  | 40 "         | 42,500 円    | 63,750 円  |
|                  | 50 "         | 44,000 円    | 66,000 円  |
|                  | 60 "         | 45,000 円    | 67,500 円  |
|                  | 70 "         | 46,000 円    | 69,000 円  |
|                  | 80 "         | 47,000 円    | 70,500 円  |
|                  | 90 "         | 48,500 円    | 72,750 円  |
|                  | 100 "        | 49,000 円    | 73,500 円  |
|                  | 110 "        | 50,000 円    | 75,000 円  |
|                  | 120 "        | 51,000 円    | 76,500 円  |
|                  | 130 "        | 52,000 円    | 78,000 円  |
|                  | 130km を超えるもの | 53,000 円    | 79,500 円  |

## (ア-3) 64kb/s (シンプルクラスのもの)

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |             | 料 金 額 (月額)  |           |
|------------------|-------------|-------------|-----------|
|                  |             | (税抜額)       |           |
|                  |             | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15kmまでのもの   | 28,000 円    | 42,000 円  |
|                  | 30 〃        | 42,000 円    | 63,000 円  |
|                  | 40 〃        | 42,500 円    | 63,750 円  |
|                  | 50 〃        | 43,500 円    | 65,250 円  |
|                  | 60 〃        | 44,000 円    | 66,000 円  |
|                  | 70 〃        | 44,500 円    | 66,750 円  |
|                  | 80 〃        | 45,000 円    | 67,500 円  |
|                  | 90 〃        | 45,500 円    | 68,250 円  |
|                  | 100 〃       | 46,000 円    | 69,000 円  |
|                  | 110 〃       | 46,500 円    | 69,750 円  |
|                  | 120 〃       | 47,000 円    | 70,500 円  |
|                  | 130 〃       | 47,500 円    | 71,250 円  |
|                  | 130kmを超えるもの | 48,000 円    | 72,000 円  |

## (イ-1) 128kb/s (通常クラスのもの)

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |              | 料 金 額 (月額)  |           |
|------------------|--------------|-------------|-----------|
|                  |              | (税抜額)       |           |
|                  |              | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの   | 73,000 円    | 109,500 円 |
|                  | 30 〃         | 100,000 円   | 150,000 円 |
|                  | 40 〃         | 109,000 円   | 163,500 円 |
|                  | 50 〃         | 114,000 円   | 171,000 円 |
|                  | 60 〃         | 117,000 円   | 175,500 円 |
|                  | 70 〃         | 121,000 円   | 181,500 円 |
|                  | 80 〃         | 124,000 円   | 186,000 円 |
|                  | 90 〃         | 127,000 円   | 190,500 円 |
|                  | 100 〃        | 129,000 円   | 193,500 円 |
|                  | 110 〃        | 133,000 円   | 199,500 円 |
|                  | 120 〃        | 133,000 円   | 199,500 円 |
|                  | 130 〃        | 137,000 円   | 205,500 円 |
|                  | 130km を超えるもの | 137,000 円   | 205,500 円 |

## (イ-2) 128kb/s (エコノミークラスのもの)

専用回線 1回線ごとに

| 距離区分             |              | 料 金 額 (月額)  |           |
|------------------|--------------|-------------|-----------|
|                  |              | (税抜額)       |           |
|                  |              | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの   | 37,000 円    | 55,500 円  |
|                  | 30 "         | 63,000 円    | 94,500 円  |
|                  | 40 "         | 69,000 円    | 103,500 円 |
|                  | 50 "         | 72,000 円    | 108,000 円 |
|                  | 60 "         | 75,000 円    | 112,500 円 |
|                  | 70 "         | 78,000 円    | 117,000 円 |
|                  | 80 "         | 80,000 円    | 120,000 円 |
|                  | 90 "         | 82,000 円    | 123,000 円 |
|                  | 100 "        | 84,000 円    | 126,000 円 |
|                  | 110 "        | 85,000 円    | 127,500 円 |
|                  | 120 "        | 86,000 円    | 129,000 円 |
|                  | 130 "        | 88,000 円    | 132,000 円 |
|                  | 130km を超えるもの | 90,000 円    | 135,000 円 |

## (イ-3) 128kb/s (シンプルクラスのもの)

専用回線 1回線ごとに

| 距離区分             |              | 料 金 額 (月額)  |           |
|------------------|--------------|-------------|-----------|
|                  |              | (税抜額)       |           |
|                  |              | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの   | 37,000 円    | 55,500 円  |
|                  | 30 "         | 63,000 円    | 94,500 円  |
|                  | 40 "         | 69,000 円    | 103,500 円 |
|                  | 50 "         | 72,000 円    | 108,000 円 |
|                  | 60 "         | 73,000 円    | 109,500 円 |
|                  | 70 "         | 74,000 円    | 111,000 円 |
|                  | 80 "         | 74,500 円    | 111,750 円 |
|                  | 90 "         | 75,000 円    | 112,500 円 |
|                  | 100 "        | 76,000 円    | 114,000 円 |
|                  | 110 "        | 77,000 円    | 115,500 円 |
|                  | 120 "        | 78,000 円    | 117,000 円 |
|                  | 130 "        | 79,000 円    | 118,500 円 |
|                  | 130km を超えるもの | 80,000 円    | 120,000 円 |

(ウ) 192kb/s

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |              | 料 金 額 (月額)  |           |
|------------------|--------------|-------------|-----------|
|                  |              | (税抜額)       |           |
|                  |              | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの   | 131,000 円   | 196,500 円 |
|                  | 30 "         | 247,000 円   | 370,500 円 |
|                  | 40 "         | 300,000 円   | 450,000 円 |
|                  | 50 "         | 319,000 円   | 478,500 円 |
|                  | 60 "         | 322,000 円   | 483,000 円 |
|                  | 70 "         | 325,000 円   | 487,500 円 |
|                  | 80 "         | 328,000 円   | 492,000 円 |
|                  | 90 "         | 331,000 円   | 496,500 円 |
|                  | 100 "        | 333,000 円   | 499,500 円 |
|                  | 110 "        | 336,000 円   | 504,000 円 |
|                  | 120 "        | 338,000 円   | 507,000 円 |
|                  | 130 "        | 340,000 円   | 510,000 円 |
|                  | 130km を超えるもの | 342,000 円   | 513,000 円 |

(エ) 256kb/s

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |              | 料 金 額 (月額)  |           |
|------------------|--------------|-------------|-----------|
|                  |              | (税抜額)       |           |
|                  |              | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの   | 143,000 円   | 214,500 円 |
|                  | 30 "         | 272,000 円   | 408,000 円 |
|                  | 40 "         | 327,000 円   | 490,500 円 |
|                  | 50 "         | 332,000 円   | 498,000 円 |
|                  | 60 "         | 337,000 円   | 505,500 円 |
|                  | 70 "         | 341,000 円   | 511,500 円 |
|                  | 80 "         | 345,000 円   | 517,500 円 |
|                  | 90 "         | 348,000 円   | 522,000 円 |
|                  | 100 "        | 352,000 円   | 528,000 円 |
|                  | 110 "        | 355,000 円   | 532,500 円 |
|                  | 120 "        | 358,000 円   | 537,000 円 |
|                  | 130 "        | 361,000 円   | 541,500 円 |
|                  | 130km を超えるもの | 364,000 円   | 546,000 円 |

(オ) 384kb/s

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |              | 料 金 額 (月額)  |           |
|------------------|--------------|-------------|-----------|
|                  |              | (税抜額)       |           |
|                  |              | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの   | 173,000 円   | 259,500 円 |
|                  | 30 "         | 328,000 円   | 492,000 円 |
|                  | 40 "         | 370,000 円   | 555,000 円 |
|                  | 50 "         | 378,000 円   | 567,000 円 |
|                  | 60 "         | 385,000 円   | 577,500 円 |
|                  | 70 "         | 391,000 円   | 586,500 円 |
|                  | 80 "         | 397,000 円   | 595,500 円 |
|                  | 90 "         | 403,000 円   | 604,500 円 |
|                  | 100 "        | 408,000 円   | 612,000 円 |
|                  | 110 "        | 413,000 円   | 619,500 円 |
|                  | 120 "        | 417,000 円   | 625,500 円 |
|                  | 130 "        | 422,000 円   | 633,000 円 |
|                  | 130km を超えるもの | 426,000 円   | 639,000 円 |

(カ) 512kb/s

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |              | 料 金 額 (月額)  |           |
|------------------|--------------|-------------|-----------|
|                  |              | (税抜額)       |           |
|                  |              | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの   | 192,000 円   | 288,000 円 |
|                  | 30 "         | 364,000 円   | 546,000 円 |
|                  | 40 "         | 395,000 円   | 592,500 円 |
|                  | 50 "         | 406,000 円   | 609,000 円 |
|                  | 60 "         | 415,000 円   | 622,500 円 |
|                  | 70 "         | 424,000 円   | 636,000 円 |
|                  | 80 "         | 432,000 円   | 648,000 円 |
|                  | 90 "         | 439,000 円   | 658,500 円 |
|                  | 100 "        | 446,000 円   | 669,000 円 |
|                  | 110 "        | 453,000 円   | 679,500 円 |
|                  | 120 "        | 459,000 円   | 688,500 円 |
|                  | 130 "        | 465,000 円   | 697,500 円 |
|                  | 130km を超えるもの | 471,000 円   | 706,500 円 |

(キ) 768kb/s

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |              | 料 金 額 (月額)  |           |
|------------------|--------------|-------------|-----------|
|                  |              | (税抜額)       |           |
|                  |              | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの   | 232,000 円   | 348,000 円 |
|                  | 30 〃         | 445,000 円   | 667,500 円 |
|                  | 40 〃         | 482,000 円   | 723,000 円 |
|                  | 50 〃         | 500,000 円   | 750,000 円 |
|                  | 60 〃         | 515,000 円   | 772,500 円 |
|                  | 70 〃         | 528,000 円   | 792,000 円 |
|                  | 80 〃         | 541,000 円   | 811,500 円 |
|                  | 90 〃         | 553,000 円   | 829,500 円 |
|                  | 100 〃        | 564,000 円   | 846,000 円 |
|                  | 110 〃        | 574,000 円   | 861,000 円 |
|                  | 120 〃        | 584,000 円   | 876,000 円 |
|                  | 130 〃        | 594,000 円   | 891,000 円 |
|                  | 130km を超えるもの | 603,000 円   | 904,500 円 |

(ク) 1 Mb/s

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |              | 料 金 額 (月額)  |             |
|------------------|--------------|-------------|-------------|
|                  |              | (税抜額)       |             |
|                  |              | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの   |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの   | 267,000 円   | 400,500 円   |
|                  | 30 〃         | 531,000 円   | 796,500 円   |
|                  | 40 〃         | 584,000 円   | 876,000 円   |
|                  | 50 〃         | 612,000 円   | 918,000 円   |
|                  | 60 〃         | 636,000 円   | 954,000 円   |
|                  | 70 〃         | 657,000 円   | 985,500 円   |
|                  | 80 〃         | 677,000 円   | 1,015,500 円 |
|                  | 90 〃         | 696,000 円   | 1,044,000 円 |
|                  | 100 〃        | 714,000 円   | 1,071,000 円 |
|                  | 110 〃        | 731,000 円   | 1,096,500 円 |
|                  | 120 〃        | 747,000 円   | 1,120,500 円 |
|                  | 130 〃        | 762,000 円   | 1,143,000 円 |
|                  | 130km を超えるもの | 776,000 円   | 1,164,000 円 |

## (ケー 1) 1.5Mb/s (通常クラスのもの)

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |              | 料 金 額 (月額)  |             |
|------------------|--------------|-------------|-------------|
|                  |              | (税抜額)       |             |
|                  |              | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの   |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの   | 303,000 円   | 454,500 円   |
|                  | 30 "         | 601,000 円   | 901,500 円   |
|                  | 40 "         | 675,000 円   | 1,012,500 円 |
|                  | 50 "         | 714,000 円   | 1,071,000 円 |
|                  | 60 "         | 747,000 円   | 1,120,500 円 |
|                  | 70 "         | 777,000 円   | 1,165,500 円 |
|                  | 80 "         | 805,000 円   | 1,207,500 円 |
|                  | 90 "         | 832,000 円   | 1,248,000 円 |
|                  | 100 "        | 857,000 円   | 1,285,500 円 |
|                  | 110 "        | 880,000 円   | 1,320,000 円 |
|                  | 120 "        | 902,000 円   | 1,353,000 円 |
|                  | 130 "        | 923,000 円   | 1,384,500 円 |
|                  | 130km を超えるもの | 944,000 円   | 1,416,000 円 |

## (ケー 2) 1.5Mb/s (エコノミークラスのもの)

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |              | 料 金 額 (月額) |           |
|------------------|--------------|------------|-----------|
|                  |              | (税抜額)      |           |
|                  |              | タイプ 1      | タイプ 1     |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの   | 145,000 円  | 155,000 円 |
|                  | 30 "         | 332,000 円  | 342,000 円 |
|                  | 40 "         | 333,000 円  | 349,000 円 |
|                  | 50 "         | 356,000 円  | 373,000 円 |
|                  | 60 "         | 378,000 円  | 397,000 円 |
|                  | 70 "         | 401,000 円  | 421,000 円 |
|                  | 80 "         | 424,000 円  | 445,000 円 |
|                  | 90 "         | 447,000 円  | 469,000 円 |
|                  | 100 "        | 469,000 円  | 492,000 円 |
|                  | 110 "        | 486,000 円  | 510,000 円 |
|                  | 120 "        | 503,000 円  | 528,000 円 |
|                  | 130 "        | 568,000 円  | 597,000 円 |
|                  | 130km を超えるもの | 580,000 円  | 614,000 円 |



## (ケ-3) 1.5Mb/s (シンプルクラスのもの)

専用回線1回線ごとに

| 距離区分             |             | 料 金 額 (月額) |          |
|------------------|-------------|------------|----------|
|                  |             | (税抜額)      |          |
|                  |             | タイプ1       | タイプ2     |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15kmまでのもの   | 145,000円   | 155,000円 |
|                  | 30 "        | 332,000円   | 342,000円 |
|                  | 40 "        | 333,000円   | 347,000円 |
|                  | 50 "        | 346,000円   | 361,000円 |
|                  | 60 "        | 368,000円   | 385,000円 |
|                  | 70 "        | 391,000円   | 409,000円 |
|                  | 80 "        | 414,000円   | 433,000円 |
|                  | 90 "        | 437,000円   | 457,000円 |
|                  | 100 "       | 453,000円   | 473,000円 |
|                  | 110 "       | 465,000円   | 487,000円 |
|                  | 120 "       | 472,000円   | 494,000円 |
|                  | 130 "       | 481,000円   | 507,000円 |
|                  | 130kmを超えるもの | 490,000円   | 514,000円 |

## (コ) 3 Mb/s

専用回線1回線ごとに

| 距離区分             |             | 料 金 額 (月額)  |            |
|------------------|-------------|-------------|------------|
|                  |             | (税抜額)       |            |
|                  |             | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの  |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15kmまでのもの   | 475,000円    | 712,500円   |
|                  | 30 "        | 1,076,000円  | 1,614,000円 |
|                  | 40 "        | 1,202,000円  | 1,803,000円 |
|                  | 50 "        | 1,263,000円  | 1,894,500円 |
|                  | 60 "        | 1,316,000円  | 1,974,000円 |
|                  | 70 "        | 1,362,000円  | 2,043,000円 |
|                  | 80 "        | 1,407,000円  | 2,110,500円 |
|                  | 90 "        | 1,450,000円  | 2,175,000円 |
|                  | 100 "       | 1,489,000円  | 2,233,500円 |
|                  | 110 "       | 1,526,000円  | 2,289,000円 |
|                  | 120 "       | 1,561,000円  | 2,341,500円 |
|                  | 130 "       | 1,594,000円  | 2,391,000円 |
|                  | 130kmを超えるもの | 1,627,000円  | 2,440,500円 |

(サ) 4.5Mb/s

専用回線1回線ごとに

| 距離区分             |             | 料 金 額 (月額)  |            |
|------------------|-------------|-------------|------------|
|                  |             | (税抜額)       |            |
|                  |             | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの  |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15kmまでのもの   | 593,000円    | 889,500円   |
|                  | 30 "        | 1,288,000円  | 1,932,000円 |
|                  | 40 "        | 1,476,000円  | 2,214,000円 |
|                  | 50 "        | 1,568,000円  | 2,352,000円 |
|                  | 60 "        | 1,647,000円  | 2,470,500円 |
|                  | 70 "        | 1,717,000円  | 2,575,500円 |
|                  | 80 "        | 1,784,000円  | 2,676,000円 |
|                  | 90 "        | 1,848,000円  | 2,772,000円 |
|                  | 100 "       | 1,906,000円  | 2,859,000円 |
|                  | 110 "       | 1,962,000円  | 2,943,000円 |
|                  | 120 "       | 2,014,000円  | 3,021,000円 |
|                  | 130 "       | 2,064,000円  | 3,096,000円 |
|                  | 130kmを超えるもの | 2,113,000円  | 3,169,500円 |

(シ) 6 Mb/s

専用回線1回線ごとに

| 距離区分             |             | 料 金 額 (月額)  |            |
|------------------|-------------|-------------|------------|
|                  |             | (税抜額)       |            |
|                  |             | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの  |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15kmまでのもの   | 686,000円    | 1,029,000円 |
|                  | 30 "        | 1,534,000円  | 2,301,000円 |
|                  | 40 "        | 1,786,000円  | 2,679,000円 |
|                  | 50 "        | 1,908,000円  | 2,862,000円 |
|                  | 60 "        | 2,013,000円  | 3,019,500円 |
|                  | 70 "        | 2,106,000円  | 3,159,000円 |
|                  | 80 "        | 2,196,000円  | 3,294,000円 |
|                  | 90 "        | 2,281,000円  | 3,421,500円 |
|                  | 100 "       | 2,359,000円  | 3,538,500円 |
|                  | 110 "       | 2,433,000円  | 3,649,500円 |
|                  | 120 "       | 2,503,000円  | 3,754,500円 |
|                  | 130 "       | 2,569,000円  | 3,853,500円 |
|                  | 130kmを超えるもの | 2,635,000円  | 3,952,500円 |

イ その専用回線が同一県内に終始するもの

(ア-1) 64kb/s (通常クラスのもの)

専用回線1回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額)  |           |
|------------------|------------|-------------|-----------|
|                  |            | (税抜額)       |           |
|                  |            | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15kmまでのもの  | 56,000円     | 84,000円   |
|                  | 30 "       | 102,000円    | 153,000円  |
|                  | 40 "       | 118,000円    | 177,000円  |
|                  | 50 "       | 119,000円    | 178,500円  |
|                  | 60 "       | 120,000円    | 180,000円  |
|                  | 70 "       | 121,000円    | 181,500円  |
|                  | 80 "       | 122,000円    | 183,000円  |
|                  | 90 "       | 123,000円    | 184,500円  |
|                  | 90kmを超えるもの | 124,000円    | 186,000円  |

(ア-2) 64kb/s (エコノミークラスのもの)

専用回線1回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額)  |           |
|------------------|------------|-------------|-----------|
|                  |            | (税抜額)       |           |
|                  |            | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15kmまでのもの  | 28,000円     | 42,000円   |
|                  | 30 "       | 42,000円     | 63,000円   |
|                  | 40 "       | 44,000円     | 66,000円   |
|                  | 50 "       | 45,000円     | 67,500円   |
|                  | 60 "       | 47,000円     | 70,500円   |
|                  | 70 "       | 47,500円     | 71,250円   |
|                  | 80 "       | 48,000円     | 72,000円   |
|                  | 90 "       | 48,500円     | 72,750円   |
|                  | 90kmを超えるもの | 49,000円     | 73,500円   |

(ア-3) 64kb/s (シンプルクラスのもの)

専用回線1回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額)  |           |
|------------------|------------|-------------|-----------|
|                  |            | (税抜額)       |           |
|                  |            | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15kmまでのもの  | 28,000円     | 42,000円   |
|                  | 30 "       | 42,000円     | 63,000円   |
|                  | 40 "       | 43,000円     | 64,500円   |
|                  | 50 "       | 43,500円     | 65,250円   |
|                  | 60 "       | 44,000円     | 66,000円   |
|                  | 70 "       | 44,500円     | 66,750円   |
|                  | 80 "       | 45,000円     | 67,500円   |
|                  | 90 "       | 45,500円     | 68,250円   |
|                  | 90kmを超えるもの | 46,000円     | 69,000円   |

## (イ-1) 128kb/s (通常クラスのもの)

専用回線1回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額)  |           |
|------------------|------------|-------------|-----------|
|                  |            | (税抜額)       |           |
|                  |            | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15kmまでのもの  | 73,000円     | 109,500円  |
|                  | 30 〃       | 131,000円    | 196,500円  |
|                  | 40 〃       | 136,000円    | 204,000円  |
|                  | 50 〃       | 138,000円    | 207,000円  |
|                  | 60 〃       | 141,000円    | 211,500円  |
|                  | 70 〃       | 143,000円    | 214,500円  |
|                  | 80 〃       | 145,000円    | 217,500円  |
|                  | 90 〃       | 146,000円    | 219,000円  |
|                  | 90kmを超えるもの | 148,000円    | 222,000円  |

## (イ-2) 128kb/s (エコノミークラスのもの)

専用回線1回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額)  |           |
|------------------|------------|-------------|-----------|
|                  |            | (税抜額)       |           |
|                  |            | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15kmまでのもの  | 37,000円     | 55,500円   |
|                  | 30 〃       | 63,000円     | 94,500円   |
|                  | 40 〃       | 69,000円     | 103,500円  |
|                  | 50 〃       | 72,000円     | 108,000円  |
|                  | 60 〃       | 75,000円     | 112,500円  |
|                  | 70 〃       | 78,000円     | 117,000円  |
|                  | 80 〃       | 80,000円     | 120,000円  |
|                  | 90 〃       | 82,000円     | 123,000円  |
|                  | 90kmを超えるもの | 84,000円     | 126,000円  |

## (イ-3) 128kb/s (シンプルクラスのもの)

専用回線1回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額)  |           |
|------------------|------------|-------------|-----------|
|                  |            | (税抜額)       |           |
|                  |            | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15kmまでのもの  | 37,000円     | 55,500円   |
|                  | 30 〃       | 63,000円     | 94,500円   |
|                  | 40 〃       | 69,000円     | 103,500円  |
|                  | 50 〃       | 72,000円     | 108,000円  |
|                  | 60 〃       | 73,000円     | 109,500円  |
|                  | 70 〃       | 74,000円     | 111,000円  |
|                  | 80 〃       | 74,500円     | 111,750円  |
|                  | 90 〃       | 75,000円     | 112,500円  |
|                  | 90kmを超えるもの | 76,000円     | 114,000円  |

(ウ) 192kb/s

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |             | 料 金 額 (月額)  |           |
|------------------|-------------|-------------|-----------|
|                  |             | (税抜額)       |           |
|                  |             | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの  | 122,000 円   | 183,000 円 |
|                  | 30 〃        | 186,000 円   | 279,000 円 |
|                  | 40 〃        | 221,000 円   | 331,500 円 |
|                  | 50 〃        | 234,000 円   | 351,000 円 |
|                  | 60 〃        | 257,000 円   | 385,500 円 |
|                  | 70 〃        | 273,000 円   | 409,500 円 |
|                  | 80 〃        | 283,000 円   | 424,500 円 |
|                  | 90 〃        | 292,000 円   | 438,000 円 |
|                  | 90km を超えるもの | 333,000 円   | 499,500 円 |

(エ) 256kb/s

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |             | 料 金 額 (月額)  |           |
|------------------|-------------|-------------|-----------|
|                  |             | (税抜額)       |           |
|                  |             | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの  | 143,000 円   | 214,500 円 |
|                  | 30 〃        | 232,000 円   | 348,000 円 |
|                  | 40 〃        | 267,000 円   | 400,500 円 |
|                  | 50 〃        | 287,000 円   | 430,500 円 |
|                  | 60 〃        | 304,000 円   | 456,000 円 |
|                  | 70 〃        | 322,000 円   | 483,000 円 |
|                  | 80 〃        | 333,000 円   | 499,500 円 |
|                  | 90 〃        | 342,000 円   | 513,000 円 |
|                  | 90km を超えるもの | 350,000 円   | 525,000 円 |

(オ) 384kb/s

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |             | 料 金 額 (月額)  |           |
|------------------|-------------|-------------|-----------|
|                  |             | (税抜額)       |           |
|                  |             | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの  | 173,000 円   | 259,500 円 |
|                  | 30 〃        | 288,000 円   | 432,000 円 |
|                  | 40 〃        | 326,000 円   | 489,000 円 |
|                  | 50 〃        | 341,000 円   | 511,500 円 |
|                  | 60 〃        | 364,000 円   | 546,000 円 |
|                  | 70 〃        | 378,000 円   | 567,000 円 |
|                  | 80 〃        | 393,000 円   | 589,500 円 |
|                  | 90 〃        | 402,000 円   | 603,000 円 |
|                  | 90km を超えるもの | 407,000 円   | 610,500 円 |

(カ) 512kb/s

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |             | 料 金 額 (月額)  |           |
|------------------|-------------|-------------|-----------|
|                  |             | (税抜額)       |           |
|                  |             | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの  | 192,000 円   | 288,000 円 |
|                  | 30 〃        | 336,000 円   | 504,000 円 |
|                  | 40 〃        | 374,000 円   | 561,000 円 |
|                  | 50 〃        | 387,000 円   | 580,500 円 |
|                  | 60 〃        | 414,000 円   | 621,000 円 |
|                  | 70 〃        | 423,000 円   | 634,500 円 |
|                  | 80 〃        | 431,000 円   | 646,500 円 |
|                  | 90 〃        | 438,000 円   | 657,000 円 |
|                  | 90km を超えるもの | 446,000 円   | 669,000 円 |

(キ) 768kb/s

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |             | 料 金 額 (月額)  |           |
|------------------|-------------|-------------|-----------|
|                  |             | (税抜額)       |           |
|                  |             | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの  | 232,000 円   | 348,000 円 |
|                  | 30 〃        | 418,000 円   | 627,000 円 |
|                  | 40 〃        | 455,000 円   | 682,500 円 |
|                  | 50 〃        | 474,000 円   | 711,000 円 |
|                  | 60 〃        | 503,000 円   | 754,500 円 |
|                  | 70 〃        | 516,000 円   | 774,000 円 |
|                  | 80 〃        | 531,000 円   | 796,500 円 |
|                  | 90 〃        | 546,000 円   | 819,000 円 |
|                  | 90km を超えるもの | 559,000 円   | 838,500 円 |

(ク) 1 Mb/s

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |             | 料 金 額 (月額)  |             |
|------------------|-------------|-------------|-------------|
|                  |             | (税抜額)       |             |
|                  |             | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの   |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの  | 267,000 円   | 400,500 円   |
|                  | 30 〃        | 523,000 円   | 784,500 円   |
|                  | 40 〃        | 552,000 円   | 828,000 円   |
|                  | 50 〃        | 605,000 円   | 907,500 円   |
|                  | 60 〃        | 621,000 円   | 931,500 円   |
|                  | 70 〃        | 635,000 円   | 952,500 円   |
|                  | 80 〃        | 658,000 円   | 987,000 円   |
|                  | 90 〃        | 683,000 円   | 1,024,500 円 |
|                  | 90km を超えるもの | 702,000 円   | 1,053,000 円 |

(ケー 1) 1.5Mb/s (通常クラスのもの)

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |             | 料 金 額 (月額)  |             |
|------------------|-------------|-------------|-------------|
|                  |             | (税抜額)       |             |
|                  |             | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの   |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの  | 303,000 円   | 454,500 円   |
|                  | 30 "        | 596,000 円   | 894,000 円   |
|                  | 40 "        | 641,000 円   | 961,500 円   |
|                  | 50 "        | 711,000 円   | 1,066,500 円 |
|                  | 60 "        | 746,000 円   | 1,119,000 円 |
|                  | 70 "        | 762,000 円   | 1,143,000 円 |
|                  | 80 "        | 782,000 円   | 1,173,000 円 |
|                  | 90 "        | 811,000 円   | 1,216,500 円 |
|                  | 90km を超えるもの | 839,000 円   | 1,258,500 円 |

(ケー 2) 1.5Mb/s (エコノミークラスのもの)

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |             | 料 金 額 (月額) |           |
|------------------|-------------|------------|-----------|
|                  |             | (税抜額)      |           |
|                  |             | タイプ 1      | タイプ 2     |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの  | 145,000 円  | 155,000 円 |
|                  | 30 "        | 332,000 円  | 342,000 円 |
|                  | 40 "        | 333,000 円  | 349,000 円 |
|                  | 50 "        | 356,000 円  | 373,000 円 |
|                  | 60 "        | 378,000 円  | 397,000 円 |
|                  | 70 "        | 401,000 円  | 421,000 円 |
|                  | 80 "        | 424,000 円  | 445,000 円 |
|                  | 90 "        | 447,000 円  | 469,000 円 |
|                  | 90km を超えるもの | 469,000 円  | 492,000 円 |

(ケー 3) 1.5Mb/s (シンプルクラスのもの)

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |             | 料 金 額 (月額) |           |
|------------------|-------------|------------|-----------|
|                  |             | (税抜額)      |           |
|                  |             | タイプ 1      | タイプ 2     |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの  | 145,000 円  | 155,000 円 |
|                  | 30 "        | 332,000 円  | 342,000 円 |
|                  | 40 "        | 333,000 円  | 347,000 円 |
|                  | 50 "        | 346,000 円  | 361,000 円 |
|                  | 60 "        | 368,000 円  | 385,000 円 |
|                  | 70 "        | 391,000 円  | 409,000 円 |
|                  | 80 "        | 414,000 円  | 433,000 円 |
|                  | 90 "        | 437,000 円  | 457,000 円 |
|                  | 90km を超えるもの | 453,000 円  | 473,000 円 |

(コ) 3 Mb/s

専用回線1回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額)  |            |
|------------------|------------|-------------|------------|
|                  |            | (税抜額)       |            |
|                  |            | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの  |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15kmまでのもの  | 475,000円    | 712,500円   |
|                  | 30 "       | 996,000円    | 1,494,000円 |
|                  | 40 "       | 1,102,000円  | 1,653,000円 |
|                  | 50 "       | 1,189,000円  | 1,783,500円 |
|                  | 60 "       | 1,266,000円  | 1,899,000円 |
|                  | 70 "       | 1,324,000円  | 1,986,000円 |
|                  | 80 "       | 1,382,000円  | 2,073,000円 |
|                  | 90 "       | 1,421,000円  | 2,131,500円 |
|                  | 90kmを超えるもの | 1,469,000円  | 2,203,500円 |

(サ) 4.5Mb/s

専用回線1回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額)  |            |
|------------------|------------|-------------|------------|
|                  |            | (税抜額)       |            |
|                  |            | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの  |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15kmまでのもの  | 537,000円    | 805,500円   |
|                  | 30 "       | 1,198,000円  | 1,797,000円 |
|                  | 40 "       | 1,353,000円  | 2,029,500円 |
|                  | 50 "       | 1,460,000円  | 2,190,000円 |
|                  | 60 "       | 1,556,000円  | 2,334,000円 |
|                  | 70 "       | 1,633,000円  | 2,449,500円 |
|                  | 80 "       | 1,711,000円  | 2,566,500円 |
|                  | 90 "       | 1,769,000円  | 2,653,500円 |
|                  | 90kmを超えるもの | 1,836,000円  | 2,754,000円 |

(シ) 6 Mb/s

専用回線1回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額)  |            |
|------------------|------------|-------------|------------|
|                  |            | (税抜額)       |            |
|                  |            | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの  |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15kmまでのもの  | 660,000円    | 990,000円   |
|                  | 30 "       | 1,475,000円  | 2,212,500円 |
|                  | 40 "       | 1,661,000円  | 2,491,500円 |
|                  | 50 "       | 1,797,000円  | 2,695,500円 |
|                  | 60 "       | 1,905,000円  | 2,857,500円 |
|                  | 70 "       | 2,012,000円  | 3,018,000円 |
|                  | 80 "       | 2,090,000円  | 3,135,000円 |
|                  | 90 "       | 2,179,000円  | 3,268,500円 |
|                  | 90kmを超えるもの | 2,246,000円  | 3,369,000円 |



- b その専用回線が接続専用回線のもの  
 (a) (b)及び(c)以外のもの

(ア-1) 64kb/s (通常クラスのもの)

接続専用回線1回線ごとに

| 距離区分             |           | 料 金 額 (月額)  |           |
|------------------|-----------|-------------|-----------|
|                  |           | (税抜額)       |           |
|                  |           | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15kmまでのもの | 41,000円     | 61,500円   |
|                  | 30 "      | 75,000円     | 112,500円  |
|                  | 40 "      | 83,000円     | 124,500円  |
|                  | 50 "      | 85,000円     | 127,500円  |
|                  | 60 "      | 86,000円     | 129,000円  |
|                  | 70 "      | 87,000円     | 130,500円  |
|                  | 80 "      | 88,000円     | 132,000円  |
|                  | 90 "      | 89,000円     | 133,500円  |

(ア-2) 64kb/s (エコノミークラスのもの)

接続専用回線1回線ごとに

| 距離区分             |           | 料 金 額 (月額) |  |
|------------------|-----------|------------|--|
|                  |           | (税抜額)      |  |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15kmまでのもの | 21,000円    |  |
|                  | 30 "      | 29,000円    |  |
|                  | 40 "      | 31,000円    |  |
|                  | 50 "      | 32,000円    |  |
|                  | 60 "      | 33,500円    |  |
|                  | 70 "      | 35,000円    |  |
|                  | 80 "      | 37,000円    |  |
|                  | 90 "      | 39,000円    |  |

(ア-3) 64kb/s (シンプルクラスのもの)

接続専用回線1回線ごとに

| 距離区分             |           | 料 金 額 (月額) |  |
|------------------|-----------|------------|--|
|                  |           | (税抜額)      |  |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15kmまでのもの | 21,000円    |  |
|                  | 30 "      | 29,000円    |  |
|                  | 40 "      | 30,000円    |  |
|                  | 50 "      | 31,000円    |  |
|                  | 60 "      | 32,500円    |  |
|                  | 70 "      | 34,000円    |  |
|                  | 80 "      | 36,000円    |  |
|                  | 90 "      | 38,000円    |  |

(イ-1) 128kb/s (通常クラスのもの)

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額)  |           |
|------------------|------------|-------------|-----------|
|                  |            | (税抜額)       |           |
|                  |            | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの | 53,000 円    | 79,500 円  |
|                  | 30 "       | 82,000 円    | 123,000 円 |
|                  | 40 "       | 99,000 円    | 148,500 円 |
|                  | 50 "       | 101,000 円   | 151,500 円 |
|                  | 60 "       | 104,000 円   | 156,000 円 |
|                  | 70 "       | 106,000 円   | 159,000 円 |
|                  | 80 "       | 107,000 円   | 160,500 円 |
|                  | 90 "       | 109,000 円   | 163,500 円 |

(イ-2) 128kb/s (エコノミークラスのもの)

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額) |  |
|------------------|------------|------------|--|
|                  |            | (税抜額)      |  |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの | 32,000 円   |  |
|                  | 30 "       | 46,000 円   |  |
|                  | 40 "       | 52,000 円   |  |
|                  | 50 "       | 55,000 円   |  |
|                  | 60 "       | 58,000 円   |  |
|                  | 70 "       | 62,000 円   |  |
|                  | 80 "       | 65,000 円   |  |
|                  | 90 "       | 68,000 円   |  |

(イ-3) 128kb/s (シンプルクラスのもの)

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額) |  |
|------------------|------------|------------|--|
|                  |            | (税抜額)      |  |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの | 32,000 円   |  |
|                  | 30 "       | 46,000 円   |  |
|                  | 40 "       | 51,000 円   |  |
|                  | 50 "       | 54,000 円   |  |
|                  | 60 "       | 57,000 円   |  |
|                  | 70 "       | 61,000 円   |  |
|                  | 80 "       | 64,000 円   |  |
|                  | 90 "       | 67,000 円   |  |

(ウ) 192kb/s

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分 |            | 料 金 額 (月額)  |           |
|------|------------|-------------|-----------|
|      |            | (税抜額)       |           |
|      |            | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの |
| 回線距離 | 15km までのもの | 103,000 円   | 154,500 円 |
|      | 30 "       | 189,000 円   | 283,500 円 |
|      | 40 "       | 214,000 円   | 321,000 円 |
|      | 50 "       | 217,000 円   | 325,500 円 |
|      | 60 "       | 221,000 円   | 331,500 円 |
|      | 70 "       | 224,000 円   | 336,000 円 |
|      | 80 "       | 227,000 円   | 340,500 円 |
|      | 90 "       | 229,000 円   | 343,500 円 |

(エ) 256kb/s

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分 |            | 料 金 額 (月額)  |           |
|------|------------|-------------|-----------|
|      |            | (税抜額)       |           |
|      |            | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの |
| 回線距離 | 15km までのもの | 113,000 円   | 169,500 円 |
|      | 30 "       | 193,000 円   | 289,500 円 |
|      | 40 "       | 226,000 円   | 339,000 円 |
|      | 50 "       | 232,000 円   | 348,000 円 |
|      | 60 "       | 236,000 円   | 354,000 円 |
|      | 70 "       | 240,000 円   | 360,000 円 |
|      | 80 "       | 244,000 円   | 366,000 円 |
|      | 90 "       | 248,000 円   | 372,000 円 |

(オ) 384kb/s

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分 |            | 料 金 額 (月額)  |           |
|------|------------|-------------|-----------|
|      |            | (税抜額)       |           |
|      |            | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの |
| 回線距離 | 15km までのもの | 136,000 円   | 204,000 円 |
|      | 30 "       | 213,000 円   | 319,500 円 |
|      | 40 "       | 264,000 円   | 396,000 円 |
|      | 50 "       | 272,000 円   | 408,000 円 |
|      | 60 "       | 279,000 円   | 418,500 円 |
|      | 70 "       | 286,000 円   | 429,000 円 |
|      | 80 "       | 292,000 円   | 438,000 円 |
|      | 90 "       | 297,000 円   | 445,500 円 |

(カ) 512kb/s

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分 |            | 料 金 額 (月額)  |           |
|------|------------|-------------|-----------|
|      |            | (税抜額)       |           |
|      |            | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの |
| 回線距離 | 15km までのもの | 153,000 円   | 229,500 円 |
|      | 30 "       | 221,000 円   | 331,500 円 |
|      | 40 "       | 291,000 円   | 436,500 円 |
|      | 50 "       | 302,000 円   | 453,000 円 |
|      | 60 "       | 312,000 円   | 468,000 円 |
|      | 70 "       | 320,000 円   | 480,000 円 |
|      | 80 "       | 328,000 円   | 492,000 円 |
|      | 90 "       | 336,000 円   | 504,000 円 |

(キ) 768kb/s

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分 |            | 料 金 額 (月額)  |           |
|------|------------|-------------|-----------|
|      |            | (税抜額)       |           |
|      |            | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの |
| 回線距離 | 15km までのもの | 193,000 円   | 289,500 円 |
|      | 30 "       | 264,000 円   | 396,000 円 |
|      | 40 "       | 374,000 円   | 561,000 円 |
|      | 50 "       | 392,000 円   | 588,000 円 |
|      | 60 "       | 406,000 円   | 609,000 円 |
|      | 70 "       | 420,000 円   | 630,000 円 |
|      | 80 "       | 432,000 円   | 648,000 円 |
|      | 90 "       | 445,000 円   | 667,500 円 |

(ク) 1Mb/s

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分 |            | 料 金 額 (月額)  |           |
|------|------------|-------------|-----------|
|      |            | (税抜額)       |           |
|      |            | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの |
| 回線距離 | 15km までのもの | 236,000 円   | 354,000 円 |
|      | 30 "       | 307,000 円   | 460,500 円 |
|      | 40 "       | 482,000 円   | 723,000 円 |
|      | 50 "       | 509,000 円   | 763,500 円 |
|      | 60 "       | 533,000 円   | 799,500 円 |
|      | 70 "       | 554,000 円   | 831,000 円 |
|      | 80 "       | 574,000 円   | 861,000 円 |
|      | 90 "       | 594,000 円   | 891,000 円 |

(ケー 1) 1.5Mb/s (通常クラスのもの)

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額)  |             |
|------------------|------------|-------------|-------------|
|                  |            | (税抜額)       |             |
|                  |            | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの   |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの | 276,000 円   | 414,000 円   |
|                  | 30 "       | 336,000 円   | 504,000 円   |
|                  | 40 "       | 581,000 円   | 871,500 円   |
|                  | 50 "       | 619,000 円   | 928,500 円   |
|                  | 60 "       | 652,000 円   | 978,000 円   |
|                  | 70 "       | 681,000 円   | 1,021,500 円 |
|                  | 80 "       | 710,000 円   | 1,065,000 円 |
|                  | 90 "       | 737,000 円   | 1,105,500 円 |

(ケー 2) 1.5Mb/s (エコノミークラスのもの)

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額) |           |
|------------------|------------|------------|-----------|
|                  |            | (税抜額)      |           |
|                  |            | タイプ 1      | タイプ 2     |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの | 144,000 円  | 154,000 円 |
|                  | 30 "       | 215,000 円  | 225,000 円 |
|                  | 40 "       | 298,000 円  | 320,000 円 |
|                  | 50 "       | 327,000 円  | 347,000 円 |
|                  | 60 "       | 337,000 円  | 376,000 円 |
|                  | 70 "       | 367,000 円  | 408,000 円 |
|                  | 80 "       | 393,000 円  | 435,000 円 |
|                  | 90 "       | 412,000 円  | 457,000 円 |

(ケー 3) 1.5Mb/s (シンプルクラスのもの)

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額) |           |
|------------------|------------|------------|-----------|
|                  |            | (税抜額)      |           |
|                  |            | タイプ 1      | タイプ 2     |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの | 144,000 円  | 154,000 円 |
|                  | 30 "       | 215,000 円  | 225,000 円 |
|                  | 40 "       | 284,000 円  | 306,000 円 |
|                  | 50 "       | 316,000 円  | 333,000 円 |
|                  | 60 "       | 331,000 円  | 369,000 円 |
|                  | 70 "       | 350,000 円  | 392,000 円 |
|                  | 80 "       | 367,000 円  | 407,000 円 |
|                  | 90 "       | 379,000 円  | 421,000 円 |

(コ) 3Mb/s

接続専用回線 1回線ごとに

| 距離区分 |           | 料 金 額 (月額)  |            |
|------|-----------|-------------|------------|
|      |           | (税抜額)       |            |
|      |           | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの  |
| 回線距離 | 15kmまでのもの | 475,000円    | 712,500円   |
|      | 30 "      | 659,000円    | 988,500円   |
|      | 40 "      | 1,046,000円  | 1,569,000円 |
|      | 50 "      | 1,107,000円  | 1,660,500円 |
|      | 60 "      | 1,159,000円  | 1,738,500円 |
|      | 70 "      | 1,206,000円  | 1,809,000円 |
|      | 80 "      | 1,251,000円  | 1,876,500円 |
|      | 90 "      | 1,293,000円  | 1,939,500円 |

(サ) 4.5Mb/s

接続専用回線 1回線ごとに

| 距離区分 |           | 料 金 額 (月額)  |            |
|------|-----------|-------------|------------|
|      |           | (税抜額)       |            |
|      |           | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの  |
| 回線距離 | 15kmまでのもの | 598,000円    | 897,000円   |
|      | 30 "      | 757,000円    | 1,135,500円 |
|      | 40 "      | 1,338,000円  | 2,007,000円 |
|      | 50 "      | 1,428,000円  | 2,142,000円 |
|      | 60 "      | 1,507,000円  | 2,260,500円 |
|      | 70 "      | 1,577,000円  | 2,365,500円 |
|      | 80 "      | 1,644,000円  | 2,466,000円 |
|      | 90 "      | 1,708,000円  | 2,562,000円 |

(シ) 6Mb/s

接続専用回線 1回線ごとに

| 距離区分 |           | 料 金 額 (月額)  |            |
|------|-----------|-------------|------------|
|      |           | (税抜額)       |            |
|      |           | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの  |
| 回線距離 | 15kmまでのもの | 735,000円    | 1,102,500円 |
|      | 30 "      | 880,000円    | 1,320,000円 |
|      | 40 "      | 1,654,000円  | 2,481,000円 |
|      | 50 "      | 1,774,000円  | 2,661,000円 |
|      | 60 "      | 1,879,000円  | 2,818,500円 |
|      | 70 "      | 1,973,000円  | 2,959,500円 |
|      | 80 "      | 2,062,000円  | 3,093,000円 |
|      | 90 "      | 2,148,000円  | 3,222,000円 |

(b) 当社が別に定める特定協定事業者に係るもの

ア イ以外のもの

(ア-1) 64kb/s (通常クラスのもの)

接続専用回線1回線ごとに

| 距離区分 |                    | 料 金 額 (月額)                    |                               |
|------|--------------------|-------------------------------|-------------------------------|
|      |                    | (税抜額)                         |                               |
|      |                    | 短期専用契約以外のもの                   | 短期専用契約のもの                     |
| 回線距離 | 120kmまでのもの         | 78,000円                       | 117,000円                      |
|      | 120kmを超え460kmまでのもの | 120kmを超える20kmまでごとに1,400円を加えた額 | 120kmを超える20kmまでごとに2,100円を加えた額 |
|      | 460kmを超えるもの        | 460kmを超える20kmまでごとに500円を加えた額   | 460kmを超える20kmまでごとに750円を加えた額   |

(ア-2) 64kb/s (エコノミークラスのもの)

接続専用回線1回線ごとに

| 距離区分 |             | 料 金 額 (月額)                    |  |
|------|-------------|-------------------------------|--|
|      |             | (税抜額)                         |  |
| 回線距離 | 120kmまでのもの  | 55,500円                       |  |
|      | 120kmを超えるもの | 120kmを超える20kmまでごとに1,300円を加えた額 |  |
|      | 600kmを超えるもの | 600kmを超える20kmまでごとに600円を加えた額   |  |

(ア-3) 64kb/s (シンプルクラスのもの)

接続専用回線1回線ごとに

| 距離区分 |             | 料 金 額 (月額)                  |  |
|------|-------------|-----------------------------|--|
|      |             | (税抜額)                       |  |
| 回線距離 | 120kmまでのもの  | 51,500円                     |  |
|      | 120kmを超えるもの | 120kmを超える20kmまでごとに800円を加えた額 |  |
|      | 600kmを超えるもの | 600kmを超える20kmまでごとに600円を加えた額 |  |

(イ-1) 128kb/s (通常クラスのもの)

接続専用回線1回線ごとに

| 距離区分 |                    | 料 金 額 (月額)                    |                               |
|------|--------------------|-------------------------------|-------------------------------|
|      |                    | (税抜額)                         |                               |
|      |                    | 短期専用契約以外のもの                   | 短期専用契約のもの                     |
| 回線距離 | 120kmまでのもの         | 127,300円                      | 190,950円                      |
|      | 120kmを超え460kmまでのもの | 120kmを超える20kmまでごとに2,300円を加えた額 | 120kmを超える20kmまでごとに3,450円を加えた額 |
|      | 460kmを超えるもの        | 460kmを超える20kmまでごとに1,000円を加えた額 | 460kmを超える20kmまでごとに1,500円を加えた額 |

(イ-2) 128kb/s (エコノミークラスのもの)

接続専用回線1回線ごとに

| 距離区分 |             | 料 金 額 (月額)                    |  |
|------|-------------|-------------------------------|--|
|      |             | (税抜額)                         |  |
| 回線距離 | 120kmまでのもの  | 89,500円                       |  |
|      | 120kmを超えるもの | 120kmを超える20kmまでごとに2,500円を加えた額 |  |
|      | 600kmを超えるもの | 600kmを超える20kmまでごとに1,000円を加えた額 |  |

(イ-3) 128kb/s (シンプルクラスのもの)

接続専用回線1回線ごとに

| 距離区分 |             | 料 金 額 (月額)                    |  |
|------|-------------|-------------------------------|--|
|      |             | (税抜額)                         |  |
| 回線距離 | 120kmまでのもの  | 80,500円                       |  |
|      | 120kmを超えるもの | 120kmを超える20kmまでごとに1,600円を加えた額 |  |
|      | 600kmを超えるもの | 600kmを超える20kmまでごとに1,100円を加えた額 |  |

(ウ) 192kb/s

接続専用回線1回線ごとに

| 距離区分 |                    | 料 金 額 (月額)                    |                               |
|------|--------------------|-------------------------------|-------------------------------|
|      |                    | (税抜額)                         |                               |
|      |                    | 短期専用契約以外のもの                   | 短期専用契約のもの                     |
| 回線距離 | 120kmまでのもの         | 292,400円                      | 438,600円                      |
|      | 120kmを超え460kmまでのもの | 120kmを超える20kmまでごとに3,800円を加えた額 | 120kmを超える20kmまでごとに5,700円を加えた額 |
|      | 460kmを超えるもの        | 460kmを超える20kmまでごとに1,500円を加えた額 | 460kmを超える20kmまでごとに2,250円を加えた額 |

(エ) 256kb/s

接続専用回線1回線ごとに

| 距離区分 |                    | 料 金 額 (月額)                    |                               |
|------|--------------------|-------------------------------|-------------------------------|
|      |                    | (税抜額)                         |                               |
|      |                    | 短期専用契約以外のもの                   | 短期専用契約のもの                     |
| 回線距離 | 120kmまでのもの         | 321,900円                      | 482,850円                      |
|      | 120kmを超え460kmまでのもの | 120kmを超える20kmまでごとに5,300円を加えた額 | 120kmを超える20kmまでごとに7,950円を加えた額 |
|      | 460kmを超えるもの        | 460kmを超える20kmまでごとに2,000円を加えた額 | 460kmを超える20kmまでごとに3,000円を加えた額 |



(オ) 384kb/s

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分 |                       | 料 金 額 (月額)                         |                                     |
|------|-----------------------|------------------------------------|-------------------------------------|
|      |                       | (税抜額)                              |                                     |
|      |                       | 短期専用契約以外のもの                        | 短期専用契約のもの                           |
| 回線距離 | 120km までのもの           | 365,600 円                          | 548,400 円                           |
|      | 120km を超え 460km までのもの | 120km を超える 20km までごとに 7,200 円を加えた額 | 120km を超える 20km までごとに 10,800 円を加えた額 |
|      | 460km を超えるもの          | 460km を超える 20km までごとに 3,000 円を加えた額 | 460km を超える 20km までごとに 4,500 円を加えた額  |

(カ) 512kb/s

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分 |                       | 料 金 額 (月額)                         |                                     |
|------|-----------------------|------------------------------------|-------------------------------------|
|      |                       | (税抜額)                              |                                     |
|      |                       | 短期専用契約以外のもの                        | 短期専用契約のもの                           |
| 回線距離 | 120km までのもの           | 409,300 円                          | 613,950 円                           |
|      | 120km を超え 460km までのもの | 120km を超える 20km までごとに 9,400 円を加えた額 | 120km を超える 20km までごとに 14,100 円を加えた額 |
|      | 460km を超えるもの          | 460km を超える 20km までごとに 3,900 円を加えた額 | 460km を超える 20km までごとに 5,850 円を加えた額  |

(キ) 768kb/s

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分 |                       | 料 金 額 (月額)                          |                                     |
|------|-----------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
|      |                       | (税抜額)                               |                                     |
|      |                       | 短期専用契約以外のもの                         | 短期専用契約のもの                           |
| 回線距離 | 120km までのもの           | 489,100 円                           | 733,650 円                           |
|      | 120km を超え 460km までのもの | 120km を超える 20km までごとに 14,600 円を加えた額 | 120km を超える 20km までごとに 21,900 円を加えた額 |
|      | 460km を超えるもの          | 460km を超える 20km までごとに 6,400 円を加えた額  | 460km を超える 20km までごとに 9,600 円を加えた額  |

(ク) 1 Mb/s

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分 |                       | 料 金 額 (月額)                          |                                     |
|------|-----------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
|      |                       | (税抜額)                               |                                     |
|      |                       | 短期専用契約以外のもの                         | 短期専用契約のもの                           |
| 回線距離 | 120km までのもの           | 601,200 円                           | 901,800 円                           |
|      | 120km を超え 460km までのもの | 120km を超える 20km までごとに 18,400 円を加えた額 | 120km を超える 20km までごとに 27,600 円を加えた額 |
|      | 460km を超えるもの          | 460km を超える 20km までごとに 8,100 円を加えた額  | 460km を超える 20km までごとに 12,150 円を加えた額 |

(ケー 1) 1.5Mb/s (通常クラスのもの)

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分 |             | 料 金 額 (月額)  |             |
|------|-------------|-------------|-------------|
|      |             | (税抜額)       |             |
|      |             | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの   |
| 回線距離 | 120km までのもの | 684,000 円   | 1,026,000 円 |

|  |                       |                                  |                                  |
|--|-----------------------|----------------------------------|----------------------------------|
|  | 120km を超え 460km までのもの | 120kmを超える20km までごとに 24,500円を加えた額 | 120kmを超える20km までごとに 36,750円を加えた額 |
|  | 460km を超えるもの          | 460kmを超える20km までごとに 19,800円を加えた額 | 460kmを超える20km までごとに 29,700円を加えた額 |

(ケー 2) 1.5Mb/s (エコノミークラスのもの)

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分 |              | 料 金 額 (月額)                          |  |
|------|--------------|-------------------------------------|--|
|      |              | (税抜額)                               |  |
| 回線距離 | 120km までのもの  | 523,000 円                           |  |
|      | 120km を超えるもの | 120km を超える 20km までごとに 24,200 円を加えた額 |  |
|      | 600km を超えるもの | 600km を超える 20km までごとに 21,000 円を加えた額 |  |

(ケー 3) 1.5Mb/s (シンプルクラスのもの)

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分 |              | 料 金 額 (月額)                          |  |
|------|--------------|-------------------------------------|--|
|      |              | (税抜額)                               |  |
| 回線距離 | 120km までのもの  | 438,000 円                           |  |
|      | 120km を超えるもの | 120km を超える 20km までごとに 17,100 円を加えた額 |  |
|      | 600km を超えるもの | 600km を超える 20km までごとに 17,100 円を加えた額 |  |

(コ) 3 Mb/s

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分 |                       | 料 金 額 (月額)                        |                                   |
|------|-----------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
|      |                       | (税抜額)                             |                                   |
|      |                       | 短期専用契約以外のもの                       | 短期専用契約のもの                         |
| 回線距離 | 120km までのもの           | 1,259,500 円                       | 1,889,250 円                       |
|      | 120km を超え 460km までのもの | 120km を超える20km までごとに 49,500円を加えた額 | 120km を超える20km までごとに 74,250円を加えた額 |
|      | 460km を超えるもの          | 460km を超える20km までごとに 19,800円を加えた額 | 460km を超える20km までごとに 29,700円を加えた額 |

(サ) 4.5Mb/s

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分 |                       | 料 金 額 (月額)                         |                                    |
|------|-----------------------|------------------------------------|------------------------------------|
|      |                       | (税抜額)                              |                                    |
|      |                       | 短期専用契約以外のもの                        | 短期専用契約のもの                          |
| 回線距離 | 120km までのもの           | 1,587,300 円                        | 2,380,950 円                        |
|      | 120km を超え 460km までのもの | 120km を超える 20km までごとに 65,200円を加えた額 | 120km を超える 20km までごとに 97,800円を加えた額 |
|      | 460km を超えるもの          | 460km を超える 20km までごとに 27,500円を加えた額 | 460km を超える 20km までごとに 41,250円を加えた額 |

(シ) 6 Mb/s

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分 |                       | 料 金 額 (月額)                         |                                     |
|------|-----------------------|------------------------------------|-------------------------------------|
|      |                       | (税抜額)                              |                                     |
|      |                       | 短期専用契約以外のもの                        | 短期専用契約のもの                           |
| 回線距離 | 120km までのもの           | 1,906,500 円                        | 2,859,750 円                         |
|      | 120km を超え 460km までのもの | 120km を超える 20km までごとに 79,700円を加えた額 | 120km を超える 20km までごとに 119,550円を加えた額 |
|      | 460km を超えるもの          | 460km を超える 20km までごとに 33,200円を加えた額 | 460km を超える 20km までごとに 49,800円を加えた額  |

イ その専用回線が同一県内に終始するもの

(ア-1) 64kb/s (エコノミークラスのもの)

接続専用回線1回線ごとに

| 距離区分 |           | 料金額 (月額)<br>(税抜額) |
|------|-----------|-------------------|
| 回線距離 | 40kmまでのもの | 44,000円           |
|      | 60 "      | 45,000円           |
|      | 80 "      | 47,500円           |
|      | 100 "     | 48,500円           |

(ア-2) 64kb/s (シンプルクラスのもの)

接続専用回線1回線ごとに

| 距離区分 |           | 料金額 (月額)<br>(税抜額) |
|------|-----------|-------------------|
| 回線距離 | 40kmまでのもの | 43,000円           |
|      | 60 "      | 43,500円           |
|      | 80 "      | 44,500円           |
|      | 100 "     | 45,500円           |

(イ-1) 128kb/s (エコノミークラスのもの)

接続専用回線1回線ごとに

| 距離区分 |           | 料金額 (月額)<br>(税抜額) |
|------|-----------|-------------------|
| 回線距離 | 40kmまでのもの | 69,000円           |
|      | 60 "      | 72,000円           |
|      | 80 "      | 78,000円           |
|      | 100 "     | 82,000円           |

(イ-2) 128kb/s (シンプルクラスのもの)

接続専用回線1回線ごとに

| 距離区分 |           | 料金額 (月額)<br>(税抜額) |
|------|-----------|-------------------|
| 回線距離 | 40kmまでのもの | 69,000円           |
|      | 60 "      | 72,000円           |
|      | 80 "      | 74,000円           |
|      | 100 "     | 75,000円           |

(ウ-1) 1.5Mb/s (エコノミークラスのもの)

接続専用回線1回線ごとに

| 距離区分 |           | 料金額 (月額)<br>(税抜額) |
|------|-----------|-------------------|
| 回線距離 | 40kmまでのもの | 349,000円          |
|      | 60 "      | 373,000円          |
|      | 80 "      | 421,000円          |
|      | 100 "     | 469,000円          |

(ウー2) 1.5Mb/s (シンプルクラスのもの)

接続専用回線1回線ごとに

| 距離区分 |           | 料 金 額 (月額)<br>(税抜額) |
|------|-----------|---------------------|
| 回線距離 | 40kmまでのもの | 347,000円            |
|      | 60 "      | 361,000円            |
|      | 80 "      | 409,000円            |
|      | 100 "     | 457,000円            |

(c) 西日本電信電話株式会社に係るもの

(ア-1) 64kb/s (エコノミークラスのもの)

接続専用回線 1 回線ごとに

その接続専用回線を接続専用回線以外のものに係るもの (2 (料金額) の(1)の①のAのaに係るもの) とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額

(ア-2) 64kb/s (シンプルクラスのもの)

接続専用回線 1 回線ごとに

その接続専用回線を接続専用回線以外のものに係るもの (2 (料金額) の(1)の①のAのaに係るもの) とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額

(イ-1) 128kb/s (エコノミークラスのもの)

接続専用回線 1 回線ごとに

その接続専用回線を接続専用回線以外のものに係るもの (2 (料金額) の(1)の①のAのaに係るもの) とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額

(イ-2) 128kb/s (シンプルクラスのもの)

接続専用回線 1 回線ごとに

その接続専用回線を接続専用回線以外のものに係るもの (2 (料金額) の(1)の①のAのaに係るもの) とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額

(ウ-1) 1.5Mb/s (エコノミークラスのもの)

接続専用回線 1 回線ごとに

その接続専用回線を接続専用回線以外のものに係るもの (2 (料金額) の(1)の①のAのaに係るもの) とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額

(ウ-2) 1.5Mb/s (シンプルクラスのもの)

接続専用回線 1 回線ごとに

その接続専用回線を接続専用回線以外のものに係るもの (2 (料金額) の(1)の①のAのaに係るもの) とみなした場合に適用される基本回線専用料と同額

B 超高速品目

a その専用回線が接続専用回線以外のもの

ア イ以外のもの

(ア) 基本料

| 区 分             | 単 位          | 料 金 額 (月額)<br>(税抜額) |
|-----------------|--------------|---------------------|
| (ア) 中継回線によるもの   | 専用回線 1 回線ごとに | 1,130,000 円         |
| (イ) 端末回線のみによるもの | 専用回線 1 回線ごとに | 640,000 円           |

(イ) 加算料

(i) 中継回線によるもの

(I) 中継回線の部分

専用回線 1 回線ごとに

| 距 離 区 分          |              | 料 金 額 (月額)  |              |
|------------------|--------------|-------------|--------------|
|                  |              | (税抜額)       |              |
|                  |              | 50Mb/s のもの  | 150Mb/s のもの  |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの   | 470,000 円   | 1,088,000 円  |
|                  | 30 "         | 1,470,000 円 | 3,586,000 円  |
|                  | 40 "         | 1,892,000 円 | 4,656,000 円  |
|                  | 50 "         | 2,311,000 円 | 5,727,000 円  |
|                  | 60 "         | 2,627,000 円 | 6,528,000 円  |
|                  | 70 "         | 2,943,000 円 | 7,337,000 円  |
|                  | 80 "         | 3,258,000 円 | 8,142,000 円  |
|                  | 90 "         | 3,467,000 円 | 8,672,000 円  |
|                  | 100 "        | 3,784,000 円 | 9,482,000 円  |
|                  | 110 "        | 3,942,000 円 | 9,882,000 円  |
|                  | 120 "        | 4,100,000 円 | 10,280,000 円 |
|                  | 130 "        | 4,310,000 円 | 10,815,000 円 |
|                  | 130km を超えるもの |             | 4,519,000 円  |

(II) 端末回線の部分

| 区 分                | 単 位                        | 料 金 額 (月額)<br>(税抜額) |
|--------------------|----------------------------|---------------------|
| その専用回線の終端と端局との間の部分 | 専用回線 1 回線につき<br>500m までごとに | 31,000 円            |

(ii) 端末回線のみによるもの

| 区 分                | 単 位                        | 料 金 額 (月額)<br>(税抜額) |
|--------------------|----------------------------|---------------------|
| その専用回線の終端と端局との間の部分 | 専用回線 1 回線につき<br>500m までごとに | 31,000 円            |

イ SONETインタフェースのもの

(ア) 基本料

| 区 分             |         | 単 位          | 料 金 額 (月額)<br>(税抜額) |
|-----------------|---------|--------------|---------------------|
| (ア) 中継回線によるもの   | 600Mb/s | 専用回線 1 回線ごとに | 1,492,000 円         |
|                 | 2.4Gb/s | 専用回線 1 回線ごとに | 3,021,000 円         |
| (イ) 端末回線のみによるもの | 600Mb/s | 専用回線 1 回線ごとに | 779,000 円           |
|                 | 2.4Gb/s | 専用回線 1 回線ごとに | 1,596,000 円         |

(イ) 加算料

(i) 中継回線によるもの

(I) 中継回線の部分

専用回線 1 回線ごとに

| 距 離 区 分          |              | 料 金 額 (月額)<br>(税抜額) |              |
|------------------|--------------|---------------------|--------------|
|                  |              | 600Mb/s のもの         | 2.4Gb/s のもの  |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの   | 2,041,000 円         | 4,079,000 円  |
|                  | 30 "         | 2,267,000 円         | 4,532,000 円  |
|                  | 40 "         | 2,518,000 円         | 5,035,000 円  |
|                  | 50 "         | 3,135,000 円         | 6,270,000 円  |
|                  | 60 "         | 3,919,000 円         | 7,506,000 円  |
|                  | 70 "         | 4,899,000 円         | 8,985,000 円  |
|                  | 80 "         | 5,225,000 円         | 10,450,000 円 |
|                  | 90 "         | 5,748,000 円         | 11,495,000 円 |
|                  | 100 "        | 6,323,000 円         | 12,645,000 円 |
|                  | 110 "        | 6,945,000 円         | 13,910,000 円 |
|                  | 120 "        | 7,652,000 円         | 15,301,000 円 |
|                  | 130 "        | 8,418,000 円         | 16,832,000 円 |
|                  | 130km を超えるもの | 9,260,000 円         | 18,516,000 円 |



b その専用回線が接続専用回線のもの

(a) (b)以外のもの

ア 基本料

| 区 分                                    | 単 位            | 料 金 額 (月額)<br>(税抜額) |             |
|--|----------------|---------------------|-------------|
|  |                | 50Mb/s のもの          | 150Mb/s のもの |
| 端局と相互接続点との間の部分                         | 接続専用回線 1 回線ごとに | 136,000 円           | 327,000 円   |
| その接続専用回線の終端（相互接続点以外のものをいいます。）と端局との間の部分 | 接続専用回線 1 回線ごとに | 565,000 円           |             |

イ 加算料

| 区 分                                    | 単 位                       | 料 金 額 (月額)<br>(税抜額) |             |
|--|---------------------------|---------------------|-------------|
|  |                           | 50Mb/s のもの          | 150Mb/s のもの |
| 端局と相互接続点との間の部分                         | 接続専用回線 1 回線につき 500m までごとに | 7,000 円             | 20,000 円    |
| その接続専用回線の終端（相互接続点以外のものをいいます。）と端局との間の部分 | 接続専用回線 1 回線につき 500m までごとに | 31,000 円            |             |

- (b) 当社が別に定める特定協定事業者に係るもの  
ア 基本料

| 単 位          | 料 金 額 (月額)<br>(税抜額) |
|--------------|---------------------|
| 専用回線 1 回線ごとに | 565,000 円           |

イ 加算料

(i) 中継回線の部分

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距 離 区 分 |              | 料 金 額 (月額)<br>(税抜額)                               |   |
|---------|--------------|---|---|
|         |              | 50Mb/s  | 150Mb/s   |
| 回線距離    | 120km までのもの  | 3,566,000 円                                       | 9,263,000 円                                       |
|         | 120km を超えるもの | 3,566,000 円に 120km を超える 20km までごとに 345,000 円を加えた額 | 9,263,000 円に 120km を超える 20km までごとに 936,000 円を加えた額 |

(ii) 端末回線の部分

| 区 分                | 単 位                     | 料 金 額 (月額)<br>(税抜額) |
|--------------------|-------------------------|---------------------|
| その専用回線の終端と端局との間の部分 | 専用回線 1 回線につき 500m までごとに | 31,000 円            |

② 分岐回線専用料

分岐回線 1 回線ごとに

| 料 金 種 別               |  | 料 金 額 (月 額)   |           |
|-----------------------|--|---|-----------|
|                       |  | (税抜額)   |           |
|                       |  | 短期専用契約以外のもの   | 短期専用契約のもの |
| 高<br>速<br>品<br>目      | (ア) 回線自動切替機能の提供を受けている場合であって、その分岐回線の終端に係る回線距離測定局とその分岐箇所に係る回線距離測定局とが同一である分岐回線の場合の分岐回線専用料 | 距離区分の回線距離が最短なものの基本回線専用料の 2 分の 1                           | 同 左       |
|                       | (イ) 回線自動切替機能の提供を受けている場合であって、上記以外の分岐回線の場合の分岐回線専用料                                       | その分岐回線の終端に係る回線距離測定局と分岐箇所に係る回線距離測定局相互間の回線距離に対応する基本回線専用料と同額 | 同 左       |
| 超<br>高<br>速<br>品<br>目 | その分岐回線の終端と端局との間の部分の分岐回線専用料 (分岐回線 1 回線につき 500m までごとに)                                   | 31,000 円  | —         |

## (2) 加算額

| 料金種別   | 単 位                            | 区 分  | 料 金 額 (月額)<br>(税抜額) |                                       |          |
|--|--------------------------------|--|---------------------|---------------------------------------|----------|
|  |                                |  | 短期専用契約<br>以外のもの     | 短期専用契約<br>のもの                         |          |
| ア 線路設置<br>専用料                                | 専用回線の各終<br>端につき線路<br>100mまでごとに | メタル配線  | 700 円               | 1,050 円                               |          |
|  |                                | 光 配 線  | 1,000 円             | 1,500 円                               |          |
| イ 異経路の<br>線路専用料                              | —                              | —  | 別に算定する実費            |                                       |          |
| ウ 特別電気<br>通信設備専<br>用料                        | —                              | —  | 別に算定する実費            |                                       |          |
| エ 回線接続<br>装置専用料                              | 1 台ごとに                         | 64kb/s<br>128kb/s  | メタル配線               | 1,700 円                               | 2,550 円  |
|  |                                |  | 光 配 線               | 7,600 円                               | 11,400 円 |
|  |                                | 192kb/s, 256kb/s,<br>384kb/s, 512kb/s,<br>768kb/s, 1Mb/s,<br>1.5Mb/s |                     | 19,000 円                              | 28,500 円 |
|  |                                | 3Mb/s, 4.5Mb/s,<br>6Mb/s   |                     | 21,000 円                              | 31,500 円 |
|  |                                | 45Mb/s   |                     | 58,000 円                              | —        |
|  |                                | 50Mb/s,<br>150Mb/s   |                     | 61,000 円                              | —        |
|  |                                | 600Mb/s<br>2.4Gb/s   |                     | 61,000 円                              | —        |
|  |                                | オ 回線終端<br>装置専用料  | 1 台ごとに              | 1.5Mb/s<br>(エコノミークラス又は<br>シンプルクラスのもの) | 9,500 円  |
| カ 配線設備<br>専用料                                | 1 配線ごとに                        | メタル配線  | 70 円                | 105 円                                 |          |
|  |                                | 光 配 線  | 2,000 円             | 3,000 円                               |          |
| 備 考<br>別に算定する実費の算定方法については、料金表通則に定めるところによります。 |                                |  |                     |                                       |          |

### 第3 ATM専用サービスに関する料金

#### 1 適用

| 区 分   | 内 容  |     |     |           |                               |                  |  |   |  |     |     |     |             |     |             |   |  |     |     |                 |                 |                    |                  |
|---|--|-----|-----|-----------|-------------------------------|------------------|--|---|--|-----|-----|-----|-------------|-----|-------------|---|--|-----|-----|-----------------|-----------------|--------------------|------------------|
| (1) 品目に係る料金の適用  | <p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.5Mb/s</td> <td rowspan="2">料金表別表1に規定する伝送速度の符号伝送が可能なものとし、</td> </tr> <tr> <td>1Mb/sから135Mb/sまで</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備 考<br/>1Mb/sから135Mb/sまでには、1Mb/sごとの品目があります。</td> </tr> </tbody> </table>  | 品 目 | 内 容 | 0.5Mb/s   | 料金表別表1に規定する伝送速度の符号伝送が可能なものとし、 | 1Mb/sから135Mb/sまで | 備 考<br>1Mb/sから135Mb/sまでには、1Mb/sごとの品目があります。 |   |  |     |     |     |             |     |             |   |  |     |     |                 |                 |                    |                  |
| 品 目   | 内 容  |     |     |           |                               |                  |  |   |  |     |     |     |             |     |             |   |  |     |     |                 |                 |                    |                  |
| 0.5Mb/s   | 料金表別表1に規定する伝送速度の符号伝送が可能なものとし、  |     |     |           |                               |                  |  |   |  |     |     |     |             |     |             |   |  |     |     |                 |                 |                    |                  |
| 1Mb/sから135Mb/sまで  |  |     |     |           |                               |                  |  |   |  |     |     |     |             |     |             |   |  |     |     |                 |                 |                    |                  |
| 備 考<br>1Mb/sから135Mb/sまでには、1Mb/sごとの品目があります。  |  |     |     |           |                               |                  |  |   |  |     |     |     |             |     |             |   |  |     |     |                 |                 |                    |                  |
| (2) 細目に係る料金の適用  | <p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信又は保守の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の態様による細目<br/>(ア) 利用する回線による区別</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中継回線によるもの</td> <td>中継回線及びその中継回線に接続される端末回線を利用するもの</td> </tr> <tr> <td>端末回線のみによるもの</td> <td>端末回線のみを利用するもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備 考<br/>当社は、その専用回線が接続専用回線（相互接続点において端末設備が接続される形態に相当するものを除きます。）の場合は、中継回線によるものだけに限り提供します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 1芯式と2芯式の区別</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1芯式</td> <td>端末回線が1芯式のもの</td> </tr> <tr> <td>2芯式</td> <td>端末回線が2芯式のもの</td> </tr> <tr> <td colspan="2">備 考<br/>1 当社は、45Mb/sから135Mb/sまでの品目にあっては2芯式、その他の品目にあっては1芯式又は2芯式のものを提供します。<br/>2 当社は、1芯式の端末回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。<br/>3 端末回線多重を利用する場合において、1の端末回線多重を利用する端末回線については、1芯式と2芯式の区別は同一のものとし、その伝送速度の合計が1芯式にあっては、44.0Mb/s、2芯式にあっては、134.7Mb/sまでとします。</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 保守の態様による細目<br/>サービスクラスによる区別</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常クラス<br/>(デュアル)</td> <td>中継回線が二重化されているもの</td> </tr> <tr> <td>エコノミークラス<br/>(シングル)</td> <td>中継回線が二重化されていないもの</td> </tr> </tbody> </table> | 区 別 | 内 容 | 中継回線によるもの | 中継回線及びその中継回線に接続される端末回線を利用するもの | 端末回線のみによるもの      | 端末回線のみを利用するもの                              | 備 考<br>当社は、その専用回線が接続専用回線（相互接続点において端末設備が接続される形態に相当するものを除きます。）の場合は、中継回線によるものだけに限り提供します。 |  | 区 別 | 内 容 | 1芯式 | 端末回線が1芯式のもの | 2芯式 | 端末回線が2芯式のもの | 備 考<br>1 当社は、45Mb/sから135Mb/sまでの品目にあっては2芯式、その他の品目にあっては1芯式又は2芯式のものを提供します。<br>2 当社は、1芯式の端末回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。<br>3 端末回線多重を利用する場合において、1の端末回線多重を利用する端末回線については、1芯式と2芯式の区別は同一のものとし、その伝送速度の合計が1芯式にあっては、44.0Mb/s、2芯式にあっては、134.7Mb/sまでとします。 |  | 区 別 | 内 容 | 通常クラス<br>(デュアル) | 中継回線が二重化されているもの | エコノミークラス<br>(シングル) | 中継回線が二重化されていないもの |
| 区 別   | 内 容  |     |     |           |                               |                  |  |   |  |     |     |     |             |     |             |   |  |     |     |                 |                 |                    |                  |
| 中継回線によるもの   | 中継回線及びその中継回線に接続される端末回線を利用するもの  |     |     |           |                               |                  |  |   |  |     |     |     |             |     |             |   |  |     |     |                 |                 |                    |                  |
| 端末回線のみによるもの   | 端末回線のみを利用するもの  |     |     |           |                               |                  |  |   |  |     |     |     |             |     |             |   |  |     |     |                 |                 |                    |                  |
| 備 考<br>当社は、その専用回線が接続専用回線（相互接続点において端末設備が接続される形態に相当するものを除きます。）の場合は、中継回線によるものだけに限り提供します。   |  |     |     |           |                               |                  |  |   |  |     |     |     |             |     |             |   |  |     |     |                 |                 |                    |                  |
| 区 別   | 内 容  |     |     |           |                               |                  |  |   |  |     |     |     |             |     |             |   |  |     |     |                 |                 |                    |                  |
| 1芯式   | 端末回線が1芯式のもの  |     |     |           |                               |                  |  |   |  |     |     |     |             |     |             |   |  |     |     |                 |                 |                    |                  |
| 2芯式   | 端末回線が2芯式のもの  |     |     |           |                               |                  |  |   |  |     |     |     |             |     |             |   |  |     |     |                 |                 |                    |                  |
| 備 考<br>1 当社は、45Mb/sから135Mb/sまでの品目にあっては2芯式、その他の品目にあっては1芯式又は2芯式のものを提供します。<br>2 当社は、1芯式の端末回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。<br>3 端末回線多重を利用する場合において、1の端末回線多重を利用する端末回線については、1芯式と2芯式の区別は同一のものとし、その伝送速度の合計が1芯式にあっては、44.0Mb/s、2芯式にあっては、134.7Mb/sまでとします。 |  |     |     |           |                               |                  |  |   |  |     |     |     |             |     |             |   |  |     |     |                 |                 |                    |                  |
| 区 別   | 内 容  |     |     |           |                               |                  |  |   |  |     |     |     |             |     |             |   |  |     |     |                 |                 |                    |                  |
| 通常クラス<br>(デュアル)   | 中継回線が二重化されているもの  |     |     |           |                               |                  |  |   |  |     |     |     |             |     |             |   |  |     |     |                 |                 |                    |                  |
| エコノミークラス<br>(シングル)  | 中継回線が二重化されていないもの   |     |     |           |                               |                  |  |   |  |     |     |     |             |     |             |   |  |     |     |                 |                 |                    |                  |
| (3) 回線距離の測定   | 回線距離は、高速デジタル伝送サービスの高速品目の場合に準じて測定します。   |     |     |           |                               |                  |  |   |  |     |     |     |             |     |             |   |  |     |     |                 |                 |                    |                  |

|   |  |
|---|--|
| <p>(4) 最低利用期間内に専用契約の解除等があった場合の料金の適用</p> | <p>ア ATM専用サービスについては、異経路によるものを除いて、最低利用期間があります。</p> <p>イ 専用契約者は、最低利用期間内に契約の解除があった場合は、第73条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（基本回線専用料、加算額等とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 専用契約者は、最低利用期間内に、専用サービスの品目、1芯式と2芯式の区別もしくはサービスクラスによる区別の変更又は専用回線の移転があった場合は、変更又は移転前の料金の額から、変更又は移転後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に、品目、1芯式と2芯式の区別又はサービスクラスによる区別の変更と同時にその専用回線の設置場所において、専用回線の新設又は専用回線の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の専用回線の料金を合算して行います。</p> <p>オ イ、ウ及びエの規定にかかわらず、特定協定事業者との相互接続に係る料金（特定協定事業者が料金を設定するものに限り、）の取扱いのものについて、最低利用期間内に利用休止又は専用契約の解除等があった場合の料金の適用は、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。</p> |
| <p>(5) 同一の県内に終始する専用回線に関する料金の適用</p>      | <p>当社は、接続専用回線（相互接続点において端末設備が接続される形態に相当するものを除きます。）以外の専用回線について、その専用回線が同一の県内に終始する場合の専用回線を別に提供します。</p>   |
| <p>(6) 端末回線多重を利用している場合の料金の適用</p>        | <p>端末回線多重を利用している場合の基本料（その端末回線多重に係るものに限り、）は、2（料金額）の(1)の①（基本料）と同額を減額し、同一の端末回線多重を利用する専用回線のうち1の専用回線（特定協定事業者との相互接続に係るものであって、その特定協定事業者が料金を設定する場合を含みます。）について、2（料金額）の(1)の①（基本料）と同額を加算して適用します。</p> <p>ただし、特定協定事業者との相互接続に係るものであって、その特定協定事業者が端末回線多重を行う場合、その区間における加算額は、特定協定事業者の料金表の規定に準ずるものとします。</p>   |
| <p>(7) 基本料の適用除外</p>                     | <p>基本料は、接続専用回線の相互接続点（端末設備が接続される形態となるものを除きます。）の部分には適用しません。</p>  |
| <p>(8) 特定協定事業者との相互接続に係る料金（基本料）の適用</p>   | <p>端末回線が1芯式のものの特定期間事業者（KDDI株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に限り、）に係る基本料の一部については、当社が定めるものとし、その額は引込線1回線ごとに月額2,000円（税抜額）とします。</p>  |

| <p>(9) 当社が別に定める特定協定事業者との相互接続に係る料金額の設定</p> | <p>当社が別に定める特定協定事業者との相互接続に係る料金額は、2（料金額）の(1)の②のbの(b)に定める額及び特定協定事業者のATM専用サービスに係る料金表の規定を準用した額（相互接続協定に基づく基本料、加算額等に限ります。）とします。<br/>この場合における回線距離の測定については、この表の(3)に準ずるものとします。</p>   |                     |            |           |          |     |                     |          |     |                     |
|---|--|---------------------|------------|-----------|----------|-----|---------------------|----------|-----|---------------------|
| <p>(10) 長期継続利用に係る料金の適用</p>                | <p>ア 当社は、専用契約者から、その専用契約に係る専用回線について、次表に定める期間の継続利用（以下「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における料金については、2の(1)の額（この表の(9)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）から次表に規定する額を減額して適用します。<br/>この場合、長期継続利用には次表の2種類があり、あらかじめいずれか一つを選択していただきます。</p> <table border="1" data-bbox="592 734 1385 1032"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>継続して利用する期間</th> <th>料金の減額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 3年利用</td> <td>3年間</td> <td>2の(1)の額に0.07を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>(イ) 6年利用</td> <td>6年間</td> <td>2の(1)の額に0.11を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 長期継続利用に係る料金については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（専用契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その専用回線の提供を開始した日）から適用します。</p> <p>ウ 長期継続利用に係る料金の適用の対象となる期間（以下「長期継続利用期間」といいます。）には、専用回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。</p> <p>エ 当社は、長期継続利用に係る専用回線について、その専用契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。</p> <p>オ 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。</p> <p>カ 長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。</p> <p>キ 前項カの規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の料金については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間の満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。</p> | 種 類                 | 継続して利用する期間 | 料金の減額（月額） | (ア) 3年利用 | 3年間 | 2の(1)の額に0.07を乗じて得た額 | (イ) 6年利用 | 6年間 | 2の(1)の額に0.11を乗じて得た額 |
| 種 類                                       | 継続して利用する期間   | 料金の減額（月額）           |            |           |          |     |                     |          |     |                     |
| (ア) 3年利用                                  | 3年間  | 2の(1)の額に0.07を乗じて得た額 |            |           |          |     |                     |          |     |                     |
| (イ) 6年利用                                  | 6年間  | 2の(1)の額に0.11を乗じて得た額 |            |           |          |     |                     |          |     |                     |

ク 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間の満了前に専用サービスの品目、1芯式と2芯式の区別、サービスクラスによる区別の変更もしくは専用回線の移転によりその専用契約に係る料金が減少した場合または長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が別に定める方法により一括して支払っていただきます。

ただし、次に掲げる支払いを要する額と既支払額との総額が通常契約の総支払額を下回る場合は、通常契約の総支払額と長期継続利用契約による既支払額との差額を、支払いを要する額とします。

| 区 分                    | 支払いを要する額  |
|------------------------|---|
| (ア) 品目の変更等により料金が減少した場合 | 残余の期間に対応する長期継続利用適用後の料金の差額（減少前の長期継続利用適用後の料金から減少後の長期継続利用適用後の料金を控除して得た額をいいます。）に0.35を乗じて得た額 |
| (イ) 長期継続利用の廃止があった場合    | 残余の期間に対応する廃止前の長期継続利用適用後の料金に0.35を乗じて得た額  |

(11) サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用

ア 当社は、ATM専用サービスに係る専用回線（接続専用回線については、当社が別に定める特定協定事業者に係るもの以外のもの及びエコノミークラスのものを除きます。以下(12)欄まで同じとします。）の専用契約者の責めによらない事由により、その専用回線等を全く利用できない状態（その専用回線等による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（第83条（専用契約者の切分責任）の規定によりその専用契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して1時間以上その状態が連続したときは、その専用契約に係る料金（その専用回線等の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。以下「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。

ただし、次の場合には、この限りではありません。

この場合の料金の取扱いについては、当社は第73条（料金の支払義務）第2項第2号及び第3項第2号の規定を適用します。

(ア) 第66条（接続専用回線の接続休止）の規定により接続休止としたとき。

(イ) 第68条（利用中止）第1項の規定により専用回線の利用を中止する場合であって、当社があらかじめその専用契約者に通知したとき。

イ アの規定する故障回復時間返還料金額は、その専用回線等を全く利用できない状態が連続した時点における2（料金額）に規定する料金（この表の（8）欄を除く（1）欄から（10）欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。）の合計額（以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。）に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。



| アに規定する状態が連続した時間 | 料金返還率 |
|-----------------|-------|
| 1時間以上2時間未満      | 10%   |
| 2時間以上4時間未満      | 20%   |
| 4時間以上6時間未満      | 30%   |
| 6時間以上8時間未満      | 40%   |
| 8時間以上72時間未満     | 50%   |
| 72時間以上          | 100%  |

ウ 当社は、イの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次の（ア）又は（イ）の規定により算出した料金額（以下「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。

（ア）（イ）以外の場合

その暦月におけるその専用契約に係る2（料金額）に規定する料金（故障回復時間返還基準額に係るもの（その暦月において料金表通則の3の各号に規定する場合は、料金表通則の3及び4の規定に基づき算出した額とします。）の額（第73条第2項第2号及び第3項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額又は料金表通則の6の規定により減額となる料金額をそれぞれ減じた額とします。）

（イ）その暦月が専用回線の提供を開始した暦月であって、その専用回線の提供を開始した日とその暦月の初日以外の日の場合

その暦月及び翌暦月について、それぞれ（ア）の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額

エ アの場合において、その専用回線等を全く利用できない状態が連続した場合が1の暦月（ウの（イ）の規定に該当する場合は、その規定に係る2の暦月とします。以下この欄において同じとします。）において複数回となる場合は、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。

ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。

オ この欄の規定による料金の返還とこの表の（12）欄の規定による料金の返還を1の暦月に同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、（12）欄の規定に定めるところによります。

(12) サービス品質（開  
通遅延期間）に係る  
料金の適用

ア 当社は、約款第13条（専用申込の承諾）の規定によりATM専用サービスに係る専用契約の申込の承諾をした場合において、当社とその専用契約者とその専用回線の提供の開始を合意した日（以下この欄において「開通予定日」といいます。）に、その専用契約者の責めによらない事由によりその専用回線の提供を開始できなかった場合は、開通予定日からその専用回線の提供を開始した日までの日数（開通予定日から起算してその翌日を1日とした日数とします。以下この欄において「開通遅延日数」といいます。）に応じて、その専用契約に係る料金（以下この欄において「開通遅延期間返還料金額」といいます。）を返還します。

イ アに規定する開通遅延期間返還料金額は、その専用回線の提供を開始した日における2（料金額）に規定する料金（この表の（8）欄を除く（1）欄から（10）欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。）の合計額（以下この欄において「開通遅延期間返還基準額」といいます。）に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

| 開通遅延日数     | 料金返還率  |
|------------|--|
| 1日         | 10%  |
| 2日以上15日未満  | 開通遅延日数が1日となる場合に適用される料金返還率に、1日を超える1日ごとに1%を加算した率   |
| 15日        | 25%  |
| 16日以上28日未満 | 開通遅延日数が15日となる場合に適用される料金返還率に、15日を超える1日ごとに2%を加算した率 |
| 28日以上      | 50%  |

ウ 当社は、イの規定により算出した開通遅延期間返還料金額の返還にあたっては、次の（ア）又は（イ）の規定により算出した料金額（以下「開通遅延期間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。

（ア）（イ）以外の場合

その専用回線の提供を開始した日を含む暦月に係る2（料金額）に規定する料金（開通遅延期間返還基準額に係るもの（料金表通則の3の各号に規定する場合が生じたときは、料金表通則の3及び4の規定に基づき算出した額とします。）の額（第73条第2項第2号及び第3項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額又は料金表通則の6の規定により減額となる料金額をそれぞれ減じた額とします。）

（イ）その暦月が専用回線の提供を開始した暦月であって、その専用回線の提供を開始した日がある暦月の初日以外の日の場合

その暦月及び翌暦月について、それぞれ（ア）の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額

エ この欄の規定による料金の返還とこの表の（11）欄の規定による料金の返還が1の暦月に同時に行う場合は、当社は故障回復時間返還料金額及び開通遅延期間返還料金額の合計額を返還します。ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。

|                                       |   |
|---------------------------------------|---|
| <p>(13) 回線内速度設定を利用している場合の加算額の適用</p>   | <p>回線内速度設定を利用している場合に、回線内速度設定の加算額を適用します。</p>   |
| <p>(14) 回線終端装置に係る料金の適用</p>            | <p>当社の回線終端装置を設置した場合、回線終端装置に係る加算額を適用します。</p>   |
| <p>(15) 配線設備に係る料金の適用</p>              | <p>当社が配線設備を提供した場合、次の配線ごとに配線設備に係る加算額を適用します。</p> <p>ただし、1芯式の場合は除きます。</p> <p>ア 専用回線の終端から1のジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設置されていない場合は、自営端末設備又は回線接続装置とします。以下この欄において同じとします。）までの間の配線</p> <p>イ 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの間の配線</p> |
| <p>(16) 回線距離測定局の変更その他の場合における料金の適用</p> | <p>回線距離測定局の変更があった場合、収容区域及び加入区域の設定、専用回線の終端が加入区域外にある場合、異経路による場合、復旧等に伴い専用回線の経路を変更した場合、特別な電気通信設備を提供した場合及び当社が回線接続装置を提供した場合の料金の適用については、アナログ伝送サービス等の場合に準ずるものとします。</p>  |

2 料金額

(1) 基本額

① 基本回線専用料 (基本料)

| 単 位  | 1 芯式の場合<br>(税抜額) | 2 芯式の場合<br>(税抜額) |
|--|------------------|------------------|
| 引込線 1 回線ごとに  | 64,000 円         | 126,000 円        |
| 備 考<br>A T M専用サービスに係る専用契約者が指定することのできる専用回線の<br>終端の場所は、当社が別に定める専用取扱局の収容区域内に限ります。 |                  |                  |

② 基本回線専用料 (加算料)

a その専用回線が接続専用回線以外のもの

ア イ以外のもの

(ア) 0.5Mb/s

| 距 離 区 分          |            | 専 用 回 線 1 回 線 ごとに |           |
|------------------|------------|-------------------|-----------|
|                  |            | 料 金 額 (月額)        |           |
|                  |            | (税抜額)             |           |
|                  |            | 通常クラス             | エコノミークラス  |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの | 47,000 円          | 30,000 円  |
|                  | 30 "       | 115,000 円         | 76,000 円  |
|                  | 40 "       | 124,000 円         | 85,000 円  |
|                  | 50 "       | 137,000 円         | 95,000 円  |
|                  | 60 "       | 147,000 円         | 102,000 円 |
|                  | 70 "       | 154,000 円         | 108,000 円 |
|                  | 80 "       | 161,000 円         | 114,000 円 |
|                  | 90 "       | 165,000 円         | 117,000 円 |
|                  | 100 "      | 172,000 円         | 122,000 円 |
|                  | 120 "      | 179,000 円         | 126,000 円 |
|                  | 140 "      | 187,000 円         | 130,000 円 |
|                  | 160 "      | 195,000 円         | 133,000 円 |
|                  | 180 "      | 200,000 円         | 137,000 円 |
|                  | 200 "      | 205,000 円         | 141,000 円 |
|                  | 220 "      | 211,000 円         | 145,000 円 |

(イ) 1Mb/s

専用回線1回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額) |           |
|------------------|------------|------------|-----------|
|                  |            | (税抜額)      |           |
|                  |            | 通常クラス      | エコノミークラス  |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの | 93,000 円   | 58,000 円  |
|                  | 30 "       | 229,000 円  | 152,000 円 |
|                  | 40 "       | 245,000 円  | 169,000 円 |
|                  | 50 "       | 271,000 円  | 190,000 円 |
|                  | 60 "       | 290,000 円  | 202,000 円 |
|                  | 70 "       | 306,000 円  | 215,000 円 |
|                  | 80 "       | 318,000 円  | 226,000 円 |
|                  | 90 "       | 330,000 円  | 232,000 円 |
|                  | 100 "      | 339,000 円  | 244,000 円 |
|                  | 120 "      | 354,000 円  | 250,000 円 |
|                  | 140 "      | 371,000 円  | 259,000 円 |
|                  | 160 "      | 386,000 円  | 265,000 円 |
|                  | 180 "      | 397,000 円  | 273,000 円 |
|                  | 200 "      | 408,000 円  | 281,000 円 |
| 220 "            | 418,000 円  | 289,000 円  |           |

(ウ) 2Mb/s

専用回線1回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額) |           |
|------------------|------------|------------|-----------|
|                  |            | (税抜額)      |           |
|                  |            | 通常クラス      | エコノミークラス  |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの | 165,000 円  | 104,000 円 |
|                  | 30 "       | 403,000 円  | 269,000 円 |
|                  | 40 "       | 429,000 円  | 300,000 円 |
|                  | 50 "       | 476,000 円  | 338,000 円 |
|                  | 60 "       | 509,000 円  | 357,000 円 |
|                  | 70 "       | 535,000 円  | 381,000 円 |
|                  | 80 "       | 557,000 円  | 401,000 円 |
|                  | 90 "       | 576,000 円  | 409,000 円 |
|                  | 100 "      | 593,000 円  | 428,000 円 |
|                  | 120 "      | 616,000 円  | 442,000 円 |
|                  | 140 "      | 645,000 円  | 457,000 円 |
|                  | 160 "      | 671,000 円  | 469,000 円 |
|                  | 180 "      | 690,000 円  | 483,000 円 |
|                  | 200 "      | 709,000 円  | 497,000 円 |
| 220 "            | 728,000 円  | 511,000 円  |           |

(エ) 3Mb/s

専用回線1回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額) |          |
|------------------|------------|------------|----------|
|                  |            | (税抜額)      |          |
|                  |            | 通常クラス      | エコノミークラス |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15kmまでのもの  | 241,000円   | 150,000円 |
|                  | 30 〃       | 579,000円   | 382,000円 |
|                  | 40 〃       | 618,000円   | 426,000円 |
|                  | 50 〃       | 684,000円   | 477,000円 |
|                  | 60 〃       | 731,000円   | 505,000円 |
|                  | 70 〃       | 767,000円   | 573,000円 |
|                  | 80 〃       | 798,000円   | 565,000円 |
|                  | 90 〃       | 825,000円   | 577,000円 |
|                  | 100 〃      | 849,000円   | 606,000円 |
|                  | 120 〃      | 881,000円   | 623,000円 |
|                  | 140 〃      | 920,000円   | 642,000円 |
|                  | 160 〃      | 957,000円   | 659,000円 |
|                  | 180 〃      | 983,000円   | 678,000円 |
|                  | 200 〃      | 1,009,000円 | 697,000円 |
| 220 〃            | 1,034,000円 | 716,000円   |          |

(オ) 4Mb/s

専用回線1回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額) |          |
|------------------|------------|------------|----------|
|                  |            | (税抜額)      |          |
|                  |            | 通常クラス      | エコノミークラス |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15kmまでのもの  | 274,000円   | 172,000円 |
|                  | 30 〃       | 667,000円   | 447,000円 |
|                  | 40 〃       | 711,000円   | 498,000円 |
|                  | 50 〃       | 787,000円   | 561,000円 |
|                  | 60 〃       | 841,000円   | 594,000円 |
|                  | 70 〃       | 884,000円   | 633,000円 |
|                  | 80 〃       | 920,000円   | 665,000円 |
|                  | 90 〃       | 953,000円   | 680,000円 |
|                  | 100 〃      | 980,000円   | 708,000円 |
|                  | 120 〃      | 1,020,000円 | 735,000円 |
|                  | 140 〃      | 1,067,000円 | 759,000円 |
|                  | 160 〃      | 1,111,000円 | 780,000円 |
|                  | 180 〃      | 1,143,000円 | 804,000円 |
|                  | 200 〃      | 1,176,000円 | 828,000円 |
| 220 〃            | 1,208,000円 | 852,000円   |          |

(カ) 5Mb/s

専用回線1回線ごとに

| 距離区分             |           | 料 金 額 (月額) |                   |
|------------------|-----------|------------|-------------------|
|                  |           | 通常クラス      | エコノミークラス<br>(税抜額) |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15kmまでのもの | 312,000円   | 196,000円          |
|                  | 30 "      | 754,000円   | 507,000円          |
|                  | 40 "      | 803,000円   | 567,000円          |
|                  | 50 "      | 892,000円   | 638,000円          |
|                  | 60 "      | 954,000円   | 675,000円          |
|                  | 70 "      | 1,001,000円 | 720,000円          |
|                  | 80 "      | 1,044,000円 | 754,000円          |
|                  | 90 "      | 1,081,000円 | 773,000円          |
|                  | 100 "     | 1,113,000円 | 804,000円          |
|                  | 120 "     | 1,157,000円 | 837,000円          |
|                  | 140 "     | 1,214,000円 | 863,000円          |
|                  | 160 "     | 1,265,000円 | 887,000円          |
|                  | 180 "     | 1,301,000円 | 914,000円          |
|                  | 200 "     | 1,337,000円 | 941,000円          |
|                  | 220 "     | 1,374,000円 | 969,000円          |

(キ) 6Mb/s

専用回線1回線ごとに

| 距離区分             |           | 料 金 額 (月額) |                   |
|------------------|-----------|------------|-------------------|
|                  |           | 通常クラス      | エコノミークラス<br>(税抜額) |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15kmまでのもの | 347,000円   | 220,000円          |
|                  | 30 "      | 842,000円   | 559,000円          |
|                  | 40 "      | 897,000円   | 624,000円          |
|                  | 50 "      | 997,000円   | 700,000円          |
|                  | 60 "      | 1,066,000円 | 741,000円          |
|                  | 70 "      | 1,121,000円 | 789,000円          |
|                  | 80 "      | 1,168,000円 | 829,000円          |
|                  | 90 "      | 1,210,000円 | 847,000円          |
|                  | 100 "     | 1,247,000円 | 891,000円          |
|                  | 120 "     | 1,298,000円 | 915,000円          |
|                  | 140 "     | 1,362,000円 | 945,000円          |
|                  | 160 "     | 1,420,000円 | 970,000円          |
|                  | 180 "     | 1,459,000円 | 999,000円          |
|                  | 200 "     | 1,499,000円 | 1,029,000円        |
|                  | 220 "     | 1,538,000円 | 1,059,000円        |

(ク) 7Mb/s

専用回線1回線ごとに

| 距離区分             |           | 料 金 額 (月額) |            |
|------------------|-----------|------------|------------|
|                  |           | (税抜額)      |            |
|                  |           | 通常クラス      | エコノミークラス   |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15kmまでのもの | 356,500円   | 226,000円   |
|                  | 30 "      | 869,000円   | 577,000円   |
|                  | 40 "      | 926,000円   | 644,000円   |
|                  | 50 "      | 1,029,000円 | 724,000円   |
|                  | 60 "      | 1,102,000円 | 767,000円   |
|                  | 70 "      | 1,160,000円 | 816,000円   |
|                  | 80 "      | 1,208,000円 | 858,000円   |
|                  | 90 "      | 1,253,000円 | 877,000円   |
|                  | 100 "     | 1,292,000円 | 923,000円   |
|                  | 120 "     | 1,345,000円 | 949,000円   |
|                  | 140 "     | 1,413,000円 | 981,000円   |
|                  | 160 "     | 1,475,000円 | 1,009,000円 |
|                  | 180 "     | 1,517,000円 | 1,040,000円 |
|                  | 200 "     | 1,559,000円 | 1,072,000円 |
|                  | 220 "     | 1,601,000円 | 1,103,000円 |

(ケ) 8Mb/s

専用回線1回線ごとに

| 距離区分             |           | 料 金 額 (月額) |            |
|------------------|-----------|------------|------------|
|                  |           | (税抜額)      |            |
|                  |           | 通常クラス      | エコノミークラス   |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15kmまでのもの | 366,000円   | 232,000円   |
|                  | 30 "      | 895,000円   | 595,000円   |
|                  | 40 "      | 955,000円   | 665,000円   |
|                  | 50 "      | 1,061,000円 | 749,000円   |
|                  | 60 "      | 1,138,000円 | 792,000円   |
|                  | 70 "      | 1,197,000円 | 843,000円   |
|                  | 80 "      | 1,249,000円 | 887,000円   |
|                  | 90 "      | 1,295,000円 | 908,000円   |
|                  | 100 "     | 1,336,000円 | 955,000円   |
|                  | 120 "     | 1,392,000円 | 983,000円   |
|                  | 140 "     | 1,463,000円 | 1,018,000円 |
|                  | 160 "     | 1,530,000円 | 1,048,000円 |
|                  | 180 "     | 1,574,000円 | 1,082,000円 |
|                  | 200 "     | 1,619,000円 | 1,115,000円 |
|                  | 220 "     | 1,663,000円 | 1,148,000円 |



(コ) 9Mb/s

専用回線1回線ごとに

| 距離区分             |           | 料 金 額 (月額) |            |
|------------------|-----------|------------|------------|
|                  |           | (税抜額)      |            |
|                  |           | 通常クラス      | エコノミークラス   |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15kmまでのもの | 375,000円   | 238,000円   |
|                  | 30 "      | 921,000円   | 613,000円   |
|                  | 40 "      | 984,000円   | 685,000円   |
|                  | 50 "      | 1,094,000円 | 773,000円   |
|                  | 60 "      | 1,173,000円 | 818,000円   |
|                  | 70 "      | 1,236,000円 | 870,000円   |
|                  | 80 "      | 1,289,000円 | 915,000円   |
|                  | 90 "      | 1,338,000円 | 938,000円   |
|                  | 100 "     | 1,381,000円 | 987,000円   |
|                  | 120 "     | 1,441,000円 | 1,016,000円 |
|                  | 140 "     | 1,515,000円 | 1,055,000円 |
|                  | 160 "     | 1,584,000円 | 1,088,000円 |
|                  | 180 "     | 1,632,000円 | 1,124,000円 |
|                  | 200 "     | 1,680,000円 | 1,159,000円 |
|                  | 220 "     | 1,728,000円 | 1,195,000円 |

(サ) 10Mb/s

専用回線1回線ごとに

| 距離区分             |           | 料 金 額 (月額) |            |
|------------------|-----------|------------|------------|
|                  |           | (税抜額)      |            |
|                  |           | 通常クラス      | エコノミークラス   |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15kmまでのもの | 385,000円   | 244,000円   |
|                  | 30 "      | 947,000円   | 631,000円   |
|                  | 40 "      | 1,012,000円 | 706,000円   |
|                  | 50 "      | 1,127,000円 | 797,000円   |
|                  | 60 "      | 1,208,000円 | 844,000円   |
|                  | 70 "      | 1,275,000円 | 897,000円   |
|                  | 80 "      | 1,331,000円 | 944,000円   |
|                  | 90 "      | 1,380,000円 | 968,000円   |
|                  | 100 "     | 1,426,000円 | 1,018,000円 |
|                  | 120 "     | 1,488,000円 | 1,050,000円 |
|                  | 140 "     | 1,558,000円 | 1,092,000円 |
|                  | 160 "     | 1,623,000円 | 1,127,000円 |
|                  | 180 "     | 1,675,000円 | 1,165,000円 |
|                  | 200 "     | 1,727,000円 | 1,202,000円 |
|                  | 220 "     | 1,779,000円 | 1,240,000円 |

(シ) 11Mb/s から 15Mb/s まで

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額)  |             |
|------------------|------------|-------------|-------------|
|                  |            | (税抜額)       |             |
|                  |            | 通常クラス       | エコノミークラス    |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの | 394,500 円   | 250,000 円   |
|                  | 30 "       | 974,000 円   | 647,000 円   |
|                  | 40 "       | 1,042,000 円 | 725,000 円   |
|                  | 50 "       | 1,161,000 円 | 819,000 円   |
|                  | 60 "       | 1,244,000 円 | 868,000 円   |
|                  | 70 "       | 1,313,000 円 | 922,000 円   |
|                  | 80 "       | 1,371,000 円 | 971,000 円   |
|                  | 90 "       | 1,424,000 円 | 996,000 円   |
|                  | 100 "      | 1,468,000 円 | 1,048,000 円 |
|                  | 120 "      | 1,524,000 円 | 1,081,000 円 |
|                  | 140 "      | 1,572,000 円 | 1,126,000 円 |
|                  | 160 "      | 1,633,000 円 | 1,164,000 円 |
|                  | 180 "      | 1,688,000 円 | 1,203,000 円 |
|                  | 200 "      | 1,742,000 円 | 1,242,000 円 |
|                  | 220 "      | 1,797,000 円 | 1,282,000 円 |

(ス) 16Mb/s から 20Mb/s まで

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額)  |             |
|------------------|------------|-------------|-------------|
|                  |            | (税抜額)       |             |
|                  |            | 通常クラス       | エコノミークラス    |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの | 442,000 円   | 280,000 円   |
|                  | 30 "       | 1,105,000 円 | 736,000 円   |
|                  | 40 "       | 1,185,000 円 | 828,000 円   |
|                  | 50 "       | 1,324,000 円 | 940,000 円   |
|                  | 60 "       | 1,385,000 円 | 992,000 円   |
|                  | 70 "       | 1,415,000 円 | 1,014,000 円 |
|                  | 80 "       | 1,443,000 円 | 1,035,000 円 |
|                  | 90 "       | 1,467,000 円 | 1,051,000 円 |
|                  | 100 "      | 1,483,000 円 | 1,062,000 円 |
|                  | 120 "      | 1,530,000 円 | 1,097,000 円 |
|                  | 140 "      | 1,587,000 円 | 1,137,000 円 |
|                  | 160 "      | 1,644,000 円 | 1,178,000 円 |
|                  | 180 "      | 1,713,000 円 | 1,228,000 円 |
|                  | 200 "      | 1,782,000 円 | 1,278,000 円 |
|                  | 220 "      | 1,851,000 円 | 1,328,000 円 |

(セ) 21Mb/s から 25Mb/s まで

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額)  |             |
|------------------|------------|-------------|-------------|
|                  |            | (税抜額)       |             |
|                  |            | 通常クラス       | エコノミークラス    |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの | 489,500 円   | 310,000 円   |
|                  | 30 "       | 1,237,000 円 | 826,000 円   |
|                  | 40 "       | 1,330,000 円 | 930,000 円   |
|                  | 50 "       | 1,489,000 円 | 1,060,000 円 |
|                  | 60 "       | 1,602,000 円 | 1,124,000 円 |
|                  | 70 "       | 1,697,000 円 | 1,193,000 円 |
|                  | 80 "       | 1,779,000 円 | 1,257,000 円 |
|                  | 90 "       | 1,852,000 円 | 1,299,000 円 |
|                  | 100 "      | 1,921,000 円 | 1,365,000 円 |
|                  | 120 "      | 2,014,000 円 | 1,418,000 円 |
|                  | 140 "      | 2,130,000 円 | 1,493,000 円 |
|                  | 160 "      | 2,243,000 円 | 1,557,000 円 |
|                  | 180 "      | 2,313,000 円 | 1,610,000 円 |
|                  | 200 "      | 2,384,000 円 | 1,663,000 円 |
|                  | 220 "      | 2,455,000 円 | 1,717,000 円 |

(ソ) 26Mb/s から 30Mb/s まで

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額)  |             |
|------------------|------------|-------------|-------------|
|                  |            | (税抜額)       |             |
|                  |            | 通常クラス       | エコノミークラス    |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの | 537,000 円   | 340,000 円   |
|                  | 30 "       | 1,369,000 円 | 915,000 円   |
|                  | 40 "       | 1,474,000 円 | 1,033,000 円 |
|                  | 50 "       | 1,653,000 円 | 1,181,000 円 |
|                  | 60 "       | 1,782,000 円 | 1,253,000 円 |
|                  | 70 "       | 1,876,000 円 | 1,328,000 円 |
|                  | 80 "       | 1,954,000 円 | 1,400,000 円 |
|                  | 90 "       | 2,019,000 円 | 1,448,000 円 |
|                  | 100 "      | 2,083,000 円 | 1,494,000 円 |
|                  | 120 "      | 2,164,000 円 | 1,551,000 円 |
|                  | 140 "      | 2,266,000 円 | 1,625,000 円 |
|                  | 160 "      | 2,388,000 円 | 1,711,000 円 |
|                  | 180 "      | 2,466,000 円 | 1,767,000 円 |
|                  | 200 "      | 2,543,000 円 | 1,823,000 円 |
|                  | 220 "      | 2,620,000 円 | 1,879,000 円 |

(タ) 31Mb/s から 35Mb/s まで

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額)  |             |
|------------------|------------|-------------|-------------|
|                  |            | (税抜額)       |             |
|                  |            | 通常クラス       | エコノミークラス    |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの | 584,500 円   | 370,000 円   |
|                  | 30 "       | 1,499,000 円 | 1,004,000 円 |
|                  | 40 "       | 1,619,000 円 | 1,135,000 円 |
|                  | 50 "       | 1,802,000 円 | 1,292,000 円 |
|                  | 60 "       | 1,904,000 円 | 1,365,000 円 |
|                  | 70 "       | 1,991,000 円 | 1,425,000 円 |
|                  | 80 "       | 2,067,000 円 | 1,481,000 円 |
|                  | 90 "       | 2,130,000 円 | 1,528,000 円 |
|                  | 100 "      | 2,193,000 円 | 1,573,000 円 |
|                  | 120 "      | 2,263,000 円 | 1,622,000 円 |
|                  | 140 "      | 2,357,000 円 | 1,690,000 円 |
|                  | 160 "      | 2,485,000 円 | 1,780,000 円 |
|                  | 180 "      | 2,568,000 円 | 1,840,000 円 |
|                  | 200 "      | 2,650,000 円 | 1,900,000 円 |
|                  | 220 "      | 2,733,000 円 | 1,959,000 円 |

(チ) 36Mb/s から 40Mb/s まで

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額)  |             |
|------------------|------------|-------------|-------------|
|                  |            | (税抜額)       |             |
|                  |            | 通常クラス       | エコノミークラス    |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの | 632,000 円   | 400,000 円   |
|                  | 30 "       | 1,631,000 円 | 1,093,000 円 |
|                  | 40 "       | 1,762,000 円 | 1,238,000 円 |
|                  | 50 "       | 1,866,000 円 | 1,336,000 円 |
|                  | 60 "       | 1,966,000 円 | 1,410,000 円 |
|                  | 70 "       | 2,052,000 円 | 1,469,000 円 |
|                  | 80 "       | 2,126,000 円 | 1,524,000 円 |
|                  | 90 "       | 2,189,000 円 | 1,571,000 円 |
|                  | 100 "      | 2,250,000 円 | 1,613,000 円 |
|                  | 120 "      | 2,315,000 円 | 1,658,000 円 |
|                  | 140 "      | 2,409,000 円 | 1,727,000 円 |
|                  | 160 "      | 2,536,000 円 | 1,817,000 円 |
|                  | 180 "      | 2,622,000 円 | 1,879,000 円 |
|                  | 200 "      | 2,709,000 円 | 1,942,000 円 |
|                  | 220 "      | 2,795,000 円 | 2,005,000 円 |

(ツ) 41Mb/s から 45Mb/s まで

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額)  |             |
|------------------|------------|-------------|-------------|
|                  |            | (税抜額)       |             |
|                  |            | 通常クラス       | エコノミークラス    |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの | 679,500 円   | 430,000 円   |
|                  | 30 "       | 1,762,000 円 | 1,183,000 円 |
|                  | 40 "       | 1,907,000 円 | 1,340,000 円 |
|                  | 50 "       | 2,113,000 円 | 1,514,000 円 |
|                  | 60 "       | 2,207,000 円 | 1,582,000 円 |
|                  | 70 "       | 2,287,000 円 | 1,638,000 円 |
|                  | 80 "       | 2,356,000 円 | 1,689,000 円 |
|                  | 90 "       | 2,416,000 円 | 1,734,000 円 |
|                  | 100 "      | 2,472,000 円 | 1,773,000 円 |
|                  | 120 "      | 2,517,000 円 | 1,804,000 円 |
|                  | 140 "      | 2,616,000 円 | 1,876,000 円 |
|                  | 160 "      | 2,733,000 円 | 1,958,000 円 |
|                  | 180 "      | 2,821,000 円 | 2,022,000 円 |
|                  | 200 "      | 2,910,000 円 | 2,087,000 円 |
|                  | 220 "      | 2,998,000 円 | 2,151,000 円 |

(テ) 46Mb/s から 50Mb/s まで

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額)  |             |
|------------------|------------|-------------|-------------|
|                  |            | (税抜額)       |             |
|                  |            | 通常クラス       | エコノミークラス    |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの | 727,000 円   | 460,000 円   |
|                  | 30 "       | 1,894,000 円 | 1,272,000 円 |
|                  | 40 "       | 2,051,000 円 | 1,443,000 円 |
|                  | 50 "       | 2,309,000 円 | 1,663,000 円 |
|                  | 60 "       | 2,433,000 円 | 1,744,000 円 |
|                  | 70 "       | 2,508,000 円 | 1,796,000 円 |
|                  | 80 "       | 2,572,000 円 | 1,844,000 円 |
|                  | 90 "       | 2,629,000 円 | 1,887,000 円 |
|                  | 100 "      | 2,680,000 円 | 1,923,000 円 |
|                  | 120 "      | 2,706,000 円 | 1,939,000 円 |
|                  | 140 "      | 2,813,000 円 | 2,017,000 円 |
|                  | 160 "      | 2,918,000 円 | 2,090,000 円 |
|                  | 180 "      | 3,009,000 円 | 2,157,000 円 |
|                  | 200 "      | 3,100,000 円 | 2,223,000 円 |
|                  | 220 "      | 3,191,000 円 | 2,289,000 円 |

(ト) 51Mb/s から 60Mb/s まで

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額)  |             |
|------------------|------------|-------------|-------------|
|                  |            | (税抜額)       |             |
|                  |            | 通常クラス       | エコノミークラス    |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの | 772,000 円   | 488,000 円   |
|                  | 30 "       | 2,019,000 円 | 1,353,000 円 |
|                  | 40 "       | 2,185,000 円 | 1,536,000 円 |
|                  | 50 "       | 2,462,000 円 | 1,772,000 円 |
|                  | 60 "       | 2,666,000 円 | 1,883,000 円 |
|                  | 70 "       | 2,837,000 円 | 1,994,000 円 |
|                  | 80 "       | 2,988,000 円 | 2,104,000 円 |
|                  | 90 "       | 3,125,000 円 | 2,195,000 円 |
|                  | 100 "      | 3,256,000 円 | 2,305,000 円 |
|                  | 120 "      | 3,432,000 円 | 2,417,000 円 |
|                  | 140 "      | 3,656,000 円 | 2,578,000 円 |
|                  | 160 "      | 3,869,000 円 | 2,721,000 円 |
|                  | 180 "      | 3,970,000 円 | 2,797,000 円 |
|                  | 200 "      | 4,071,000 円 | 2,873,000 円 |
|                  | 220 "      | 4,173,000 円 | 2,949,000 円 |

(ナ) 61Mb/s から 70Mb/s まで

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額)  |             |
|------------------|------------|-------------|-------------|
|                  |            | (税抜額)       |             |
|                  |            | 通常クラス       | エコノミークラス    |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの | 843,000 円   | 533,000 円   |
|                  | 30 "       | 2,229,000 円 | 1,490,000 円 |
|                  | 40 "       | 2,413,000 円 | 1,692,000 円 |
|                  | 50 "       | 2,719,000 円 | 1,954,000 円 |
|                  | 60 "       | 2,944,000 円 | 2,077,000 円 |
|                  | 70 "       | 3,133,000 円 | 2,200,000 円 |
|                  | 80 "       | 3,301,000 円 | 2,322,000 円 |
|                  | 90 "       | 3,453,000 円 | 2,423,000 円 |
|                  | 100 "      | 3,596,000 円 | 2,545,000 円 |
|                  | 120 "      | 3,791,000 円 | 2,669,000 円 |
|                  | 140 "      | 4,037,000 円 | 2,846,000 円 |
|                  | 160 "      | 4,268,000 円 | 3,005,000 円 |
|                  | 180 "      | 4,383,000 円 | 3,092,000 円 |
|                  | 200 "      | 4,499,000 円 | 3,178,000 円 |
|                  | 220 "      | 4,614,000 円 | 3,265,000 円 |

## (二) 71Mb/s から 80Mb/s まで

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額)  |             |
|------------------|------------|-------------|-------------|
|                  |            | (税抜額)       |             |
|                  |            | 通常クラス       | エコノミークラス    |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの | 914,000 円   | 578,000 円   |
|                  | 30 "       | 2,439,000 円 | 1,627,000 円 |
|                  | 40 "       | 2,641,000 円 | 1,849,000 円 |
|                  | 50 "       | 2,976,000 円 | 2,137,000 円 |
|                  | 60 "       | 3,182,000 円 | 2,271,000 円 |
|                  | 70 "       | 3,362,000 円 | 2,408,000 円 |
|                  | 80 "       | 3,523,000 円 | 2,523,000 円 |
|                  | 90 "       | 3,670,000 円 | 2,629,000 円 |
|                  | 100 "      | 3,790,000 円 | 2,715,000 円 |
|                  | 120 "      | 3,952,000 円 | 2,833,000 円 |
|                  | 140 "      | 4,160,000 円 | 2,981,000 円 |
|                  | 160 "      | 4,353,000 円 | 3,126,000 円 |
|                  | 180 "      | 4,476,000 円 | 3,214,000 円 |
|                  | 200 "      | 4,599,000 円 | 3,301,000 円 |
|                  | 220 "      | 4,722,000 円 | 3,389,000 円 |

## (ヌ) 81Mb/s から 90Mb/s まで

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額)  |             |
|------------------|------------|-------------|-------------|
|                  |            | (税抜額)       |             |
|                  |            | 通常クラス       | エコノミークラス    |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの | 985,000 円   | 623,000 円   |
|                  | 30 "       | 2,648,000 円 | 1,764,000 円 |
|                  | 40 "       | 2,869,000 円 | 2,005,000 円 |
|                  | 50 "       | 3,233,000 円 | 2,319,000 円 |
|                  | 60 "       | 3,357,000 円 | 2,406,000 円 |
|                  | 70 "       | 3,527,000 円 | 2,527,000 円 |
|                  | 80 "       | 3,681,000 円 | 2,636,000 円 |
|                  | 90 "       | 3,822,000 円 | 2,738,000 円 |
|                  | 100 "      | 3,915,000 円 | 2,805,000 円 |
|                  | 120 "      | 4,045,000 円 | 2,898,000 円 |
|                  | 140 "      | 4,212,000 円 | 3,019,000 円 |
|                  | 160 "      | 4,365,000 円 | 3,137,000 円 |
|                  | 180 "      | 4,490,000 円 | 3,227,000 円 |
|                  | 200 "      | 4,616,000 円 | 3,316,000 円 |
|                  | 220 "      | 4,742,000 円 | 3,405,000 円 |

(ネ) 91Mb/s から 100Mb/s まで

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額)  |             |
|------------------|------------|-------------|-------------|
|                  |            | (税抜額)       |             |
|                  |            | 通常クラス       | エコノミークラス    |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの | 1,056,000 円 | 668,000 円   |
|                  | 30 "       | 2,857,000 円 | 1,901,000 円 |
|                  | 40 "       | 3,098,000 円 | 2,162,000 円 |
|                  | 50 "       | 3,362,000 円 | 2,410,000 円 |
|                  | 60 "       | 3,533,000 円 | 2,531,000 円 |
|                  | 70 "       | 3,692,000 円 | 2,645,000 円 |
|                  | 80 "       | 3,838,000 円 | 2,750,000 円 |
|                  | 90 "       | 3,972,000 円 | 2,845,000 円 |
|                  | 100 "      | 4,042,000 円 | 2,896,000 円 |
|                  | 120 "      | 4,137,000 円 | 2,965,000 円 |
|                  | 140 "      | 4,265,000 円 | 3,056,000 円 |
|                  | 160 "      | 4,377,000 円 | 3,148,000 円 |
|                  | 180 "      | 4,506,000 円 | 3,239,000 円 |
|                  | 200 "      | 4,635,000 円 | 3,329,000 円 |
|                  | 220 "      | 4,764,000 円 | 3,419,000 円 |

(ノ) 101Mb/s から 110Mb/s まで

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額)  |             |
|------------------|------------|-------------|-------------|
|                  |            | (税抜額)       |             |
|                  |            | 通常クラス       | エコノミークラス    |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの | 1,127,000 円 | 713,000 円   |
|                  | 30 "       | 3,066,000 円 | 2,038,000 円 |
|                  | 40 "       | 3,326,000 円 | 2,318,000 円 |
|                  | 50 "       | 3,698,000 円 | 2,650,000 円 |
|                  | 60 "       | 3,925,000 円 | 2,812,000 円 |
|                  | 70 "       | 4,086,000 円 | 2,927,000 円 |
|                  | 80 "       | 4,223,000 円 | 3,024,000 円 |
|                  | 90 "       | 4,347,000 円 | 3,113,000 円 |
|                  | 100 "      | 4,423,000 円 | 3,169,000 円 |
|                  | 120 "      | 4,522,000 円 | 3,241,000 円 |
|                  | 140 "      | 4,641,000 円 | 3,326,000 円 |
|                  | 160 "      | 4,728,000 円 | 3,403,000 円 |
|                  | 180 "      | 4,862,000 円 | 3,498,000 円 |
|                  | 200 "      | 4,995,000 円 | 3,592,000 円 |
|                  | 220 "      | 5,129,000 円 | 3,687,000 円 |



## (ハ) 111Mb/s から 120Mb/s まで

専用回線1回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額)  |             |
|------------------|------------|-------------|-------------|
|                  |            | (税抜額)       |             |
|                  |            | 通常クラス       | エコノミークラス    |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの | 1,198,000 円 | 758,000 円   |
|                  | 30 "       | 3,276,000 円 | 2,175,000 円 |
|                  | 40 "       | 3,554,000 円 | 2,474,000 円 |
|                  | 50 "       | 4,004,000 円 | 2,865,000 円 |
|                  | 60 "       | 4,299,000 円 | 3,048,000 円 |
|                  | 70 "       | 4,462,000 円 | 3,195,000 円 |
|                  | 80 "       | 4,589,000 円 | 3,287,000 円 |
|                  | 90 "       | 4,704,000 円 | 3,369,000 円 |
|                  | 100 "      | 4,785,000 円 | 3,428,000 円 |
|                  | 120 "      | 4,887,000 円 | 3,502,000 円 |
|                  | 140 "      | 4,999,000 円 | 3,582,000 円 |
|                  | 160 "      | 5,061,000 円 | 3,644,000 円 |
|                  | 180 "      | 5,200,000 円 | 3,743,000 円 |
|                  | 200 "      | 5,339,000 円 | 3,841,000 円 |
|                  | 220 "      | 5,479,000 円 | 3,940,000 円 |

## (ヒ) 121Mb/s から 130Mb/s まで

専用回線1回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額)  |             |
|------------------|------------|-------------|-------------|
|                  |            | (税抜額)       |             |
|                  |            | 通常クラス       | エコノミークラス    |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの | 1,269,000 円 | 803,000 円   |
|                  | 30 "       | 3,485,000 円 | 2,312,000 円 |
|                  | 40 "       | 3,782,000 円 | 2,631,000 円 |
|                  | 50 "       | 4,260,000 円 | 3,047,000 円 |
|                  | 60 "       | 4,616,000 円 | 3,242,000 円 |
|                  | 70 "       | 4,817,000 円 | 3,436,000 円 |
|                  | 80 "       | 4,934,000 円 | 3,534,000 円 |
|                  | 90 "       | 5,041,000 円 | 3,610,000 円 |
|                  | 100 "      | 5,129,000 円 | 3,674,000 円 |
|                  | 120 "      | 5,233,000 円 | 3,750,000 円 |
|                  | 140 "      | 5,337,000 円 | 3,825,000 円 |
|                  | 160 "      | 5,376,000 円 | 3,873,000 円 |
|                  | 180 "      | 5,520,000 円 | 3,975,000 円 |
|                  | 200 "      | 5,663,000 円 | 4,076,000 円 |
|                  | 220 "      | 5,807,000 円 | 4,177,000 円 |

(フ) 131Mb/s から 135Mb/s まで

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |             | 料 金 額 (月額)  |             |
|------------------|-------------|-------------|-------------|
|                  |             | (税抜額)       |             |
|                  |             | 通常クラス       | エコノミークラス    |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15 km までのもの | 1,304,000 円 | 826,000 円   |
|                  | 30 "        | 3,715,000 円 | 2,449,000 円 |
|                  | 40 "        | 4,031,000 円 | 2,787,000 円 |
|                  | 50 "        | 4,542,000 円 | 3,189,000 円 |
|                  | 60 "        | 4,932,000 円 | 3,436,000 円 |
|                  | 70 "        | 5,209,000 円 | 3,642,000 円 |
|                  | 80 "        | 5,319,000 円 | 3,768,000 円 |
|                  | 90 "        | 5,420,000 円 | 3,839,000 円 |
|                  | 100 "       | 5,514,000 円 | 3,907,000 円 |
|                  | 120 "       | 5,622,000 円 | 3,984,000 円 |
|                  | 140 "       | 5,719,000 円 | 4,054,000 円 |
|                  | 160 "       | 5,737,000 円 | 4,090,000 円 |
|                  | 180 "       | 5,886,000 円 | 4,194,000 円 |
|                  | 200 "       | 6,035,000 円 | 4,298,000 円 |
|                  | 220 "       | 6,184,000 円 | 4,402,000 円 |

イ その専用回線が同一県内に終始するもの

(ア) 0.5Mb/s

(i) 中継回線によるもの

専用回線1回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額) |          |
|------------------|------------|------------|----------|
|                  |            | (税抜額)      |          |
|                  |            | 通常クラス      | エコノミークラス |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15kmまでのもの  | 47,000円    | 30,000円  |
|                  | 30 "       | 133,000円   | 79,000円  |
|                  | 40 "       | 151,000円   | 89,000円  |
|                  | 50 "       | 168,000円   | 99,000円  |
|                  | 60 "       | 181,000円   | 106,000円 |
|                  | 70 "       | 190,000円   | 112,000円 |
|                  | 80 "       | 197,000円   | 116,000円 |
|                  | 90 "       | 205,000円   | 120,000円 |
|                  | 90kmを超えるもの | 211,000円   | 124,000円 |

(ii) 端末回線のみによるもの

| 単 位        | 料 金 額 (月額) |
|------------|------------|
|            | (税抜額)      |
| 専用回線1回線ごとに | 3,000円     |

(イ) 1Mb/s

(i) 中継回線によるもの

専用回線1回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額) |          |
|------------------|------------|------------|----------|
|                  |            | (税抜額)      |          |
|                  |            | 通常クラス      | エコノミークラス |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15kmまでのもの  | 93,000円    | 58,000円  |
|                  | 30 "       | 263,000円   | 156,000円 |
|                  | 40 "       | 299,000円   | 177,000円 |
|                  | 50 "       | 334,000円   | 196,000円 |
|                  | 60 "       | 359,000円   | 211,000円 |
|                  | 70 "       | 378,000円   | 222,000円 |
|                  | 80 "       | 392,000円   | 230,000円 |
|                  | 90 "       | 407,000円   | 238,000円 |
|                  | 90kmを超えるもの | 419,000円   | 245,000円 |

(ii) 端末回線のみによるもの

| 単 位        | 料 金 額 (月額) |
|------------|------------|
|            | (税抜額)      |
| 専用回線1回線ごとに | 6,000円     |

(ウ) 2Mb/s

(i) 中継回線によるもの

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |             | 料 金 額 (月額) |           |
|------------------|-------------|------------|-----------|
|                  |             | (税抜額)      |           |
|                  |             | 通常クラス      | エコノミークラス  |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの  | 165,000 円  | 104,000 円 |
|                  | 30 〃        | 465,000 円  | 275,000 円 |
|                  | 40 〃        | 529,000 円  | 312,000 円 |
|                  | 50 〃        | 587,000 円  | 346,000 円 |
|                  | 60 〃        | 631,000 円  | 371,000 円 |
|                  | 70 〃        | 664,000 円  | 390,000 円 |
|                  | 80 〃        | 687,000 円  | 403,000 円 |
|                  | 90 〃        | 711,000 円  | 417,000 円 |
|                  | 90km を超えるもの | 733,000 円  | 429,000 円 |

(ii) 端末回線のみによるもの

| 単 位          | 料 金 額 (月額) |
|--------------|------------|
|              | (税抜額)      |
| 専用回線 1 回線ごとに | 12,000 円   |

(エ) 3Mb/s

(i) 中継回線によるもの

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |             | 料 金 額 (月額)  |           |
|------------------|-------------|-------------|-----------|
|                  |             | (税抜額)       |           |
|                  |             | 通常クラス       | エコノミークラス  |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの  | 241,000 円   | 150,000 円 |
|                  | 30 〃        | 666,000 円   | 395,000 円 |
|                  | 40 〃        | 759,000 円   | 448,000 円 |
|                  | 50 〃        | 841,000 円   | 495,000 円 |
|                  | 60 〃        | 904,000 円   | 532,000 円 |
|                  | 70 〃        | 950,000 円   | 558,000 円 |
|                  | 80 〃        | 983,000 円   | 577,000 円 |
|                  | 90 〃        | 1,016,000 円 | 596,000 円 |
|                  | 90km を超えるもの | 1,046,000 円 | 613,000 円 |

(ii) 端末回線のみによるもの

| 単 位          | 料 金 額 (月額) |
|--------------|------------|
|              | (税抜額)      |
| 専用回線 1 回線ごとに | 16,000 円   |

(オ) 4Mb/s

(i) 中継回線によるもの

専用回線1回線ごとに

| 距離区分 |            | 料金額 (月額)   |          |
|------|------------|------------|----------|
|      |            | (税抜額)      |          |
|      |            | 通常クラス      | エコノミークラス |
| 回線距離 | 15kmまでのもの  | 274,000円   | 172,000円 |
|      | 30 "       | 778,000円   | 455,000円 |
|      | 40 "       | 873,000円   | 516,000円 |
|      | 50 "       | 969,000円   | 571,000円 |
|      | 60 "       | 1,042,000円 | 613,000円 |
|      | 70 "       | 1,096,000円 | 644,000円 |
|      | 80 "       | 1,135,000円 | 666,000円 |
|      | 90 "       | 1,184,000円 | 689,000円 |
|      | 90kmを超えるもの | 1,210,000円 | 709,000円 |

(ii) 端末回線のみによるもの

| 単位         | 料金額 (月額) |
|------------|----------|
| (税抜額)      |          |
| 専用回線1回線ごとに | 19,000円  |

(カ) 5Mb/s

(i) 中継回線によるもの

専用回線1回線ごとに

| 距離区分 |            | 料金額 (月額)   |          |
|------|------------|------------|----------|
|      |            | (税抜額)      |          |
|      |            | 通常クラス      | エコノミークラス |
| 回線距離 | 15kmまでのもの  | 312,000円   | 196,000円 |
|      | 30 "       | 866,000円   | 515,000円 |
|      | 40 "       | 986,000円   | 583,000円 |
|      | 50 "       | 1,096,000円 | 641,000円 |
|      | 60 "       | 1,180,000円 | 695,000円 |
|      | 70 "       | 1,242,000円 | 729,000円 |
|      | 80 "       | 1,287,000円 | 755,000円 |
|      | 90 "       | 1,333,000円 | 782,000円 |
|      | 90kmを超えるもの | 1,375,000円 | 805,000円 |

(ii) 端末回線のみによるもの

| 単位         | 料金額 (月額) |
|------------|----------|
| (税抜額)      |          |
| 専用回線1回線ごとに | 20,000円  |

(キ) 6Mb/s

(i) 中継回線によるもの

専用回線1回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額) |          |
|------------------|------------|------------|----------|
|                  |            | (税抜額)      |          |
|                  |            | 通常クラス      | エコノミークラス |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15kmまでのもの  | 347,000円   | 220,000円 |
|                  | 30 〃       | 960,000円   | 577,000円 |
|                  | 40 〃       | 1,090,000円 | 651,000円 |
|                  | 50 〃       | 1,210,000円 | 726,000円 |
|                  | 60 〃       | 1,310,000円 | 773,000円 |
|                  | 70 〃       | 1,388,000円 | 806,000円 |
|                  | 80 〃       | 1,439,000円 | 836,000円 |
|                  | 90 〃       | 1,492,000円 | 869,000円 |
|                  | 90kmを超えるもの | 1,538,000円 | 900,000円 |

(ii) 端末回線のみによるもの

| 単 位        | 料 金 額 (月額) |
|------------|------------|
| (税抜額)      |            |
| 専用回線1回線ごとに | 22,000円    |

(ク) 7Mb/sから49Mb/sまで

その専用回線を6Mb/sのものと同みなした場合に適用される②のaのイの(キ)の額に、6Mb/sを超える1Mb/sまでごとに次の表に規定する額を加えた額

(i) 中継回線によるもの

専用回線1回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額) |          |
|------------------|------------|------------|----------|
|                  |            | (税抜額)      |          |
|                  |            | 通常クラス      | エコノミークラス |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15kmまでのもの  | 9,500円     | 6,000円   |
|                  | 30 〃       | 31,200円    | 18,200円  |
|                  | 40 〃       | 36,700円    | 21,100円  |
|                  | 50 〃       | 40,700円    | 23,800円  |
|                  | 60 〃       | 45,100円    | 26,000円  |
|                  | 70 〃       | 48,000円    | 27,500円  |
|                  | 80 〃       | 50,200円    | 29,700円  |
|                  | 90 〃       | 52,900円    | 30,900円  |
|                  | 90kmを超えるもの | 55,500円    | 32,100円  |

(ii) 端末回線のみによるもの

| 単 位        | 料 金 額 (月額) |
|------------|------------|
| (税抜額)      |            |
| 専用回線1回線ごとに | 600円       |

(ケ) 50Mb/s

(i) 中継回線によるもの

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |             | 料 金 額 (月額)  |             |
|------------------|-------------|-------------|-------------|
|                  |             | (税抜額)       |             |
|                  |             | 通常クラス       | エコノミークラス    |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの  | 765,000 円   | 484,000 円   |
|                  | 30 〃        | 2,335,000 円 | 1,378,000 円 |
|                  | 40 〃        | 2,705,000 円 | 1,580,000 円 |
|                  | 50 〃        | 3,005,000 円 | 1,776,000 円 |
|                  | 60 〃        | 3,295,000 円 | 1,920,000 円 |
|                  | 70 〃        | 3,502,000 円 | 2,020,000 円 |
|                  | 80 〃        | 3,652,000 円 | 2,143,000 円 |
|                  | 90 〃        | 3,821,000 円 | 2,232,000 円 |
|                  | 90km を超えるもの | 3,980,000 円 | 2,315,000 円 |

(ii) 端末回線のみによるもの

| 単 位          | 料 金 額 (月額) |
|--------------|------------|
|              | (税抜額)      |
| 専用回線 1 回線ごとに | 47,000 円   |

(コ) 51Mb/sから135Mb/sまで

その専用回線を50Mb/sのものとなしした場合に適用される②の a のイの (ケ) の額に、50Mb/s を超える1Mb/s までごとに次の表に規定する額を加えた額

(i) 中継回線によるもの

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |             | 料 金 額 (月額)          |          |
|------------------|-------------|---------------------|----------|
|                  |             | (税抜額)               |          |
|                  |             | 通常クラス               | エコノミークラス |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの  | 7,100 円             | 4,500 円  |
|                  | 30 〃        | 24,400 円            | 14,100 円 |
|                  | 40 〃        | 28,000 円            | 16,300 円 |
|                  | 50 〃        | 31,800 円            | 18,600 円 |
|                  | 60 〃        | 34,500 円            | 20,000 円 |
|                  | 70 〃        | 36,600 円            | 21,400 円 |
|                  | 80 〃        | 38,500 円            | 22,400 円 |
|                  | 90 〃        | 40,300 円            | 23,300 円 |
|                  | 90km を超えるもの | 41,900 円 (43,995 円) | 24,200 円 |

(ii) 端末回線のみによるもの

| 単 位          | 料 金 額 (月額) |
|--------------|------------|
|              | (税抜額)      |
| 専用回線 1 回線ごとに | 400 円      |

b その専用回線が接続専用回線のもの

(a) (b)以外のもの

(ア) 0.5Mb/s

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額) |           |
|------------------|------------|------------|-----------|
|                  |            | (税抜額)      |           |
|                  |            | 通常クラス      | エコノミークラス  |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの | 40,000 円   | 25,000 円  |
|                  | 30 "       | 77,000 円   | 47,000 円  |
|                  | 40 "       | 100,000 円  | 60,000 円  |
|                  | 50 "       | 118,000 円  | 71,000 円  |
|                  | 60 "       | 136,000 円  | 81,000 円  |
|                  | 70 "       | 154,000 円  | 91,000 円  |
|                  | 80 "       | 173,000 円  | 102,000 円 |
|                  | 90 "       | 190,000 円  | 113,000 円 |
|                  | 100 "      | 209,000 円  | 123,000 円 |
|                  | 120 "      | 236,000 円  | 140,000 円 |

(イ) 1Mb/s

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額) |           |
|------------------|------------|------------|-----------|
|                  |            | (税抜額)      |           |
|                  |            | 通常クラス      | エコノミークラス  |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの | 79,000 円   | 50,000 円  |
|                  | 30 "       | 154,000 円  | 92,000 円  |
|                  | 40 "       | 198,000 円  | 118,000 円 |
|                  | 50 "       | 234,000 円  | 140,000 円 |
|                  | 60 "       | 270,000 円  | 161,000 円 |
|                  | 70 "       | 306,000 円  | 181,000 円 |
|                  | 80 "       | 341,000 円  | 203,000 円 |
|                  | 90 "       | 377,000 円  | 223,000 円 |
|                  | 100 "      | 413,000 円  | 244,000 円 |
|                  | 120 "      | 468,000 円  | 275,000 円 |

(ウ) 2Mb/s

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額) |           |
|------------------|------------|------------|-----------|
|                  |            | (税抜額)      |           |
|                  |            | 通常クラス      | エコノミークラス  |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの | 141,000 円  | 88,000 円  |
|                  | 30 "       | 273,000 円  | 165,000 円 |
|                  | 40 "       | 351,000 円  | 210,000 円 |
|                  | 50 "       | 414,000 円  | 247,000 円 |
|                  | 60 "       | 478,000 円  | 284,000 円 |
|                  | 70 "       | 541,000 円  | 321,000 円 |
|                  | 80 "       | 605,000 円  | 359,000 円 |
|                  | 90 "       | 668,000 円  | 396,000 円 |
|                  | 100 "      | 732,000 円  | 433,000 円 |
|                  | 120 "      | 827,000 円  | 489,000 円 |



(エ) 3Mb/s

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額)  |           |
|------------------|------------|-------------|-----------|
|                  |            | (税抜額)       |           |
|                  |            | 通常クラス       | エコノミークラス  |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの | 203,000 円   | 127,000 円 |
|                  | 30 "       | 392,000 円   | 237,000 円 |
|                  | 40 "       | 503,000 円   | 303,000 円 |
|                  | 50 "       | 595,000 円   | 355,000 円 |
|                  | 60 "       | 686,000 円   | 408,000 円 |
|                  | 70 "       | 777,000 円   | 462,000 円 |
|                  | 80 "       | 868,000 円   | 515,000 円 |
|                  | 90 "       | 959,000 円   | 568,000 円 |
|                  | 100 "      | 1,051,000 円 | 622,000 円 |
|                  | 120 "      | 1,187,000 円 | 701,000 円 |

(オ) 4Mb/s

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額)  |           |
|------------------|------------|-------------|-----------|
|                  |            | (税抜額)       |           |
|                  |            | 通常クラス       | エコノミークラス  |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの | 233,000 円   | 146,000 円 |
|                  | 30 "       | 449,000 円   | 272,000 円 |
|                  | 40 "       | 577,000 円   | 346,000 円 |
|                  | 50 "       | 682,000 円   | 407,000 円 |
|                  | 60 "       | 787,000 円   | 469,000 円 |
|                  | 70 "       | 890,000 円   | 530,000 円 |
|                  | 80 "       | 995,000 円   | 590,000 円 |
|                  | 90 "       | 1,099,000 円 | 651,000 円 |
|                  | 100 "      | 1,204,000 円 | 712,000 円 |
|                  | 120 "      | 1,361,000 円 | 803,000 円 |

(カ) 5Mb/s

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額)  |           |
|------------------|------------|-------------|-----------|
|                  |            | (税抜額)       |           |
|                  |            | 通常クラス       | エコノミークラス  |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの | 264,000 円   | 165,000 円 |
|                  | 30 "       | 507,000 円   | 307,000 円 |
|                  | 40 "       | 652,000 円   | 391,000 円 |
|                  | 50 "       | 769,000 円   | 460,000 円 |
|                  | 60 "       | 887,000 円   | 529,000 円 |
|                  | 70 "       | 1,004,000 円 | 597,000 円 |
|                  | 80 "       | 1,121,000 円 | 665,000 円 |
|                  | 90 "       | 1,240,000 円 | 734,000 円 |
|                  | 100 "      | 1,357,000 円 | 802,000 円 |
|                  | 120 "      | 1,534,000 円 | 905,000 円 |

(キ) 6Mb/s

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額)  |             |
|------------------|------------|-------------|-------------|
|                  |            | (税抜額)       |             |
|                  |            | 通常クラス       | エコノミークラス    |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの | 295,000 円   | 184,000 円   |
|                  | 30 "       | 566,000 円   | 344,000 円   |
|                  | 40 "       | 727,000 円   | 436,000 円   |
|                  | 50 "       | 857,000 円   | 512,000 円   |
|                  | 60 "       | 986,000 円   | 588,000 円   |
|                  | 70 "       | 1,117,000 円 | 663,000 円   |
|                  | 80 "       | 1,246,000 円 | 740,000 円   |
|                  | 90 "       | 1,379,000 円 | 817,000 円   |
|                  | 100 "      | 1,509,000 円 | 893,000 円   |
|                  | 120 "      | 1,704,000 円 | 1,008,000 円 |

(ク) 7Mb/s から 49Mb/s まで

その専用回線を 6Mb/s のものとみなした場合に適用される②の  
b の(a)の (キ) の額に、6Mb/s を超える 1Mb/s までごとに次の表  
に規定する額を加えた額

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額) |          |
|------------------|------------|------------|----------|
|                  |            | (税抜額)      |          |
|                  |            | 通常クラス      | エコノミークラス |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの | 8,500 円    | 5,200 円  |
|                  | 30 "       | 17,000 円   | 10,200 円 |
|                  | 40 "       | 22,000 円   | 13,200 円 |
|                  | 50 "       | 26,200 円   | 15,600 円 |
|                  | 60 "       | 30,300 円   | 18,000 円 |
|                  | 70 "       | 34,500 円   | 20,500 円 |
|                  | 80 "       | 38,600 円   | 22,800 円 |
|                  | 90 "       | 42,700 円   | 25,200 円 |
|                  | 100 "      | 46,900 円   | 27,700 円 |
|                  | 120 "      | 53,100 円   | 31,200 円 |

(ケ) 50Mb/s

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額)  |             |
|------------------|------------|-------------|-------------|
|                  |            | (税抜額)       |             |
|                  |            | 通常クラス       | エコノミークラス    |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの | 669,000 円   | 414,000 円   |
|                  | 30 "       | 1,314,000 円 | 795,000 円   |
|                  | 40 "       | 1,698,000 円 | 1,018,000 円 |
|                  | 50 "       | 2,011,000 円 | 1,200,000 円 |
|                  | 60 "       | 2,323,000 円 | 1,383,000 円 |
|                  | 70 "       | 2,635,000 円 | 1,565,000 円 |
|                  | 80 "       | 2,948,000 円 | 1,747,000 円 |
|                  | 90 "       | 2,260,000 円 | 1,929,000 円 |
|                  | 100 "      | 3,573,000 円 | 2,113,000 円 |
|                  | 120 "      | 4,042,000 円 | 2,384,000 円 |

- (コ) 51Mb/s から 135Mb/s まで  
 その専用回線を 50Mb/s のものとみなした場合に適用される②の  
 bの(a)の(ケ)の額に、50Mb/s を超える 1Mb/s までごとに次の  
 表に規定する額を加えた額

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |            | 料 金 額 (月額) |          |
|------------------|------------|------------|----------|
|                  |            | (税抜額)      |          |
|                  |            | 通常クラス      | エコノミークラス |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの | 6,700 円    | 4,100 円  |
|                  | 30 "       | 13,700 円   | 8,200 円  |
|                  | 40 "       | 17,900 円   | 10,800 円 |
|                  | 50 "       | 21,500 円   | 12,800 円 |
|                  | 60 "       | 24,900 円   | 14,900 円 |
|                  | 70 "       | 28,400 円   | 16,800 円 |
|                  | 80 "       | 31,900 円   | 18,700 円 |
|                  | 90 "       | 35,200 円   | 20,800 円 |
|                  | 100 "      | 38,800 円   | 22,900 円 |
|                  | 120 "      | 43,900 円   | 25,900 円 |

(b) 当社が別に定める特定協定事業者に係るもの

(ア) 0.5Mb/s

接続専用回線1回線ごとに

| 距離区分 |                        | 料 金 額 (月額)                    |                               |
|------|------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
|      |                        | (税抜額)                         |                               |
|      |                        | 通常クラス                         | エコノミークラス                      |
| 回線距離 | 120kmまでのもの             | 158,400円                      | 109,200円                      |
|      | 120kmを超え<br>460kmまでのもの | 120kmを超える20kmまでごとに5,500円を加えた額 | 120kmを超える20kmまでごとに4,000円を加えた額 |
|      | 460kmを超えるもの            | 460kmを超える20kmまでごとに2,800円を加えた額 | 460kmを超える20kmまでごとに2,000円を加えた額 |

(イ) 1Mb/s

接続専用回線1回線ごとに

| 距離区分 |                        | 料 金 額 (月額)                     |                               |
|------|------------------------|--------------------------------|-------------------------------|
|      |                        | (税抜額)                          |                               |
|      |                        | 通常クラス                          | エコノミークラス                      |
| 回線距離 | 120kmまでのもの             | 325,200円                       | 226,700円                      |
|      | 120kmを超え<br>460kmまでのもの | 120kmを超える20kmまでごとに11,300円を加えた額 | 120kmを超える20kmまでごとに7,900円を加えた額 |
|      | 460kmを超えるもの            | 460kmを超える20kmまでごとに5,300円を加えた額  | 460kmを超える20kmまでごとに3,800円を加えた額 |

(ウ) 2Mb/s

接続専用回線1回線ごとに

| 距離区分 |                        | 料 金 額 (月額)                     |                                |
|------|------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
|      |                        | (税抜額)                          |                                |
|      |                        | 通常クラス                          | エコノミークラス                       |
| 回線距離 | 120kmまでのもの             | 577,200円                       | 404,800円                       |
|      | 120kmを超え<br>460kmまでのもの | 120kmを超える20kmまでごとに20,000円を加えた額 | 120kmを超える20kmまでごとに14,400円を加えた額 |
|      | 460kmを超えるもの            | 460kmを超える20kmまでごとに9,100円を加えた額  | 460kmを超える20kmまでごとに6,500円を加えた額  |

(エ) 3Mb/s

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分 |                          | 料 金 額 (月額)                          |                                     |
|------|--------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
|      |                          | (税抜額)                               |                                     |
|      |                          | 通常クラス                               | エコノミークラス                            |
| 回線距離 | 120km までのもの              | 829,200 円                           | 583,800 円                           |
|      | 120km を超え<br>460km までのもの | 120km を超える 20km までごとに 26,900 円を加えた額 | 120km を超える 20km までごとに 19,000 円を加えた額 |
|      | 460km を超えるもの             | 460km を超える 20km までごとに 12,500 円を加えた額 | 460km を超える 20km までごとに 8,900 円を加えた額  |

(オ) 4Mb/s

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分 |                          | 料 金 額 (月額)                          |                                     |
|------|--------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
|      |                          | (税抜額)                               |                                     |
|      |                          | 通常クラス                               | エコノミークラス                            |
| 回線距離 | 120km までのもの              | 962,800 円                           | 677,600 円                           |
|      | 120km を超え<br>460km までのもの | 120km を超える 20km までごとに 33,900 円を加えた額 | 120km を超える 20km までごとに 24,900 円を加えた額 |
|      | 460km を超えるもの             | 460km を超える 20km までごとに 15,700 円を加えた額 | 460km を超える 20km までごとに 11,300 円を加えた額 |

(カ) 5Mb/s

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分 |                          | 料 金 額 (月額)                          |                                     |
|------|--------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
|      |                          | (税抜額)                               |                                     |
|      |                          | 通常クラス                               | エコノミークラス                            |
| 回線距離 | 120km までのもの              | 1,093,500 円                         | 771,400 円                           |
|      | 120km を超え<br>460km までのもの | 120km を超える 20km までごとに 38,300 円を加えた額 | 120km を超える 20km までごとに 28,400 円を加えた額 |
|      | 460km を超えるもの             | 460km を超える 20km までごとに 17,500 円を加えた額 | 460km を超える 20km までごとに 13,000 円を加えた額 |

(キ) 6Mb/s

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分 |                          | 料 金 額 (月額)                          |                                     |
|------|--------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
|      |                          | (税抜額)                               |                                     |
|      |                          | 通常クラス                               | エコノミークラス                            |
| 回線距離 | 120km までのもの              | 1,227,100 円                         | 866,100 円                           |
|      | 120km を超え<br>460km までのもの | 120km を超える 20km までごとに 40,000 円を加えた額 | 120km を超える 20km までごとに 29,600 円を加えた額 |
|      | 460km を超えるもの             | 460km を超える 20km までごとに 19,900 円を加えた額 | 460km を超える 20km までごとに 15,500 円を加えた額 |

(ク) 7Mb/s

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分 |             | 料 金 額 (月額)  |           |
|------|-------------|-------------|-----------|
|      |             | (税抜額)       |           |
|      |             | 通常クラス       | エコノミークラス  |
| 回線距離 | 120km までのもの | 1,271,600 円 | 898,300 円 |

|  |                          |                                       |                                       |
|--|--------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
|  | 120km を超え<br>460km までのもの | 120km を超える20km までごと<br>に 42,600円を加えた額 | 120km を超える20km までごと<br>に 31,400円を加えた額 |
|  | 460km を超えるもの             | 460km を超える20km までごと<br>に 21,700円を加えた額 | 460km を超える20km までごと<br>に 16,300円を加えた額 |

(ケ) 8Mb/s

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分 |                          | 料 金 額 (月額)                            |                                       |
|------|--------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
|      |                          | (税抜額)                                 |                                       |
|      |                          | 通常クラス                                 | エコノミークラス                              |
| 回線距離 | 120km までのもの              | 1,317,000 円                           | 930,500 円                             |
|      | 120km を超え<br>460km までのもの | 120km を超える20km までごと<br>に 45,300円を加えた額 | 120km を超える20km までごと<br>に 33,200円を加えた額 |
|      | 460km を超えるもの             | 460km を超える20km までごと<br>に 23,400円を加えた額 | 460km を超える20km までごと<br>に 17,100円を加えた額 |

(コ) 9Mb/s

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分 |                          | 料 金 額 (月額)                            |                                       |
|------|--------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
|      |                          | (税抜額)                                 |                                       |
|      |                          | 通常クラス                                 | エコノミークラス                              |
| 回線距離 | 120km までのもの              | 1,363,400 円                           | 962,700 円                             |
|      | 120km を超え<br>460km までのもの | 120km を超える20km までごと<br>に 48,900円を加えた額 | 120km を超える20km までごと<br>に 35,800円を加えた額 |
|      | 460km を超えるもの             | 460km を超える20km までごと<br>に 24,100円を加えた額 | 460km を超える20km までごと<br>に 17,900円を加えた額 |

(サ) 10Mb/s

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分 |                          | 料 金 額 (月額)                            |                                       |
|------|--------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
|      |                          | (税抜額)                                 |                                       |
|      |                          | 通常クラス                                 | エコノミークラス                              |
| 回線距離 | 120km までのもの              | 1,407,900 円                           | 994,900 円                             |
|      | 120km を超え<br>460km までのもの | 120km を超える20km までごと<br>に 50,700円を加えた額 | 120km を超える20km までごと<br>に 37,500円を加えた額 |
|      | 460km を超えるもの             | 460km を超える20km までごと<br>に 24,900円を加えた額 | 460km を超える20km までごと<br>に 18,700円を加えた額 |

(シ) 11Mb/s から 15Mb/s まで

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分 |                          | 料 金 額 (月額)                            |                                       |
|------|--------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
|      |                          | (税抜額)                                 |                                       |
|      |                          | 通常クラス                                 | エコノミークラス                              |
| 回線距離 | 120km までのもの              | 1,454,100 円                           | 1,027,200 円                           |
|      | 120km を超え<br>460km までのもの | 120km を超える20km までごと<br>に 53,400円を加えた額 | 120km を超える20km までごと<br>に 39,000円を加えた額 |
|      | 460km を超えるもの             | 460km を超える20km までごと<br>に 26,700円を加えた額 | 460km を超える20km までごと<br>に 19,400円を加えた額 |

(ス) 16Mb/s から 20Mb/s まで

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分 |                        | 料 金 額 (月額)                         |                                    |
|------|------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
|      |                        | (税抜額)                              |                                    |
|      |                        | 通常クラス                              | エコノミークラス                           |
| 回線距離 | 120kmまでのもの             | 1,512,900円                         | 1,134,900円                         |
|      | 120kmを超え<br>460kmまでのもの | 120kmを超える20kmまでごとに<br>67,600円を加えた額 | 120kmを超える20kmまでごとに<br>49,400円を加えた額 |
|      | 460kmを超えるもの            | 460kmを超える20kmまでごとに<br>31,900円を加えた額 | 460kmを超える20kmまでごとに<br>23,600円を加えた額 |

(セ) 21Mb/s から 25Mb/s まで

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分 |                        | 料 金 額 (月額)                         |                                    |
|------|------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
|      |                        | (税抜額)                              |                                    |
|      |                        | 通常クラス                              | エコノミークラス                           |
| 回線距離 | 120kmまでのもの             | 1,909,300円                         | 1,349,300円                         |
|      | 120kmを超え<br>460kmまでのもの | 120kmを超える20kmまでごとに<br>72,400円を加えた額 | 120kmを超える20kmまでごとに<br>54,100円を加えた額 |
|      | 460kmを超えるもの            | 460kmを超える20kmまでごとに<br>37,800円を加えた額 | 460kmを超える20kmまでごとに<br>27,700円を加えた額 |

(ソ) 26Mb/s から 30Mb/s まで

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分 |                        | 料 金 額 (月額)                         |                                    |
|------|------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
|      |                        | (税抜額)                              |                                    |
|      |                        | 通常クラス                              | エコノミークラス                           |
| 回線距離 | 120kmまでのもの             | 2,136,500円                         | 1,510,300円                         |
|      | 120kmを超え<br>460kmまでのもの | 120kmを超える20kmまでごとに<br>78,100円を加えた額 | 120kmを超える20kmまでごとに<br>57,800円を加えた額 |
|      | 460kmを超えるもの            | 460kmを超える20kmまでごとに<br>43,000円を加えた額 | 460kmを超える20kmまでごとに<br>31,900円を加えた額 |

(タ) 31Mb/s から 35Mb/s まで

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分 |                        | 料 金 額 (月額)                         |                                    |
|------|------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
|      |                        | (税抜額)                              |                                    |
|      |                        | 通常クラス                              | エコノミークラス                           |
| 回線距離 | 120kmまでのもの             | 2,237,400円                         | 1,671,400円                         |
|      | 120kmを超え<br>460kmまでのもの | 120kmを超える20kmまでごとに<br>84,400円を加えた額 | 120kmを超える20kmまでごとに<br>62,300円を加えた額 |
|      | 460kmを超えるもの            | 460kmを超える20kmまでごとに<br>49,100円を加えた額 | 460kmを超える20kmまでごとに<br>35,900円を加えた額 |

(チ) 36Mb/s から 40Mb/s まで

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分 |                        | 料 金 額 (月額)                         |                                    |
|------|------------------------|------------------------------------|------------------------------------|
|      |                        | (税抜額)                              |                                    |
|      |                        | 通常クラス                              | エコノミークラス                           |
| 回線距離 | 120kmまでのもの             | 2,288,700円                         | 1,715,400円                         |
|      | 120kmを超え<br>460kmまでのもの | 120kmを超える20kmまでごとに<br>89,100円を加えた額 | 120kmを超える20kmまでごとに<br>66,200円を加えた額 |

|  |             |                                 |                                 |
|--|-------------|---------------------------------|---------------------------------|
|  | 460kmを超えるもの | 460kmを超える20kmまでごとに 54,200円を加えた額 | 460kmを超える20kmまでごとに 40,100円を加えた額 |
|--|-------------|---------------------------------|---------------------------------|

(ツ) 41Mb/s から 45Mb/s まで

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分 |                        | 料 金 額 (月額)                      |                                 |
|------|------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
|      |                        | (税抜額)                           |                                 |
|      |                        | 通常クラス                           | エコノミークラス                        |
| 回線距離 | 120kmまでのもの             | 2,488,500円                      | 1,865,700円                      |
|      | 120kmを超え<br>460kmまでのもの | 120kmを超える20kmまでごとに 91,800円を加えた額 | 120kmを超える20kmまでごとに 69,000円を加えた額 |
|      | 460kmを超えるもの            | 460kmを超える20kmまでごとに 60,300円を加えた額 | 460kmを超える20kmまでごとに 44,200円を加えた額 |

(テ) 46Mb/s から 50Mb/s まで

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分 |                        | 料 金 額 (月額)                      |                                 |
|------|------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
|      |                        | (税抜額)                           |                                 |
|      |                        | 通常クラス                           | エコノミークラス                        |
| 回線距離 | 120kmまでのもの             | 2,675,700円                      | 2,005,200円                      |
|      | 120kmを超え<br>460kmまでのもの | 120kmを超える20kmまでごとに 95,600円を加えた額 | 120kmを超える20kmまでごとに 74,600円を加えた額 |
|      | 460kmを超えるもの            | 460kmを超える20kmまでごとに 65,500円を加えた額 | 460kmを超える20kmまでごとに 50,000円を加えた額 |

(ト) 51Mb/s から 60Mb/s まで

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分 |                        | 料 金 額 (月額)                       |                                 |
|------|------------------------|----------------------------------|---------------------------------|
|      |                        | (税抜額)                            |                                 |
|      |                        | 通常クラス                            | エコノミークラス                        |
| 回線距離 | 120kmまでのもの             | 3,262,700円                       | 2,307,400円                      |
|      | 120kmを超え<br>460kmまでのもの | 120kmを超える20kmまでごとに 110,800円を加えた額 | 120kmを超える20kmまでごとに 85,600円を加えた額 |
|      | 460kmを超えるもの            | 460kmを超える20kmまでごとに 72,200円を加えた額  | 460kmを超える20kmまでごとに 54,100円を加えた額 |

(ナ) 61Mb/s から 70Mb/s まで

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分 |                        | 料 金 額 (月額)                       |                                 |
|------|------------------------|----------------------------------|---------------------------------|
|      |                        | (税抜額)                            |                                 |
|      |                        | 通常クラス                            | エコノミークラス                        |
| 回線距離 | 120kmまでのもの             | 3,603,200円                       | 2,548,700円                      |
|      | 120kmを超え<br>460kmまでのもの | 120kmを超える20kmまでごとに 124,400円を加えた額 | 120kmを超える20kmまでごとに 93,500円を加えた額 |
|      | 460kmを超えるもの            | 460kmを超える20kmまでごとに 75,500円を加えた額  | 460kmを超える20kmまでごとに 56,700円を加えた額 |

(ニ) 71Mb/s から 80Mb/s まで

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分 |  | 料 金 額 (月額) |
|------|--|------------|
|      |  | (税抜額)      |



|      |                        | 通常クラス                           | エコノミークラス                       |
|------|------------------------|---------------------------------|--------------------------------|
| 回線距離 | 120kmまでのもの             | 3,907,800円                      | 2,790,000円                     |
|      | 120kmを超え<br>460kmまでのもの | 120kmを超える20kmまでごとに132,000円を加えた額 | 120kmを超える20kmまでごとに94,000円を加えた額 |
|      | 460kmを超えるもの            | 460kmを超える20kmまでごとに78,700円を加えた額  | 460kmを超える20kmまでごとに59,100円を加えた額 |

(ヌ) 81Mb/s から 90Mb/s まで

接続専用回線1回線ごとに

| 距離区分 |                        | 料 金 額 (月額)                      |                                |
|------|------------------------|---------------------------------|--------------------------------|
|      |                        | (税抜額)                           |                                |
|      |                        | 通常クラス                           | エコノミークラス                       |
| 回線距離 | 120kmまでのもの             | 4,000,000円                      | 3,031,300円                     |
|      | 120kmを超え<br>460kmまでのもの | 120kmを超える20kmまでごとに133,000円を加えた額 | 120kmを超える20kmまでごとに94,500円を加えた額 |
|      | 460kmを超えるもの            | 460kmを超える20kmまでごとに82,000円を加えた額  | 460kmを超える20kmまでごとに61,600円を加えた額 |

(ネ) 91Mb/s から 100Mb/s まで

接続専用回線1回線ごとに

| 距離区分 |                        | 料 金 額 (月額)                      |                                |
|------|------------------------|---------------------------------|--------------------------------|
|      |                        | (税抜額)                           |                                |
|      |                        | 通常クラス                           | エコノミークラス                       |
| 回線距離 | 120kmまでのもの             | 4,091,400円                      | 3,052,000円                     |
|      | 120kmを超え<br>460kmまでのもの | 120kmを超える20kmまでごとに134,000円を加えた額 | 120kmを超える20kmまでごとに94,500円を加えた額 |
|      | 460kmを超えるもの            | 460kmを超える20kmまでごとに85,300円を加えた額  | 460kmを超える20kmまでごとに64,100円を加えた額 |

(ノ) 101Mb/s から 110Mb/s まで

接続専用回線1回線ごとに

| 距離区分 |                        | 料 金 額 (月額)                      |                                |
|------|------------------------|---------------------------------|--------------------------------|
|      |                        | (税抜額)                           |                                |
|      |                        | 通常クラス                           | エコノミークラス                       |
| 回線距離 | 120kmまでのもの             | 4,472,000円                      | 3,354,300円                     |
|      | 120kmを超え<br>460kmまでのもの | 120kmを超える20kmまでごとに137,000円を加えた額 | 120kmを超える20kmまでごとに98,100円を加えた額 |
|      | 460kmを超えるもの            | 460kmを超える20kmまでごとに88,500円を加えた額  | 460kmを超える20kmまでごとに66,600円を加えた額 |

(ハ) 111Mb/s から 120Mb/s まで

接続専用回線1回線ごとに

| 距離区分 |                        | 料 金 額 (月額)                      |                                 |
|------|------------------------|---------------------------------|---------------------------------|
|      |                        | (税抜額)                           |                                 |
|      |                        | 通常クラス                           | エコノミークラス                        |
| 回線距離 | 120kmまでのもの             | 4,833,000円                      | 3,625,200円                      |
|      | 120kmを超え<br>460kmまでのもの | 120kmを超える20kmまでごとに140,000円を加えた額 | 120kmを超える20kmまでごとに101,700円を加えた額 |
|      | 460kmを超えるもの            | 460kmを超える20kmまでごとに91,800円を加えた額  | 460kmを超える20kmまでごとに69,100円を加えた額  |

(ヒ) 121Mb/s から 130Mb/s まで

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分 |                          | 料 金 額 (月額)                           |                                      |
|------|--------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
|      |                          | (税抜額)                                |                                      |
|      |                          | 通常クラス                                | エコノミークラス                             |
| 回線距離 | 120km までのもの              | 5,175,000 円                          | 3,881,700 円                          |
|      | 120km を超え<br>460km までのもの | 120km を超える 20km までごとに 145,000 円を加えた額 | 120km を超える 20km までごとに 105,300 円を加えた額 |
|      | 460km を超えるもの             | 460km を超える 20km までごとに 95,100 円を加えた額  | 460km を超える 20km までごとに 71,500 円を加えた額  |

(フ) 131Mb/s から 135Mb/s まで

接続専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分 |                          | 料 金 額 (月額)                           |                                      |
|------|--------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
|      |                          | (税抜額)                                |                                      |
|      |                          | 通常クラス                                | エコノミークラス                             |
| 回線距離 | 120km までのもの              | 5,500,000 円                          | 4,124,700 円                          |
|      | 120km を超え<br>460km までのもの | 120km を超える 20km までごとに 150,000 円を加えた額 | 120km を超える 20km までごとに 108,000 円を加えた額 |
|      | 460km を超えるもの             | 460km を超える 20km までごとに 98,500 円を加えた額  | 460km を超える 20km までごとに 74,100 円を加えた額  |

## (2) 加算額

| 料金種別   | 単 位  | 区 分  | 料金額 (月額)<br>(税抜額)             |
|--|--|--|-------------------------------|
| (1) 線路設置<br>専用料                              | 専用回線の<br>各終端につき<br>100m までごとに  | —  | 1,000 円                       |
| (2) 異経路の<br>線路専用料                            | —  | —  | 別に算定する実費                      |
| (3) 回線内速<br>度設定専用<br>料                       | 専用回線<br>1 回線ごとに  | —  | 1,000 円                       |
| (4) 特別電気<br>通信設備専<br>用料                      | —  | —  | 別に算定する実費                      |
| (5) 回線終端<br>装置専用料                            | 1 台ごとに   | 端末側インタフェースがメトリック<br>ケーブルのもの  | 11,000 円                      |
|  |  | 端末側インタフェースが同軸ケ<br>ーブルのもの   | 20,000 円                      |
|  |  | 端末側インタフェース<br>が光ケーブルのも<br>の  | I 型 33,000 円<br>II 型 29,000 円 |
|  | 備 考  | 端末側インタフェースが光ケーブルのもの I 型及び II 型<br>は、それぞれ TTC 標準 JT-G957 準拠及び ATM-Forum 準拠のも<br>のをいいます。 |                               |
| (6) 回線接続<br>装置専用料                            | 1 台ごとに   | 端末側インタフェース<br>が光ケーブルのも<br>の  | I 型 42,000 円                  |
|  |  |  | II 型 38,000 円                 |
| 備 考  | 1 2 芯式の端末回線の終端に限り提供します。<br>2 I 型及び II 型は、それぞれ TTC 標準 JT-G957 準拠及び<br>ATM-Forum 準拠のものをいいます。 |  |                               |
| (7) 配線設備<br>専用料                              | 1 配線ごとに  | —  | 2,000 円                       |
|  | 備 考  | 2 芯式の端末回線に限り提供します。   |                               |
| 備 考<br>別に算定する実費の算定方法については、料金表通則に定めるところによります。 |  |  |                               |

#### 第4 高速イーサネット専用サービスに関する料金

##### 1 適用

| 区 分                              | 内 容  |     |     |           |                     |           |                     |           |                     |            |                      |          |                       |           |                     |
|----------------------------------|--|-----|-----|-----------|---------------------|-----------|---------------------|-----------|---------------------|------------|----------------------|----------|-----------------------|-----------|---------------------|
| (1) 品目に係る料金の適用                   | <p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10Mb/sのもの</td> <td>10Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>30Mb/sのもの</td> <td>30Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>50Mb/sのもの</td> <td>50Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>100Mb/sのもの</td> <td>100Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1Gb/sのもの</td> <td>1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>10Gb/sのもの</td> <td>10Gbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備 考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 専用契約者が指定することのできる専用回線の終端の場所は、当社が別に定める専用取扱局の収容区域内に限ります。</li> <li>2 当社は、専用回線の終端の場所に当社の回線終端装置を設置します。</li> <li>3 高速イーサネット専用サービスは、接続専用回線としては提供しません。</li> </ol> | 品 目 | 内 容 | 10Mb/sのもの | 10Mbit/sの符号伝送が可能なもの | 30Mb/sのもの | 30Mbit/sの符号伝送が可能なもの | 50Mb/sのもの | 50Mbit/sの符号伝送が可能なもの | 100Mb/sのもの | 100Mbit/sの符号伝送が可能なもの | 1Gb/sのもの | 1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの | 10Gb/sのもの | 10Gbit/sの符号伝送が可能なもの |
| 品 目                              | 内 容  |     |     |           |                     |           |                     |           |                     |            |                      |          |                       |           |                     |
| 10Mb/sのもの                        | 10Mbit/sの符号伝送が可能なもの  |     |     |           |                     |           |                     |           |                     |            |                      |          |                       |           |                     |
| 30Mb/sのもの                        | 30Mbit/sの符号伝送が可能なもの  |     |     |           |                     |           |                     |           |                     |            |                      |          |                       |           |                     |
| 50Mb/sのもの                        | 50Mbit/sの符号伝送が可能なもの  |     |     |           |                     |           |                     |           |                     |            |                      |          |                       |           |                     |
| 100Mb/sのもの                       | 100Mbit/sの符号伝送が可能なもの   |     |     |           |                     |           |                     |           |                     |            |                      |          |                       |           |                     |
| 1Gb/sのもの                         | 1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの  |     |     |           |                     |           |                     |           |                     |            |                      |          |                       |           |                     |
| 10Gb/sのもの                        | 10Gbit/sの符号伝送が可能なもの  |     |     |           |                     |           |                     |           |                     |            |                      |          |                       |           |                     |
| (2) 回線距離の測定                      | 回線距離は、高速デジタル伝送サービスの高速品目の場合に準じて測定します。   |     |     |           |                     |           |                     |           |                     |            |                      |          |                       |           |                     |
| (3) 最低利用期間内に専用契約の解除等があった場合の料金の適用 | <p>ア 高速イーサネット専用サービスについては、異経路によるものを除いて最低利用期間があります。</p> <p>イ 専用契約者は、最低利用期間内に契約の解除があった場合は、約款第73条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（基本回線専用料、加算額等とします。以下この欄において同じとします。）に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 専用契約者は、最低利用期間内に、専用サービスの品目の変更又は専用回線の移転があった場合は、変更又は移転前の料金の額から、変更又は移転後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を一括して支払っていただきます。</p> <p>エ ウの場合に、品目の変更と同時にその専用回線の設置場所において、専用回線の新設又は専用回線の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の専用回線の料金を合算して行います。</p>  |     |     |           |                     |           |                     |           |                     |            |                      |          |                       |           |                     |

(4) 長期継続利用に係る料金の適用

ア 当社は、専用契約者から、その専用契約に係る専用回線について、次表に定める期間の継続利用（以下「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間における料金については、2の(1)の額（この表の(2)欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。以下この欄において同じとします。）から次表に規定する額を減額して適用します。

この場合、長期継続利用には次表の2種類があり、あらかじめいずれか一つを選択していただきます。

| 種 類      | 継続して利用する期間 | 料金の減額<br>(月額)               |
|----------|------------|-----------------------------|
| (ア) 3年利用 | 3年間        | 2の(1)の額に<br>0.07を乗じて<br>得た額 |
| (イ) 6年利用 | 6年間        | 2の(1)の額に<br>0.11を乗じて<br>得た額 |

イ 長期継続利用に係る料金については、長期継続利用の申出を当社が承諾した日（専用契約の申込みと同時に長期継続利用の申出があった場合は、その専用回線の提供を開始した日）から適用します。

ウ 長期継続利用に係る料金の適用の対象となる期間（以下「長期継続利用期間」といいます。）には、専用回線の利用の一時中断及び利用停止があった期間を含むものとします。

エ 当社は、長期継続利用に係る専用回線について、その専用契約の解除があった場合には、長期継続利用を廃止します。

オ 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続期間満了後も長期継続利用を継続しようとするときは、長期継続利用期間の満了日の10日前までに、新たに長期継続利用の種類を選択して、当社に申し出ていただきます。

カ 長期継続利用期間の中途における長期継続利用の種類の変更については、変更後の種類の長期継続利用期間が変更前の種類の長期継続利用期間よりも長くなる場合に限り行うことができます。

キ 前項カの規定により長期継続利用の種類を変更したときは、変更後の種類の長期継続利用の料金については、その種類の変更を当社が承諾した日から適用します。この場合、変更後の種類の長期継続利用期間の満了日については、変更前の種類の長期継続利用の適用を開始した日から起算して算出します。

ク 長期継続利用に係る専用契約者は、長期継続利用期間の満了前に専用サービスの品目の変更もしくは専用回線の移転によりその専用契約に係る料金が減少した場合または長期継続利用の廃止があった場合には、それぞれ次に掲げる額を当社が別に定める方法により一括して支払っていただきます。

ただし、次に掲げる支払いを要する額と既支払額との総額が通常契約の総支払額を下回る場合は、通常契約の総支払額と長期継続利用契約による既支払額との差額を、支払いを要する額とします。

| 区 分                    | 支払いを要する額  |
|------------------------|---|
| (ア) 品目の変更等により料金が減少した場合 | 残余の期間に対応する長期継続利用適用後の料金の差額（減少前の長期継続利用適用後の料金から減少後の長期継続利用適用後の料金を控除して得た額をいいます。）に0.35を乗じて得た額 |
| (イ) 長期継続利用の廃止があった場合    | 残余の期間に対応する廃止前の長期継続利用適用後の料金に0.35を乗じて得た額  |

(5) 回線終端装置に係る料金の適用

当社の回線終端装置を設置した場合、回線終端装置に係る加算額を適用します。

(6) 収容区域及び加入区域の設定その他の場合における料金の適用

収容区域及び加入区域の設定、専用回線の終端が加入区域外にある場合、異経路による場合、復旧等に伴い専用回線の経路を変更した場合及び特別な電気通信設備を提供した場合の料金の適用については、アナログ伝送サービス等の場合に準ずるものとします。

(7) サービス品質（故障回復時間）に係る料金の適用

ア 当社は、高速イーサネット専用サービスに係る専用回線の専用契約者の責めによらない事由により、その専用回線等を全く利用できない状態（その専用回線等によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。）以下この欄において同じとします。）が生じた場合において、そのことを当社が知った時刻（第 83 条（専用契約者の切分責任）の規定によりその専用契約者が当社に修理の請求をした時刻（その時刻以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とします。）とします。）から起算して 1 時間以上その状態が連続した時は、その専用契約に係る料金（その専用回線等の一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。以下「故障回復時間返還料金額」といいます。）を返還します。

ただし、次の場合には、この限りではありません。

この場合の料金の取扱いについては、当社は第 73 条（料金の支払義務）第 2 項第 2 号及び第 3 項第 2 号の規定を適用します。

- ・第 68 条（利用中止）第 1 項の規定により専用回線の利用を中止する場合であって、当社があらかじめその専用契約者に通知したとき。

イ アの規定する故障回復時間返還料金額は、その専用回線等を全く利用できない状態が連続した時点における 2（料金額）に規定する料金（この表の（1）欄から（6）欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。）の合計額（以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。）に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

| アに規定する状態が連続した時間 | 料金返還率   |
|-----------------|---------|
| 1 時間以上 2 時間未満   | 1 0 %   |
| 2 時間以上 4 時間未満   | 2 0 %   |
| 4 時間以上 6 時間未満   | 3 0 %   |
| 6 時間以上 8 時間未満   | 4 0 %   |
| 8 時間以上 7 2 時間未満 | 5 0 %   |
| 7 2 時間以上        | 1 0 0 % |

ウ 当社は、イの規定により算出した故障回復時間返還料金額の返還にあたっては、次の（ア）又は（イ）の規定により算出した料金額（以下「故障回復時間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。

|                                     |  |
|-------------------------------------|--|
|                                     | <p>(ア) (イ) 以外の場合</p> <p>その暦月におけるその専用契約に係る 2 (料金額) に規定する料金 (故障回復時間返還基準額に係るもの (その暦月において料金表通則の 3 の各号に規定する場合は生じたときは、料金表通則の 3 及び 4 の規定に基づき算出した額とします。)) の額 (第 73 条第 2 項第 2 号及び第 3 項第 2 号の規定により支払いを要しないこととなる料金額又は料金表通則の 6 の規定により減額となる料金額をそれぞれ減じた額とします。)</p> <p>(イ) その暦月が専用回線の提供を開始した暦月であって、その専用回線の提供を開始した日とその暦月の初日以外の日の場合</p> <p>その暦月及び翌暦月について、それぞれ (ア) の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額</p> <p>エ アの場合において、その専用回線等を全く利用できない状態が連続した場合が 1 の暦月 (ウの (イ) の規定に該当する場合は、その規定にかかわる 2 の暦月とします。以下この欄において同じとします。) において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。</p> <p>ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。</p> <p>オ この欄の規定による料金の返還とこの表の (8) 欄の規定による料金の返還を 1 の暦月に同時に行う場合の故障回復時間返還料金額の取扱いについては、(8) 欄の規定に定めるところによります。</p> |
| <p>(8) サービス品質 (開通遅延期間) に係る料金の適用</p> | <p>ア 当社は、第 13 条 (専用申込の承諾) の規定により高速イーサネット専用サービスに係る専用契約の申込の承諾をした場合において、当社とその専用契約者がその専用回線の提供の開始を合意した日 (以下この欄において「開通予定日」といいます。) に、その専用契約者の責めによらない事由によりその専用回線の提供を開始できなかった場合は、開通予定日からその専用回線の提供を開始した日までの日数 (開通予定日から起算してその翌日を 1 日とした日数とします。以下この欄において「開通遅延日数」といいます。) に応じて、その専用契約に係る料金 (以下この欄において「開通遅延期間返還料金額」といいます。) を返還します。</p> <p>イ アに規定する開通遅延期間返還料金額は、その専用回線の提供を開始した日における 2 (料金額) に規定する料金 (この表の (1) 欄から (6) 欄までの適用による場合は、適用した後の額とします。) の合計額 (以下この欄において「開通遅延期間返還基準額」といいます。) に次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。</p>   |



| 開通遅延日数     | 料金返還率  |
|------------|--|
| 1日         | 10%  |
| 2日以下15日未満  | 開通遅延日数が1日となる場合に適用される料金返還率に、1日を超える1日ごとに1%を加算した率   |
| 15日        | 25%  |
| 16日以上28日未満 | 開通遅延日数が15日となる場合に適用される料金返還率に、15日を超える1日ごとに2%を加算した率 |
| 28日以上      | 50%  |

ウ 当社は、イの規定により算出した開通遅延期間返還料金額の返還にあたっては、次の（ア）又は（イ）の規定により算出した料金額（以下「開通遅延期間返還上限額」といいます。）を上限として返還します。

（ア） （イ） 以外の場合

その専用回線の提供を開始した日を含む暦月に係る2（料金額）に規定する料金（開通遅延期間返還基準額に係るもの（料金表通則の3の各号に規定する場合は生じたときは、料金表通則の3及び4の規定に基づき算出した額とします。））の額（第73条第2項第2号及び第3項第2号の規定により支払いをようしないこととなる料金額又は料金表通則の6の規定により減額となる料金額をそれぞれ減じた額とします。）

（イ） その暦月が専用回線の提供を開始した暦月であって、その専用回線の提供を開始した日とその暦月の初日以外の日の場合

その暦月及び翌暦月について、それぞれ（ア）の規定に準じた方法で算出した料金額の合計額

エ この欄の規定による料金の返還とこの表の(11)欄の規定による料金の返還が1の暦月に同時に行う場合は、当社は故障回復時間返還料金額及び開通遅延期間返還料金額の合計額を返還します。

ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。

2 料金額

(1) 基本回線専用料

ア 10Mb/s 又は 30Mb/s のもの

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |              | 料 金 額 (月額) |             |
|------------------|--------------|------------|-------------|
|                  |              | (税抜額)      |             |
|                  |              | 10Mb/s のもの | 100Mb/s のもの |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの   | 305,000 円  | 465,000 円   |
|                  | 30 "         | 603,000 円  | 650,000 円   |
|                  | 40 "         | 677,000 円  | 879,000 円   |
|                  | 50 "         | 716,000 円  | 1,108,000 円 |
|                  | 60 "         | 749,000 円  | 1,336,000 円 |
|                  | 70 "         | 779,000 円  | 1,565,000 円 |
|                  | 80 "         | 807,000 円  | 1,794,000 円 |
|                  | 90 "         | 834,000 円  | 2,023,000 円 |
|                  | 100 "        | 859,000 円  | 2,251,000 円 |
|                  | 110 "        | 882,000 円  | 2,480,000 円 |
|                  | 120 "        | 904,000 円  | 2,709,000 円 |
|                  | 130 "        | 925,000 円  | 2,938,000 円 |
|                  | 130km を超えるもの | 946,000 円  | 3,166,000 円 |

ウ 1Gb/s のもの

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |              | 料 金 額 (月額)   |
|------------------|--------------|--------------|
|                  |              | (税抜額)        |
|                  |              | 1Gb/s のもの    |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの   | 1,720,000 円  |
|                  | 30 "         | 2,430,000 円  |
|                  | 40 "         | 3,140,000 円  |
|                  | 50 "         | 3,850,000 円  |
|                  | 60 "         | 5,270,000 円  |
|                  | 70 "         | 6,087,000 円  |
|                  | 80 "         | 6,903,000 円  |
|                  | 90 "         | 7,720,000 円  |
|                  | 100 "        | 8,537,000 円  |
|                  | 110 "        | 9,353,000 円  |
|                  | 120 "        | 10,170,000 円 |
|                  | 130 "        | 10,987,000 円 |
|                  | 130km を超えるもの | 11,803,000 円 |

エ 10Gb/s のもの

専用回線 1 回線ごとに

| 距離区分             |                      | 料 金 額 (月額)   |              |
|------------------|----------------------|--------------|--------------|
|                  |                      | (税抜額)        |              |
|                  |                      | 10Gb/s のもの   |              |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15km までのもの           | 2,750,000 円  |              |
|                  | 30        "        " | 4,018,000 円  |              |
|                  | 40        "        " | 5,286,000 円  |              |
|                  | 50        "        " | 6,554,000 円  |              |
|                  | 60        "        " | 7,822,000 円  |              |
|                  | 70        "        " | 9,090,000 円  |              |
|                  | 80        "        " | 10,358,000 円 |              |
|                  | 90        "        " | 11,626,000 円 |              |
|                  | 100       "        " | 12,894,000 円 |              |
|                  | 110       "        " | 14,162,000 円 |              |
|                  | 120       "        " | 15,430,000 円 |              |
|                  | 130       "        " | 16,698,000 円 |              |
|                  | 130km を超えるもの         |              | 17,964,000 円 |

(2) 加算額

| 料金種別   | 単 位                     | 区 分            | 料 金 額 (月額)<br>(税抜額) |
|--|-------------------------|----------------|---------------------|
| ア 線路設置専用料                                    | 専用回線の各終端につき線路100m までごとに | —              | 1,000 円             |
| イ 異経路の線路専用料                                  | —                       | —              | 別に算定する実費            |
| ウ 特別電気通信設備専用料                                | —                       | —              | 別に算定する実費            |
| エ 回線終端装置専用料                                  | 1 台ごとに                  | 10Mb/s 100Mb/s | 5,000 円             |
|  |                         | 1Gb/s          | 40,000 円            |
|  |                         | 10Gb/s         | 80,000 円            |
| 備 考<br>別に算定する実費の算定方法については、料金表通則に定めるところによります。 |                         |                |                     |

## 第5 DSL接続サービスに関する料金

### 1 適用

| 区 分                  | 内 容  |                          |     |  |                          |                          |       |          |            |         |            |            |       |          |          |        |           |          |        |           |          |
|----------------------|--|--------------------------|-----|--|--------------------------|--------------------------|-------|----------|------------|---------|------------|------------|-------|----------|----------|--------|-----------|----------|--------|-----------|----------|
| (1) 基本料の適用           | 当社は1の専用回線群ごとに接続基本料を適用します。  |                          |     |  |                          |                          |       |          |            |         |            |            |       |          |          |        |           |          |        |           |          |
| (2) 専用回線の品目に係る加算料の適用 | <p>ア 当社は加算料を適用するにあたって、次表のとおり専用回線の品目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">品 目</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> <tr> <th>DSL接続サービス取扱局から利用回線への伝送方向</th> <th>利用回線からDSL接続サービス取扱局への伝送方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1Mb/s</td> <td>最大 1Mb/s</td> <td>最大 512kb/s</td> </tr> <tr> <td>1.5Mb/s</td> <td>最大 1.5Mb/s</td> <td>最大 512kb/s</td> </tr> <tr> <td>8Mb/s</td> <td>最大 8Mb/s</td> <td>最大 1Mb/s</td> </tr> <tr> <td>12Mb/s</td> <td>最大 12Mb/s</td> <td>最大 1Mb/s</td> </tr> <tr> <td>24Mb/s</td> <td>最大 24Mb/s</td> <td>最大 1Mb/s</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考<br/>当社は、1の専用回線ごとに品目を定めます。</p> <p>イ 当社は、合計専用回線数（暦月の初日におけるそのDSL接続サービス契約に係る専用回線の数の合計をいいます。以下同じとします。）の区分により、2（料金額）の(1)の②（加算料）に定める額を適用します。</p> <p>ウ イの場合において、当社は1の専用契約者ごとに、品目に関係なくすべての専用回線により合計専用回線数の計算を行います。</p> | 品 目                      | 内 容 |  | DSL接続サービス取扱局から利用回線への伝送方向 | 利用回線からDSL接続サービス取扱局への伝送方向 | 1Mb/s | 最大 1Mb/s | 最大 512kb/s | 1.5Mb/s | 最大 1.5Mb/s | 最大 512kb/s | 8Mb/s | 最大 8Mb/s | 最大 1Mb/s | 12Mb/s | 最大 12Mb/s | 最大 1Mb/s | 24Mb/s | 最大 24Mb/s | 最大 1Mb/s |
| 品 目                  | 内 容  |                          |     |  |                          |                          |       |          |            |         |            |            |       |          |          |        |           |          |        |           |          |
|                      | DSL接続サービス取扱局から利用回線への伝送方向   | 利用回線からDSL接続サービス取扱局への伝送方向 |     |  |                          |                          |       |          |            |         |            |            |       |          |          |        |           |          |        |           |          |
| 1Mb/s                | 最大 1Mb/s   | 最大 512kb/s               |     |  |                          |                          |       |          |            |         |            |            |       |          |          |        |           |          |        |           |          |
| 1.5Mb/s              | 最大 1.5Mb/s   | 最大 512kb/s               |     |  |                          |                          |       |          |            |         |            |            |       |          |          |        |           |          |        |           |          |
| 8Mb/s                | 最大 8Mb/s   | 最大 1Mb/s                 |     |  |                          |                          |       |          |            |         |            |            |       |          |          |        |           |          |        |           |          |
| 12Mb/s               | 最大 12Mb/s  | 最大 1Mb/s                 |     |  |                          |                          |       |          |            |         |            |            |       |          |          |        |           |          |        |           |          |
| 24Mb/s               | 最大 24Mb/s  | 最大 1Mb/s                 |     |  |                          |                          |       |          |            |         |            |            |       |          |          |        |           |          |        |           |          |
| (3) 加算額の適用           | 当社は、変復調装置又は帯域分離装置について、合計変復調装置数（暦月の初日におけるそのDSL接続サービス契約に係る変復調装置の数の合計をいいます。以下同じとします。）及び合計帯域分離装置数（暦月の初日におけるそのDSL接続サービス契約に係る帯域分離装置の数の合計をいいます。以下同じとします。）により、2（料金額）の(2)に定める加算額を適用します。   |                          |     |  |                          |                          |       |          |            |         |            |            |       |          |          |        |           |          |        |           |          |
| (4) 付加機能に関する料金の適用    | 当社が提供する付加機能を利用した場合、その機能に係る付加機能使用料を適用します。   |                          |     |  |                          |                          |       |          |            |         |            |            |       |          |          |        |           |          |        |           |          |
| (5) 利用回線に係る料金額設定     | DSL接続サービスに係る利用回線の料金、工事に関する費用及び手続きに関する費用については、当社の提供区間と西日本電信電話株式会社の電気通信サービスの提供区間とを合わせて当社が設定します。<br>ただし、西日本電信電話株式会社の契約約款に規定するところによりその西日本電信電話株式会社が定める工事に関する費用については、この限りではありません。  |                          |     |  |                          |                          |       |          |            |         |            |            |       |          |          |        |           |          |        |           |          |
| (6) 最低利用期間に係る料金の適用   | DSL接続サービス契約者は、最低利用期間内にDSL接続サービス契約の解除があった場合は、残余の期間に対応する料金（2（料金額）の(1)の①（基本料）に規定する「接続基本料」の額とします。）に相当する額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。  |                          |     |  |                          |                          |       |          |            |         |            |            |       |          |          |        |           |          |        |           |          |

2 料金額

(1) 基本額

- ① 基本回線専用料（基本料）  
 接続基本料

| 単 位        | 料 金 額 (月額)<br>(税抜額) |
|------------|---------------------|
| 1の専用回線群ごとに | 20,000円             |

② 基本回線専用料（加算料）

ア イ以外の場合

| 合計専用回線数の区分   | 品 目     | 単 位               | 料 金 額 (月額)<br>(税抜額)               |                                    |
|--|---------|-------------------|-----------------------------------|------------------------------------|
|  |         |                   | その専用回線に係る利用回線が利用回線型サービスに係るものであるとき | その専用回線に係る利用回線が契約者回線型サービスに係るものであるとき |
| 1回線以上<br>1000回線未満  | 1Mb/s   | 1の<br>専用回線<br>ごとに | 1,369円                            | 2,634円                             |
| 1000回線以上<br>2000回線未満   |         |                   | 1,069円                            | 2,334円                             |
| 2000回線以上   |         |                   | 839円                              | 2,104円                             |
| 1回線以上<br>1000回線未満  | 1.5Mb/s |                   | 2,302円                            | 3,492円                             |
| 1000回線以上<br>2000回線未満   |         |                   | 2,069円                            | 3,334円                             |
| 2000回線以上   |         |                   | 1,639円                            | 2,904円                             |
| 1回線以上<br>1000回線未満  | 8Mb/s   |                   | 2,502円                            | 3,492円                             |
| 1000回線以上<br>2000回線未満   |         |                   | 2,269円                            | 3,334円                             |
| 2000回線以上   |         |                   | 1,639円                            | 2,904円                             |
| 1回線以上<br>1000回線未満  | 12Mb/s  |                   | 2,702円                            | 3,967円                             |
| 1000回線以上<br>2000回線未満   |         |                   | 2,469円                            | 3,734円                             |
| 2000回線以上   |         |                   | 1,839円                            | 3,104円                             |
| 1回線以上<br>1000回線未満  | 24Mb/s  | 2,702円            | 3,967円                            |                                    |
| 1000回線以上<br>2000回線未満   |         | 2,469円            | 3,734円                            |                                    |
| 2000回線以上   |         | 1,839円            | 3,104円                            |                                    |
| 備 考  |         |                   |                                   |                                    |
| 「利用回線型サービス」とは、西日本電信電話株式会社の契約約款に規定する「利用回線型サービス」を、「契約者回線型サービス」とは、同契約約款に規定する「契約者回線型サービス」をいいます。以下同じとします。 |         |                   |                                   |                                    |

イ 一時中断期間中の場合

| 単 位                          | 料 金 額 (月額)                                |  |
|------------------------------|---|--|
|                              | (税抜額)                                     |  |
|                              | その専用回線に係る利用回線<br>が利用回線型サービスに係る<br>ものであるとき | その専用回線に係る利用回線<br>が契約者回線型サービスに係<br>るものであるとき |
| 1の専用回線ごとに                    | 300円                                      | 2,100円                                     |
| 備 考<br>専用回線の品目にかかわらず、同額とします。 |   |  |

(2) 加算額

| 料 金 種 別   |                   | 単 位       | 料金額 (月額)               |      |
|---|-------------------|-----------|------------------------|------|
|   |                   |           | (税抜額)                  |      |
| 機器利用料   | 変復調装置<br>(ルータタイプ) | 1台<br>ごとに | I P電話サービス対応<br>機能なしのもの | 450円 |
|   |                   |           | I P電話サービス対応<br>機能付きのもの | 650円 |
|   | 変復調装置(U S Bタイプ)   |           | 400円                   |      |
|   | 帯域分離多重装置(スプリッタ)   |           | 50円                    |      |
|   | 無線L A Nカード        |           | 400円                   |      |
| 備 考   |                   |           |                        |      |
| 1 8Mb/s、12Mb/s 及び 24Mb/s の品目にあつては、変復調装置はルータタイプに限り提供します。             |                   |           |                        |      |
| 2 I P電話サービスとは、当社が別に定める電気通信事業者が提供するI P電話サービスをいいます。                   |                   |           |                        |      |
| 3 I P電話サービス対応機能付きの変復調装置(ルータタイプ)の機器利用料については、帯域分離多重装置(スプリッタ)の料金を含みます。 |                   |           |                        |      |

(3) 付加機能使用料

| 料 金 種 別                                  | 単 位    | 料金額 (月額) |
|--|--------|----------|
|  |        | (税抜額)    |
| 固定I Pアドレス                                | 1設定ごとに | 500円     |
| 備 考                                      |        |          |
| I Pアドレスとは、インターネットプロトコルで定められているアドレスをいいます。 |        |          |

第6 その他の専用サービス  
映像伝送サービスに関する料金

1 適用

| 区 分                    | 内 容   |     |     |                     |  |         |   |     |     |           |                               |             |               |
|------------------------|---|-----|-----|---------------------|--|---------|---|-----|-----|-----------|-------------------------------|-------------|---------------|
| (1) 品目に係る料金の適用         | <p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品 目</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一般映像伝送サービス<br/>AVライン</td> <td>専らテレビジョンの白黒又はカラーの映像及びその映像に付随する音響を伝送するため、映像にあつては通常 60Hz から 4 MHz まで、映像に付随する音響にあつては通常 50Hz から 15kHz (2チャンネル) までの周波数帯域を伝送することが可能な専用サービス</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">Vライン</td> <td>専らテレビジョンの白黒又はカラーの映像及びその映像に付随する制御信号を伝送するため、映像にあつては通常 60Hz から 4 MHz まで、制御信号にあつては通常 0.3kHz から 3.4kHz までの周波数帯域を伝送することが可能な専用サービス</td> </tr> </tbody> </table> <p>備 考<br/>映像伝送サービスは、内容欄の用途のみに利用することができるものとします。(有線テレビジョン放送の用途に利用される場合を除きます。)</p>   | 品 目 | 内 容 | 一般映像伝送サービス<br>AVライン | 専らテレビジョンの白黒又はカラーの映像及びその映像に付随する音響を伝送するため、映像にあつては通常 60Hz から 4 MHz まで、映像に付随する音響にあつては通常 50Hz から 15kHz (2チャンネル) までの周波数帯域を伝送することが可能な専用サービス | Vライン    | 専らテレビジョンの白黒又はカラーの映像及びその映像に付随する制御信号を伝送するため、映像にあつては通常 60Hz から 4 MHz まで、制御信号にあつては通常 0.3kHz から 3.4kHz までの周波数帯域を伝送することが可能な専用サービス |     |     |           |                               |             |               |
| 品 目                    | 内 容   |     |     |                     |  |         |   |     |     |           |                               |             |               |
| 一般映像伝送サービス<br>AVライン    | 専らテレビジョンの白黒又はカラーの映像及びその映像に付随する音響を伝送するため、映像にあつては通常 60Hz から 4 MHz まで、映像に付随する音響にあつては通常 50Hz から 15kHz (2チャンネル) までの周波数帯域を伝送することが可能な専用サービス  |     |     |                     |  |         |   |     |     |           |                               |             |               |
| Vライン                   | 専らテレビジョンの白黒又はカラーの映像及びその映像に付随する制御信号を伝送するため、映像にあつては通常 60Hz から 4 MHz まで、制御信号にあつては通常 0.3kHz から 3.4kHz までの周波数帯域を伝送することが可能な専用サービス   |     |     |                     |  |         |   |     |     |           |                               |             |               |
| (2) 通信の態様による細目に係る料金の適用 | <p>当社は、料金額を適用するにあたって、次表のとおり通信の態様による細目を定めます。</p> <p>ア 通信の方向による区別</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>片方向サービス</td> <td>あらかじめ定められた一方向のみに伝送することが可能なもの</td> </tr> <tr> <td>双方向サービス</td> <td>片方向サービス以外のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備 考<br/>映像伝送サービスは、終日利用の専用サービス（片方向又は双方向サービス）として提供します。<br/>ただし、一般映像伝送サービスのVラインのものについては、片方向サービスとして提供します。</p> <p>イ 利用する回線による区別</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 別</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中継回線によるもの</td> <td>中継回線及びその中継回線に接続される端末回線を利用するもの</td> </tr> <tr> <td>端末回線のみによるもの</td> <td>端末回線のみを利用するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備 考<br/>一般映像伝送サービスのVラインのものは、端末回線のみによるものに限り提供します。</p> | 区 別 | 内 容 | 片方向サービス             | あらかじめ定められた一方向のみに伝送することが可能なもの   | 双方向サービス | 片方向サービス以外のもの  | 区 別 | 内 容 | 中継回線によるもの | 中継回線及びその中継回線に接続される端末回線を利用するもの | 端末回線のみによるもの | 端末回線のみを利用するもの |
| 区 別                    | 内 容   |     |     |                     |  |         |   |     |     |           |                               |             |               |
| 片方向サービス                | あらかじめ定められた一方向のみに伝送することが可能なもの  |     |     |                     |  |         |   |     |     |           |                               |             |               |
| 双方向サービス                | 片方向サービス以外のもの  |     |     |                     |  |         |   |     |     |           |                               |             |               |
| 区 別                    | 内 容   |     |     |                     |  |         |   |     |     |           |                               |             |               |
| 中継回線によるもの              | 中継回線及びその中継回線に接続される端末回線を利用するもの   |     |     |                     |  |         |   |     |     |           |                               |             |               |
| 端末回線のみによるもの            | 端末回線のみを利用するもの   |     |     |                     |  |         |   |     |     |           |                               |             |               |

|   |   |
|---|---|
| <p>(3) 回線距離の測定</p>                      | <p>回線距離は、次のとおり測定します。</p> <p>ア 中継回線の部分<br/>その中継回線の双方の終端に係る回線距離測定局相互間の直線距離により測定します。<br/>直線距離は回線距離測定局の緯度、経度に基づき算定します。</p> <p>イ 端末回線の部分<br/>その端末回線が収容される専用取扱局とその端末回線の終端との間の直線距離（それぞれの直線距離について算出した結果に 500m 未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げます。）の合計により測定します。<br/>ただし、局相互間を端末回線として利用する場合は局の緯度、経度に基づき算定し、3 以上の局を経由する場合は、各局間距離を合計します。）を上記に加えて測定します。</p> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「回線距離測定局」とは、回線距離測定のための起算点となる専用取扱局をいいます。</li> <li>2 回線距離測定局は、当社が指定する専用サービス取扱所において閲覧に供します。</li> </ol> |
| <p>(4) 最低利用期間内に専用契約の解除等があった場合の料金の適用</p> | <p>ア 映像伝送サービスには、短期専用契約に係るもの及び異経路によるものを除いて最低利用期間があります。</p> <p>イ 専用契約者は、最低利用期間内に専用契約の解除があった場合は、約款第 73 条（料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の期間に対応する料金（基本回線専用料、加算額等）に相当する額を一括して支払っていただきます。</p> <p>ウ 専用契約者は、最低利用期間内にサービスの品目の変更、片方向サービスと双方向サービスの区別の変更又は専用回線の移転があった場合は、変更又は移転前の料金の額から、変更又は移転後の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を一括して支払っていただきます。</p>   |
| <p>(5) 回線距離測定局の変更その他の場合における料金の適用</p>    | <p>回線距離測定局の変更があった場合、収容区域及び加入区域の設定、専用回線の終端が加入区域外にある場合、短期専用回線による場合、異経路による場合、復旧等に伴い専用回線の経路を変更した場合並びに当社が提供する特別電気通信設備、回線接続装置及び配線設備を利用している場合の料金の適用については、アナログ伝送サービス等に準ずるものとします。</p>  |



2 料金額

2-1 AVラインサービスに関するもの

(1) 基本回線専用料

ア 中継回線の部分 (中継回線専用料)

中継回線1回線ごとに

|      |                      | 料 金 額 (月額)  |             |
|------|----------------------|-------------|-------------|
|      |                      | (税抜額)       |             |
|      |                      | 片方向のもの      | 双方向のもの      |
| 回線距離 | 15km までのもの           | 1,330,000 円 | 1,900,000 円 |
|      | 30        "        " | 1,750,000 円 | 2,500,000 円 |
|      | 60        "        " | 2,130,000 円 | 3,050,000 円 |
|      | 120       "        " | 2,630,000 円 | 3,770,000 円 |
|      | 120km を超えるもの         | 3,100,000 円 | 4,440,000 円 |

イ 端末回線の部分 (端末回線専用料)

端末回線1回線ごとに

| 単 位        |        | 料 金 額 (月額)  |           |
|------------|--------|-------------|-----------|
|            |        | (税抜額)       |           |
|            |        | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの |
| 500m までごとに | 片方向のもの | 10,000 円    | 15,000 円  |
|            | 双方向のもの | 20,000 円    | 30,000 円  |

(2) 加算額

| 料金種別                                  | 単 位                     | 区 分    | 料 金 額 (月額)  |           |
|---------------------------------------|-------------------------|--------|-------------|-----------|
|                                       |                         |        | (税抜額)       |           |
|                                       |                         |        | 短期専用契約以外のもの | 短期専用契約のもの |
| ア 線路設置専用料                             | 専用回線の各終端につき線路100m までごとに | 片方向のもの | 500 円       | 750 円     |
|                                       |                         | 双方向のもの | 1,000 円     | 1,500 円   |
| イ 異経路の線路専用料                           | —                       | —      | 別に算定する実費    |           |
| ウ 特別電気通信設備専用料                         | —                       | —      | 別に算定する実費    |           |
| エ 回線接続装置専用料                           | 1 台ごとに                  | 片方向のもの | 18,000 円    | 27,000 円  |
|                                       |                         | 双方向のもの | 36,000 円    | 54,000 円  |
| オ 配線設備専用料                             | 1 配線ごとに                 | 片方向のもの | 1,000 円     | 1,500 円   |
|                                       |                         | 双方向のもの | 2,000 円     | 3,000 円   |
| 備 考                                   |                         |        |             |           |
| 別に算定する実費の算定方法については、料金表通則に定めるところによります。 |                         |        |             |           |

2-2 Vラインサービスに関するもの

(1) 基本回線専用料

端末回線1回線ごとに

| 単 位       | 料 金 額 (月額)<br>(税抜額) |           |
|-----------|---------------------|-----------|
|           | 短期専用契約以外のもの         | 短期専用契約のもの |
| 500mまでごとに | 10,000円             | 15,000円   |

(2) 加算額

| 料金種別   | 単 位                    | 料 金 額 (月額)<br>(税抜額) |           |
|--|------------------------|---------------------|-----------|
|  |                        | 短期専用契約以外のもの         | 短期専用契約のもの |
| ア 線路設置専用料                                    | 専用回線の各終端につき線路100mまでごとに | 1,000円              | 1,500円    |
| イ 異経路の線路専用料                                  | —                      | 別に算定する実費            |           |
| ウ 特別電気通信設備専用料                                | —                      | 別に算定する実費            |           |
| エ 回線接続装置専用料                                  | 送受信1回線ごとに              | 21,400円             | 32,100円   |
| オ 配線設備専用料                                    | 1配線ごとに                 | 1,000円              | 1,500円    |
| 備 考<br>別に算定する実費の算定方法については、料金表通則に定めるところによります。 |                        |                     |           |

第7 手続きに関する料金

| 料 金 種 別   | 単 位       | 料 金 額 (税抜額) |
|---|-----------|-------------|
| D S L 接続申込手数料   | 1 専用回線ごとに | 800円        |
| 備 考<br>D S L 接続申込手数料はD S L 接続サービスに係る利用回線の設置の申込みをし、その承諾を西日本電信電話株式会社から受けたときに支払いを要します。 |           |             |

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

① DSL接続サービスに関するもの以外のもの

1 適用

| 区 分                               | 内 容  |  |                             |     |             |  |                     |   |              |  |                     |                             |                   |                                   |             |  |              |                       |  |                       |  |
|-----------------------------------|--|--|-----------------------------|-----|-------------|--|---------------------|---|--------------|--|---------------------|-----------------------------|-------------------|-----------------------------------|-------------|--|--------------|-----------------------|--|-----------------------|--|
| (1) 工事費の適用                        | <p>ア 工事費は、工事を要することとなる専用回線等及び接続専用回線において、1の工事ごとに適用します。</p> <p>イ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、1の工事を除く他の工事の部分について1の工事につき3,500円（税込額3,675円）（接続専用回線の相互接続点に係る工事の場合及び回線接続等に係る工事の場合を除きます。）を減額します。</p>   |  |                             |     |             |  |                     |   |              |  |                     |                             |                   |                                   |             |  |              |                       |  |                       |  |
| (2) 移転、接続変更又は他社接続回線接続変更の場合の工事費の適用 | <p>移転、接続変更又は他社接続回線接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事について適用します。</p>  |  |                             |     |             |  |                     |   |              |  |                     |                             |                   |                                   |             |  |              |                       |  |                       |  |
| (3) 工事の適用区分                       | <p>工事の区分は次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 端末設備に係る工事</td> <td>端末設備の設置、区別の変更、移転、接続変更又は一時中断の再利用等の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ 専用回線の利用の一時中断に係る工事</td> <td>専用回線、分岐回線、接続専用回線（相互接続点の部分を除きます。）又は、端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ウ 回線接続等に係る工事</td> <td>専用回線、分岐回線、及び接続専用回線について、専用取扱局の主配線盤等において専用回線の接続工事を要する次の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(ア) 多重アクセスに係る回線接続工事</td> <td>1の多重アクセスについて1の専用回線ごとに適用します。</td> </tr> <tr> <td>(イ) 品目変更に係る回線接続工事</td> <td>回線接続装置等の変更及び取替を伴わない品目変更について適用します。</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 上記以外の工事</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">エ 相互接続点に係る工事</td> <td>(ア) 接続専用回線の相互接続点に係る工事</td> <td>接続専用回線の相互接続点において次の工事をする場合に適用します。<br/>(ア) 接続工事<br/>(イ) 他社接続回線接続変更<br/>(ウ) その他の変更</td> </tr> <tr> <td>(イ) 他社接続回線の相互接続点に係る工事</td> <td>他社接続回線（西日本電信電話株式会社に係るものに限りません。）の相互接続点における工事に適用します。</td> </tr> </tbody> </table> |  | 工事の区分                       | 適 用 | ア 端末設備に係る工事 | 端末設備の設置、区別の変更、移転、接続変更又は一時中断の再利用等の場合に適用します。 | イ 専用回線の利用の一時中断に係る工事 | 専用回線、分岐回線、接続専用回線（相互接続点の部分を除きます。）又は、端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。 | ウ 回線接続等に係る工事 | 専用回線、分岐回線、及び接続専用回線について、専用取扱局の主配線盤等において専用回線の接続工事を要する次の場合に適用します。 | (ア) 多重アクセスに係る回線接続工事 | 1の多重アクセスについて1の専用回線ごとに適用します。 | (イ) 品目変更に係る回線接続工事 | 回線接続装置等の変更及び取替を伴わない品目変更について適用します。 | (ウ) 上記以外の工事 |  | エ 相互接続点に係る工事 | (ア) 接続専用回線の相互接続点に係る工事 | 接続専用回線の相互接続点において次の工事をする場合に適用します。<br>(ア) 接続工事<br>(イ) 他社接続回線接続変更<br>(ウ) その他の変更 | (イ) 他社接続回線の相互接続点に係る工事 | 他社接続回線（西日本電信電話株式会社に係るものに限りません。）の相互接続点における工事に適用します。 |
|                                   | 工事の区分  | 適 用  |                             |     |             |  |                     |   |              |  |                     |                             |                   |                                   |             |  |              |                       |  |                       |  |
|                                   | ア 端末設備に係る工事  | 端末設備の設置、区別の変更、移転、接続変更又は一時中断の再利用等の場合に適用します。                                   |                             |     |             |  |                     |   |              |  |                     |                             |                   |                                   |             |  |              |                       |  |                       |  |
|                                   | イ 専用回線の利用の一時中断に係る工事  | 専用回線、分岐回線、接続専用回線（相互接続点の部分を除きます。）又は、端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。                  |                             |     |             |  |                     |   |              |  |                     |                             |                   |                                   |             |  |              |                       |  |                       |  |
|                                   | ウ 回線接続等に係る工事   | 専用回線、分岐回線、及び接続専用回線について、専用取扱局の主配線盤等において専用回線の接続工事を要する次の場合に適用します。               |                             |     |             |  |                     |   |              |  |                     |                             |                   |                                   |             |  |              |                       |  |                       |  |
|                                   |  | (ア) 多重アクセスに係る回線接続工事  | 1の多重アクセスについて1の専用回線ごとに適用します。 |     |             |  |                     |   |              |  |                     |                             |                   |                                   |             |  |              |                       |  |                       |  |
| (イ) 品目変更に係る回線接続工事                 |  | 回線接続装置等の変更及び取替を伴わない品目変更について適用します。  |                             |     |             |  |                     |   |              |  |                     |                             |                   |                                   |             |  |              |                       |  |                       |  |
| (ウ) 上記以外の工事                       |  |  |                             |     |             |  |                     |   |              |  |                     |                             |                   |                                   |             |  |              |                       |  |                       |  |
| エ 相互接続点に係る工事                      | (ア) 接続専用回線の相互接続点に係る工事  | 接続専用回線の相互接続点において次の工事をする場合に適用します。<br>(ア) 接続工事<br>(イ) 他社接続回線接続変更<br>(ウ) その他の変更 |                             |     |             |  |                     |   |              |  |                     |                             |                   |                                   |             |  |              |                       |  |                       |  |
|                                   | (イ) 他社接続回線の相互接続点に係る工事  | 他社接続回線（西日本電信電話株式会社に係るものに限りません。）の相互接続点における工事に適用します。                           |                             |     |             |  |                     |   |              |  |                     |                             |                   |                                   |             |  |              |                       |  |                       |  |

2 工事費の額

1の工事ごとに

| 工 事 の 種 類   |                    | 工 事 費 の 額<br>(税抜額) |          |
|---|--------------------|--------------------|----------|
|   |                    | メタル配線              | 光 配 線    |
| 端末設備に係る<br>工事   | 回線接続装置の取付け又は取替えの場合 | 8,000 円            |          |
|   | 配線設備に係る工事          | 4,000 円            | 12,000 円 |
|   | 回線終端装置の取付け工事を伴う場合  | 12,000 円           | 20,000 円 |
| 専用回線の利用の一時中断に係る工事   |                    | 6,300 円            |          |
| 回線接続等に係る工事  |                    | 2,100 円            |          |
| 相互接続点に係<br>る工事  | 接続専用回線の相互接続点に係る工事  | 3,000 円            |          |
|   | 他社接続回線の相互接続点に係る工事  | 2,000 円            |          |
| 備 考   |                    |                    |          |
| <p>1 上記工事に伴い、引込柱以降において建柱等特別な工事を要する場合は、実費を支払っていただきます。</p> <p>2 他社接続回線の相互接続点に係る工事については、契約者から東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下この備考2でNTT地域会社といいます。）の専用サービス契約約款及び料金表の割増工事費の適用に定める時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、NTT地域会社の業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります。この場合、当社は2（工事費の額）に定める額についてNTT地域会社の専用サービス契約約款及び料金表の割増工事費の適用の規定に準じて取り扱います。</p> |                    |                    |          |

※ 短期専用契約の場合の工事費は、前表2の工事費の額と同額とします。

② DSL接続サービスに関するもの

1 適用

| 区 分                                    | 内 容   |       |     |                 |                    |                   |   |  |  |                        |  |               |   |               |  |
|--|---|-------|-----|-----------------|--------------------|-------------------|---|--|--|------------------------|--|---------------|---|---------------|--|
| (1) 工事費の適用                             | 工事費は、工事を要することとなる専用回線等において、1の工事ごとに適用します。   |       |     |                 |                    |                   |   |  |  |                        |  |               |   |               |  |
| (2) 工事の適用区分                            | <p>工事の区分は次のとおりとします。</p> <table border="1" data-bbox="509 488 1362 1695"> <thead> <tr> <th data-bbox="509 488 820 524">工事の区分</th> <th data-bbox="820 488 1362 524">適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="509 524 820 600">ア 専用回線群の設置に係る工事</td> <td data-bbox="820 524 1362 600">専用回線群の設置の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="509 600 820 748">イ 専用回線群の設定変更に係る工事</td> <td data-bbox="820 600 1362 748">専用回線群の設定変更の場合に適用します。ただし、ウの工事に係る専用回線群の設定変更については、この限りではありません。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="509 748 820 931">ウ 専用回線の設置、変更、利用の一時中断及び利用の一時中断の再利用に係る工事</td> <td data-bbox="820 748 1362 931">専用回線の設置、品目の変更、変復調装置の種類の変更、利用の一時中断及び利用の一時中断の再利用の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="509 931 820 1039">エ 変復調装置及び帯域分離多重装置に係る工事</td> <td data-bbox="820 931 1362 1039">当社が提供する変復調装置及び帯域分離多重装置の工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="509 1039 820 1550">オ 回線調整等に関する工事</td> <td data-bbox="820 1039 1362 1550"> <p>利用回線について、西日本電信電話株式会社が回線調整（西日本電信電話株式会社の契約約款に規定する「回線調整」をいいます。以下同じとします。）を行った場合に適用します。</p> <p>基本額は、基本工事費に回線収容替えを行う場合の工事費及びブリッジタップはずしを行う場合の工事費を加算して適用します。</p> <p>1の者からの申込み又は請求により同一の専用回線に同時に2以上の回線調整工事を実施する場合は、基本工事の部分に限り、それらの工事を1工事とみなして適用します。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="509 1550 820 1695">カ 保安器変更に関する工事</td> <td data-bbox="820 1550 1362 1695">西日本電信電話株式会社が保安器の変更（回線調整等に関する工事と合わせて保安器の変更を行う場合を除きます。）を行った場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table> | 工事の区分 | 適 用 | ア 専用回線群の設置に係る工事 | 専用回線群の設置の場合に適用します。 | イ 専用回線群の設定変更に係る工事 | 専用回線群の設定変更の場合に適用します。ただし、ウの工事に係る専用回線群の設定変更については、この限りではありません。 | ウ 専用回線の設置、変更、利用の一時中断及び利用の一時中断の再利用に係る工事 | 専用回線の設置、品目の変更、変復調装置の種類の変更、利用の一時中断及び利用の一時中断の再利用の場合に適用します。 | エ 変復調装置及び帯域分離多重装置に係る工事 | 当社が提供する変復調装置及び帯域分離多重装置の工事を要する場合に適用します。 | オ 回線調整等に関する工事 | <p>利用回線について、西日本電信電話株式会社が回線調整（西日本電信電話株式会社の契約約款に規定する「回線調整」をいいます。以下同じとします。）を行った場合に適用します。</p> <p>基本額は、基本工事費に回線収容替えを行う場合の工事費及びブリッジタップはずしを行う場合の工事費を加算して適用します。</p> <p>1の者からの申込み又は請求により同一の専用回線に同時に2以上の回線調整工事を実施する場合は、基本工事の部分に限り、それらの工事を1工事とみなして適用します。</p> | カ 保安器変更に関する工事 | 西日本電信電話株式会社が保安器の変更（回線調整等に関する工事と合わせて保安器の変更を行う場合を除きます。）を行った場合に適用します。 |
| 工事の区分                                  | 適 用   |       |     |                 |                    |                   |   |  |  |                        |  |               |   |               |  |
| ア 専用回線群の設置に係る工事                        | 専用回線群の設置の場合に適用します。  |       |     |                 |                    |                   |   |  |  |                        |  |               |   |               |  |
| イ 専用回線群の設定変更に係る工事                      | 専用回線群の設定変更の場合に適用します。ただし、ウの工事に係る専用回線群の設定変更については、この限りではありません。   |       |     |                 |                    |                   |   |  |  |                        |  |               |   |               |  |
| ウ 専用回線の設置、変更、利用の一時中断及び利用の一時中断の再利用に係る工事 | 専用回線の設置、品目の変更、変復調装置の種類の変更、利用の一時中断及び利用の一時中断の再利用の場合に適用します。  |       |     |                 |                    |                   |   |  |  |                        |  |               |   |               |  |
| エ 変復調装置及び帯域分離多重装置に係る工事                 | 当社が提供する変復調装置及び帯域分離多重装置の工事を要する場合に適用します。  |       |     |                 |                    |                   |   |  |  |                        |  |               |   |               |  |
| オ 回線調整等に関する工事                          | <p>利用回線について、西日本電信電話株式会社が回線調整（西日本電信電話株式会社の契約約款に規定する「回線調整」をいいます。以下同じとします。）を行った場合に適用します。</p> <p>基本額は、基本工事費に回線収容替えを行う場合の工事費及びブリッジタップはずしを行う場合の工事費を加算して適用します。</p> <p>1の者からの申込み又は請求により同一の専用回線に同時に2以上の回線調整工事を実施する場合は、基本工事の部分に限り、それらの工事を1工事とみなして適用します。</p>   |       |     |                 |                    |                   |   |  |  |                        |  |               |   |               |  |
| カ 保安器変更に関する工事                          | 西日本電信電話株式会社が保安器の変更（回線調整等に関する工事と合わせて保安器の変更を行う場合を除きます。）を行った場合に適用します。  |       |     |                 |                    |                   |   |  |  |                        |  |               |   |               |  |

## 2 工事費の額

| 工 事 の 種 類  |     |                                | 単 位             | 工事費の額<br>(税抜額) |        |
|--|-----|--------------------------------|-----------------|----------------|--------|
| 専用回線群の設置に係る工事  |     |                                | 1の工事ごとに         | 50,000円        |        |
| 専用回線群の設定変更に係る工事  |     |                                | 1の工事ごとに         | 5,000円         |        |
| 専用回線の設置、変更、利用の一時中断及び利用の一時中断の再利用に係る工事   |     |                                | 1の専用回線ごとに       | 2,000円         |        |
| 変復調装置及び帯域分離多重装置に係る工事   |     |                                | 1の専用回線ごとに       | 9,500円         |        |
| 回線調整等に関する工事  | 基本額 | 基本工事費                          | 1の工事ごとに         | 8,000円         |        |
|  |     | 回線調整工事費                        | 回線収容替えを行う場合     | 1の工事ごとに        | 8,000円 |
|  |     |                                | ブリッジタップはずしを行う場合 | 1の工事ごとに        | 9,000円 |
|  |     | 回線調整に関する工事と合わせて保安器の変更を行う場合の加算額 |                 | 1の工事ごとに        | 2,800円 |
| 保安器の変更に係る工事  |     |                                | 1の工事ごとに         | 7,300円         |        |
| 備 考  |     |                                |                 |                |        |
| <p>1 「回線収容替え」とは、西日本電信電話株式会社の契約約款に規定する「回線収容替え」を、「ブリッジタップはずし」とは、同契約約款に規定する「ブリッジタップはずし」をいいます。</p> <p>2 当社は、回線調整（保安器の変更を除きます。）の結果について西日本電信電話株式会社から通知を受け、その専用契約者に通知します。<br/>ただし、回線調整等について、その実施によってもDSL方式に起因する事象が発生しなくなることを保証するものではありません。</p> <p>3 回線調整等の結果、専用回線等の通信の状態に全く改善が見られなかった場合、回線調整等に関する工事費は適用しません。（保安器の変更に係るものを除きます。）<br/>ただし、この場合において、保安器の変更を行ったときは、保安器変更に関する工事を行ったものとみなして、保安器変更に関する工事費を適用します。</p> <p>4 保安器変更に関する工事について、その実施によってもDSL方式に起因する事象が発生しなくなることを保証するものではありません。</p> |     |                                |                 |                |        |

## 第2 線路設置費

### 1 適用

| 区 分            | 内 容  |
|----------------|--|
| (1) 線路設置費の適用   | <p>ア 線路設置費は、区域外線路（設備費の支払いを要することとなる部分を除きます。）又は短期専用契約に係る新設した線路について適用します。</p> <p>イ 移転後の専用回線の終端が区域外となる場合であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路の部分に限り、線路設置費を適用します。</p>   |
| (2) 線路設置費の差額負担 | <p>ア 専用申込者が現に利用している当社の専用サービスに係る契約を解除すると同時に、新たに専用契約を締結して、その場所で専用サービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設の工事（2線式から4線式のものに変更する工事を除きます。）を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">             新たに提供を受ける専用サービスに係る専用契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額         </div> <div style="font-size: 2em;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">             解除する専用サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額         </div> <div style="font-size: 2em;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">             線路設置費の額<br/>(残額があるときに限ります。)         </div> </div> <p>イ 前アの場合において、専用申込者が現に利用している専用回線の引込線が4線式の場合に、その引込線1回線を専用申込のあった専用回線の2線式2回線として利用するときの線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">             新設する専用回線の線路設置費の合計額         </div> <div style="font-size: 2em;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">             廃止する専用回線を新設するときの線路設置費の額         </div> <div style="font-size: 2em;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">             線路設置費の額<br/>(残額があるときに限ります。)         </div> </div> <p>ウ 専用サービスの品目の変更又は専用回線の2線式から4線式への区別の変更の場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">             変更後の専用回線を新設するときの線路設置費の額         </div> <div style="font-size: 2em;">-</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">             変更前の専用回線を新設するときの線路設置費の額         </div> <div style="font-size: 2em;">=</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;">             線路設置費の額<br/>(残額があるときに限ります。)         </div> </div> |

|   |  |
|---|--|
| <p>(3) 多重アクセスの利用の開始又は廃止の場合の線路設置費の適用</p> | <p>ア 多重アクセスの利用に係る専用回線の線路設置費は、同一の多重アクセスを利用することとなる専用回線のうち、1の専用回線についてのみ、第2表第2第2項に定める光配線の線路設置費を適用します。</p> <p>ただし、同一の多重アクセスを利用することとなる専用回線について、線路設置費を支払って設置された専用回線があるとき又は同一の多重アクセスを利用している専用回線の一部の専用回線について、専用契約の解除もしくは移転があった場合であって、引き続き多重アクセスを利用するときは、多重アクセスの利用に伴う線路設置費の支払いは要しません。この場合において、線路設置費を支払って設置された専用回線がメタル配線のもののみであるときの線路設置費は、光配線の専用回線を新設したものとみなした場合の線路設置費の額とその専用回線を新設したものとみなした場合の線路設置費の額との差額の支払いを要します。</p> <p>イ 多重アクセスの利用を廃止し、引き続きその場所で専用回線を利用する場合は、その廃止のあった専用回線について、線路設置費の支払いを要します。</p> <p>ただし、多重アクセスの利用の廃止のあった専用回線が、線路設置費を支払って設置されたものであるときは、この限りではありません。</p> |
|---|--|

2 線路設置費の額

引込線1回線につき線路100mまでごとに

| 区 分       |        | 線 路 設 置 費 の 額<br>(税抜額) |
|-----------|--------|------------------------|
| メ タ ル 配 線 | 2線式の場合 | 57,000 円               |
|           | 4線式の場合 | 64,000 円               |
| 光 配       | 線      | 81,000 円               |



### 第3 設備費

#### 1 適用

| 区 分    | 内 容  |
|--------|--|
| 設備費の適用 | 設備費は、次の設備について適用します。<br>・異経路の線路の部分<br>・特別な電気通信設備の部分 |

#### 2 設備費の額

| 区 分            | 設 備 費 の 額                             |
|----------------|---------------------------------------|
| アナログ伝送サービス等    | 別に算定する実費                              |
| 高速デジタル伝送サービス   | 別に算定する実費                              |
| A T M専用サービス    | 別に算定する実費                              |
| 高速イーサネット専用サービス | 別に算定する実費                              |
| 映像伝送サービス       | 別に算定する実費                              |
| 備 考            | 別に算定する実費の算定方法については、料金表通則に定めるところによります。 |

料金表別表1 ATM専用サービスの伝送速度

| 品目      | 伝送速度     | 品目     | 伝送速度     | 品目      | 伝送速度      |
|---------|----------|--------|----------|---------|-----------|
| 0.5Mb/s | 0.5Mb/s  | 46Mb/s | 46.0Mb/s | 92Mb/s  | 92.0Mb/s  |
| 1Mb/s   | 1.0Mb/s  | 47Mb/s | 47.0Mb/s | 93Mb/s  | 93.0Mb/s  |
| 2Mb/s   | 2.0Mb/s  | 48Mb/s | 48.0Mb/s | 94Mb/s  | 94.0Mb/s  |
| 3Mb/s   | 3.0Mb/s  | 49Mb/s | 49.0Mb/s | 95Mb/s  | 95.0Mb/s  |
| 4Mb/s   | 4.0Mb/s  | 50Mb/s | 50.0Mb/s | 96Mb/s  | 96.0Mb/s  |
| 5Mb/s   | 5.0Mb/s  | 51Mb/s | 51.0Mb/s | 97Mb/s  | 97.0Mb/s  |
| 6Mb/s   | 6.0Mb/s  | 52Mb/s | 52.0Mb/s | 98Mb/s  | 98.0Mb/s  |
| 7Mb/s   | 7.0Mb/s  | 53Mb/s | 53.0Mb/s | 99Mb/s  | 99.0Mb/s  |
| 8Mb/s   | 8.0Mb/s  | 54Mb/s | 54.0Mb/s | 100Mb/s | 100.0Mb/s |
| 9Mb/s   | 9.0Mb/s  | 55Mb/s | 55.0Mb/s | 101Mb/s | 101.0Mb/s |
| 10Mb/s  | 10.0Mb/s | 56Mb/s | 56.0Mb/s | 102Mb/s | 102.0Mb/s |
| 11Mb/s  | 11.0Mb/s | 57Mb/s | 57.0Mb/s | 103Mb/s | 103.0Mb/s |
| 12Mb/s  | 12.0Mb/s | 58Mb/s | 58.0Mb/s | 104Mb/s | 104.0Mb/s |
| 13Mb/s  | 13.0Mb/s | 59Mb/s | 59.0Mb/s | 105Mb/s | 105.0Mb/s |
| 14Mb/s  | 14.0Mb/s | 60Mb/s | 60.0Mb/s | 106Mb/s | 106.0Mb/s |
| 15Mb/s  | 15.0Mb/s | 61Mb/s | 61.0Mb/s | 107Mb/s | 107.0Mb/s |
| 16Mb/s  | 16.0Mb/s | 62Mb/s | 62.0Mb/s | 108Mb/s | 108.0Mb/s |
| 17Mb/s  | 17.0Mb/s | 63Mb/s | 63.0Mb/s | 109Mb/s | 109.0Mb/s |
| 18Mb/s  | 18.0Mb/s | 64Mb/s | 64.0Mb/s | 110Mb/s | 110.0Mb/s |
| 19Mb/s  | 19.0Mb/s | 65Mb/s | 65.0Mb/s | 111Mb/s | 111.0Mb/s |
| 20Mb/s  | 20.0Mb/s | 66Mb/s | 66.0Mb/s | 112Mb/s | 112.0Mb/s |
| 21Mb/s  | 21.0Mb/s | 67Mb/s | 67.0Mb/s | 113Mb/s | 113.0Mb/s |
| 22Mb/s  | 22.0Mb/s | 68Mb/s | 68.0Mb/s | 114Mb/s | 114.0Mb/s |
| 23Mb/s  | 23.0Mb/s | 69Mb/s | 69.0Mb/s | 115Mb/s | 115.0Mb/s |
| 24Mb/s  | 24.0Mb/s | 70Mb/s | 70.0Mb/s | 116Mb/s | 116.0Mb/s |
| 25Mb/s  | 25.0Mb/s | 71Mb/s | 71.0Mb/s | 117Mb/s | 117.0Mb/s |
| 26Mb/s  | 26.0Mb/s | 72Mb/s | 72.0Mb/s | 118Mb/s | 118.0Mb/s |
| 27Mb/s  | 27.0Mb/s | 73Mb/s | 73.0Mb/s | 119Mb/s | 119.0Mb/s |
| 28Mb/s  | 28.0Mb/s | 74Mb/s | 74.0Mb/s | 120Mb/s | 120.0Mb/s |
| 29Mb/s  | 29.0Mb/s | 75Mb/s | 75.0Mb/s | 121Mb/s | 121.0Mb/s |
| 30Mb/s  | 30.0Mb/s | 76Mb/s | 76.0Mb/s | 122Mb/s | 122.0Mb/s |
| 31Mb/s  | 31.0Mb/s | 77Mb/s | 77.0Mb/s | 123Mb/s | 123.0Mb/s |
| 32Mb/s  | 32.0Mb/s | 78Mb/s | 78.0Mb/s | 124Mb/s | 124.0Mb/s |
| 33Mb/s  | 33.0Mb/s | 79Mb/s | 79.0Mb/s | 125Mb/s | 125.0Mb/s |
| 34Mb/s  | 34.0Mb/s | 80Mb/s | 80.0Mb/s | 126Mb/s | 126.0Mb/s |
| 35Mb/s  | 35.0Mb/s | 81Mb/s | 81.0Mb/s | 127Mb/s | 127.0Mb/s |
| 36Mb/s  | 36.0Mb/s | 82Mb/s | 82.0Mb/s | 128Mb/s | 128.0Mb/s |
| 37Mb/s  | 37.0Mb/s | 83Mb/s | 83.0Mb/s | 129Mb/s | 129.0Mb/s |
| 38Mb/s  | 38.0Mb/s | 84Mb/s | 84.0Mb/s | 130Mb/s | 130.0Mb/s |
| 39Mb/s  | 39.0Mb/s | 85Mb/s | 85.0Mb/s | 131Mb/s | 131.0Mb/s |
| 40Mb/s  | 40.0Mb/s | 86Mb/s | 86.0Mb/s | 132Mb/s | 132.0Mb/s |
| 41Mb/s  | 41.0Mb/s | 87Mb/s | 87.0Mb/s | 133Mb/s | 133.0Mb/s |
| 42Mb/s  | 42.0Mb/s | 88Mb/s | 88.0Mb/s | 134Mb/s | 134.0Mb/s |
| 43Mb/s  | 43.0Mb/s | 89Mb/s | 89.0Mb/s | 135Mb/s | 134.7Mb/s |
| 44Mb/s  | 44.0Mb/s | 90Mb/s | 90.0Mb/s |         |           |
| 45Mb/s  | 45.0Mb/s | 91Mb/s | 91.0Mb/s |         |           |

## 料金表別表2 学校に限定した基本回線専用料の割引の適用

- 1 当社は、専用契約者（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校もしくは中等教育学校（盲学校、聾学校又は養護学校であつて、小学部、中学部又は高等部を有するものを含みます。）、大学又はこれらに相当する学校として当社が別に定める学校（以下「学校」といいます。）の設置者である専用契約者に限ります。）から、その専用契約（短期専用契約を除きます。）に係る専用回線（接続専用回線以外の64kb/s、128kb/s及び1.5Mb/sの品目のうちエコノミークラスのもの（その専用回線が同一県内に終始するものに限ります。）であつて、その一端が学校の構内又は建物内に終端するものに限ります。）について、学校に限定した割引（以下この表において「学校限定割引」といいます。）の申出があつた場合には、その基本回線専用料については、第1表第2（高速デジタル伝送サービスに関する料金）2（料金額）の(1)の①の基本回線専用料に代えて、専用回線1回線ごとに次表の額を適用します。

(ア) 64kb/s

専用回線1回線ごとに

| 距離区分             |             | 料金額(月額)<br>(税抜額) |
|------------------|-------------|------------------|
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15 kmまでのもの  | 13,500 円         |
|                  | 30 "        | 20,500 円         |
|                  | 40 "        | 21,500 円         |
|                  | 50 "        | 22,000 円         |
|                  | 60 "        | 23,000 円         |
|                  | 70 "        | 24,000 円         |
|                  | 80 "        | 24,500 円         |
|                  | 90 "        | 25,500 円         |
|                  | 90 kmを超えるもの | 26,500 円         |

(イ) 128kb/s

専用回線1回線ごとに

| 距離区分             |             | 料金額(月額)<br>(税抜額) |
|------------------|-------------|------------------|
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15 kmまでのもの  | 18,500 円         |
|                  | 30 "        | 31,500 円         |
|                  | 40 "        | 34,500 円         |
|                  | 50 "        | 36,000 円         |
|                  | 60 "        | 37,500 円         |
|                  | 70 "        | 39,000 円         |
|                  | 80 "        | 40,500 円         |
|                  | 90 "        | 42,500 円         |
|                  | 90 kmを超えるもの | 44,000 円         |

(ウ) 1.5Mb/s

専用回線1回線ごとに

| 距離区分             |             | 料 金 額 (月額) |           |
|------------------|-------------|------------|-----------|
|                  |             | (税抜額)      |           |
|                  |             | タイプ1       | タイプ2      |
| 回<br>線<br>距<br>離 | 15 kmまでのもの  | 45,000 円   | 48,000 円  |
|                  | 30 "        | 101,000 円  | 105,000 円 |
|                  | 40 "        | 102,000 円  | 107,000 円 |
|                  | 50 "        | 109,000 円  | 114,000 円 |
|                  | 60 "        | 116,000 円  | 121,000 円 |
|                  | 70 "        | 123,000 円  | 128,000 円 |
|                  | 80 "        | 129,000 円  | 135,000 円 |
|                  | 90 "        | 136,000 円  | 142,000 円 |
|                  | 90 kmを超えるもの | 143,000 円  | 149,000 円 |

2 当社は、この学校限定割引を受けている専用回線について、次のいずれかに該当する場合には、学校限定割引を廃止します。

- (1) 専用契約者が学校の設置者でなくなったとき（(4)に該当する場合を除きます。）
- (2) 品目又はサービスクラスの変更があったとき。
- (3) 移転等により、その専用回線の一端が学校の構内又は建物内でなくなったとき。
- (4) 利用権の譲渡があったとき。

ただし、譲受人が学校の設置者である場合で、譲渡人の同意を得て、この学校限定割引の適用の継続を申し出たときは、この限りではありません。

# 別 表

別 表 基本的な技術的事項

1 アナログ伝送サービス等

(1) アナログ伝送サービス

| 品 目          | 物 理 的 条 件       |
|--------------|-----------------|
| 3. 4kHz・音声伝送 | 2線式又は4線式インタフェース |

(2) 一般デジタル伝送サービス

ア 当社が回線接続装置を提供しない場合

| 品 目                              | 物 理 的 条 件  |
|----------------------------------|------------|
| 2,400b/s<br>4,800b/s<br>9,600b/s | 4線式インタフェース |

イ 当社が回線接続装置を提供する場合

| 品 目                  | 物 理 的 条 件                              | 相 互 接 続 回 路                     |
|----------------------|--|---------------------------------|
| 2,400b/s             | Vシリーズの場合<br>25ピンコネクタ<br>( I S 2110に準拠) | Vシリーズの場合<br>I T U・T勧告V24<br>に準拠 |
| 4,800b/s<br>9,600b/s | Xシリーズの場合<br>15ピンコネクタ<br>( I S 4903に準拠) | Xシリーズの場合<br>I T U・T勧告X24<br>に準拠 |

(3) その他

専用契約者の要望その他の事由により、この表以外の条件によることがあります。

## 2 高速デジタル伝送サービス

### (1) 高速品目の場合

ア 当社が回線接続装置を提供しない場合

| 品目等   | 物理的条件                                       | 相互接続回路    |           |                                     |
|---|---|-----------|-----------|-------------------------------------|
|   |   | 伝送速度      | 符号形式      | 光出力等                                |
| 64kb/s、128kb/s<br>(注)   | 2線式インタフェース                                  | TTC標準     | JT-G961準拠 |                                     |
| 64kb/s、128kb/s<br>192kb/s、256kb/s<br>384kb/s、512kb/s<br>768kb/s、1 Mb/s<br>1.5Mb/s、3 Mb/s<br>4.5Mb/s、6 Mb/s<br>(注) | F04形<br>単心光ファイバ<br>コネクタ<br>(JIS 規格 C5973準拠) | 6,312kb/s | CMI符号     | 光出力<br>-7dBm以下<br>使用中心波長<br>1.31 μm |
| 多重<br>アクセス  | 128kb/s<br>1.5Mb/s<br>6 Mb/s                |           |           |                                     |

(注) 多重アクセスを利用しない場合を示す。

イ 当社が回線接続装置を提供する場合

| 品目等  | 物理的条件  | 相互接続回路    |             |      |
|--|--|-----------|-------------|------|
|  |  | 伝送速度      | 符号形式        | 光出力等 |
| 64kb/s、128kb/s<br>(注)  | ネジ止め4端子又は<br>8端子コネクタ<br>(ISO 標準<br>IS8877準拠) | TTC標準     | JT-I430-a準拠 |      |
| 多重アクセス   | 128kb/s                                      |           |             |      |
| 192kb/s、256kb/s<br>384kb/s、512kb/s<br>768kb/s、1 Mb/s<br>1.5Mb/s<br>(注) | 8端子コネクタ<br>(ISO 標準<br>IS10173準拠)             | TTC標準     | JT-I431-a準拠 |      |
| 多重アクセス   | 1.5Mb/s                                      |           |             |      |
| 3 Mb/s、4.5Mb/s<br>6 Mb/s<br>(注)  | BNCコネクタ1対<br>(JIS 規格 C5412<br>-1976C02準拠)    | 6,312kb/s | TTC標準       |      |
| 多重アクセス   | 6 Mb/s                                       |           | JT-G703-a準拠 |      |

(注) 多重アクセスを利用しない場合を示す。

ウ 当社が回線終端装置を提供する場合

| 品目等                                  | 物理的条件          | 相互接続回路            |      |      |
|--------------------------------------|----------------|-------------------|------|------|
|                                      |                | 伝送速度              | 符号形式 | 光出力等 |
| 1.5Mb/s<br>(エコミーガラス及びシングル<br>ガラスのもの) | ISO標準IS10173準拠 | TTC標準JT-I431-a 準拠 |      |      |

(2) 超高速品目の場合

ア 当社が回線接続装置を提供しない場合

| 品目       | 物理的条件  |  | 相互接続回路          |        |  |
|----------|--|--|-----------------|--------|--|
|          | 配線設備を提供しない場合   | 配線設備を提供する場合  | 伝送速度            | 符号形式   | 光出力等   |
| 50 Mb/s  | コネクタ<br>F 04形<br>単心光ファイバ<br>コネクタ<br>(JIS規格<br>C5973準拠)             | コネクタ<br>F 04形<br>単心光ファイバ<br>コネクタ<br>(JIS規格<br>C5973準拠) | 51.840<br>Mb/s  | NRZ 符号 | 光出力<br>+3dBm以下<br>(平均値)<br>使用中心波長<br>1.31 μm |
|          |  |  | 155.520<br>Mb/s |        |  |
| 150 Mb/s | コネクタ<br>F 04形<br>単心光ファイバ<br>コネクタ<br>(JIS規格<br>C5973準拠)             | コネクタ<br>F 04形<br>単心光ファイバ<br>コネクタ<br>(JIS規格<br>C5973準拠) | 155.520<br>Mb/s | NRZ 符号 | 光出力<br>+3dBm以下<br>(平均値)<br>使用中心波長<br>1.31 μm |
|          | ケーブル<br>SM形<br>光ファイバケーブル<br>(JIS規格<br>C6835の<br>SSMA-10/125<br>準拠) |  |                 |        |  |



イ 当社が回線接続装置を提供する場合

| 品 目             | 物 理 的 条 件                             | 相 互 接 続 回 路     |        |  |
|-----------------|---------------------------------------|-----------------|--------|--|
|                 |                                       | 伝送速度            | 符号形式   | 光出力等   |
| 50 Mb/s         | BNC同軸コネクタ<br>(JIS規格C5412 CNC02<br>準拠) | 44.736<br>Mb/s  | B3ZS符号 | 最大送出電力<br>+5.7dBm以下                          |
|                 | F 04形単心光ファイバコネクタ<br>(JIS規格C5973準拠)    | 51.840<br>Mb/s  | NRZ 符号 | 光出力<br>-8dBm以下<br>(平均値)<br>使用中心波長<br>1.31 μm |
| 155.520<br>Mb/s |                                       |                 |        |  |
| 150 Mb/s        | F 04形単心光ファイバコネクタ<br>(JIS規格C5973準拠)    | 155.520<br>Mb/s | NRZ 符号 | 光出力<br>-8dBm以下<br>(平均値)<br>使用中心波長<br>1.31 μm |

### 3 ATM専用サービス

ア 当社が回線接続装置を提供しない場合

| 品目等  | 物理的条件  |   | 相互接続回路            |        |  |
|--|--|---|-------------------|--------|--|
|  | 配線設備を提供しない場合   | 配線設備を提供する場合   | 伝送速度              | 符号形式   | 光出力等   |
| 0.5Mb/s、<br>1Mb/s～<br>135Mb/s<br>(1Mb/sごと) | コネクタ<br>F 04形<br>単心光ファイバ<br>コネクタ<br>(JIS 規格<br>C5973準拠)<br><br>ケーブル<br>SM型<br>光ファイバケーブル<br>(JIS 規格<br>C6835のSSMA<br>-10/125準拠) | コネクタ<br>F 04形<br>単心光ファイバ<br>コネクタ<br>(JIS 規格<br>C5973準拠) | 155.520<br>Mbit/s | NRZ 符号 | 光出力<br>+3dBm以下<br>(平均値)<br><br>使用中心波長<br>1.31 μm |

イ 当社が回線接続装置を提供する場合

| 品目等                                    | 物理的条件  | 相互接続回路            |        |   |
|--|--|-------------------|--------|---|
|  |  | 伝送速度              | 符号形式   | 光出力等  |
| 0.5Mb/s、<br>1Mb/s～135Mb/s<br>(1Mb/sごと) | コネクタ<br>F04 形<br>単心光ファイバコネクタ<br>(JIS 規格 C5973準拠) | 155.520<br>Mbit/s | NRZ 符号 | TTC 標準JT-<br>G957準拠<br>光出力<br>-8dBm以下<br>(平均値)<br>使用中心波長<br>1.31 μm<br>ATM-Forum<br>準拠<br>光出力<br>-14dBm以下<br>(平均値)<br>使用波長<br>1.27 μm～<br>1.38 μm |

ウ 当社が回線終端装置を提供する場合

| 品目等                                   | 物理的条件                                       | 相互接続回路            |        |   |
|---------------------------------------|---|-------------------|--------|---|
|                                       |   | 伝送速度              | 符号形式   | 光出力等  |
| 0.5Mb/s、<br>1Mb/s～24Mb/s<br>(1Mb/sごと) | UTP-MIC(RJ-45)<br>(ISO/IEC603-7準拠)          | 25.6<br>Mbit/s    | NRZI符号 | 3.4V以下<br>(P-P値)  |
| 0.5Mb/s、<br>1Mb/s～40Mb/s<br>(1Mb/sごと) | BNC 同軸コネクタ<br>(JIS 規格C5412-1976<br>CNC02準拠) | 44.736<br>Mbit/s  | B3NS符号 | 22,368kHz:<br>+5.7dBm 以下<br>44.736kHz:<br>22.368kHz の<br>送出電力より<br>20dB以下   |
| 0.5Mb/s、<br>1Mb/s～44Mb/s<br>(1Mb/sごと) | F04 形単心光ファイバコネクタ<br>(JIS 規格 C5973準拠)        | 155.520<br>Mbit/s | NRZ 符号 | TTC 標準JT-<br>G957準拠<br>光出力<br>-8dBm以下<br>(平均値)<br>使用中心波長<br>1.31 $\mu$ m<br>ATM-Forum<br>準拠<br>光出力<br>-14dBm以下<br>(平均値)<br>使用波長<br>1.27 $\mu$ m ~<br>1.38 $\mu$ m |

#### 4 高速イーサネット専用サービス

当社が回線終端装置を提供する場合

| 品 目 等                     | 物 理 的 条 件  | 相 互 接 続 回 路                |
|---------------------------|--|----------------------------|
| 10Mb/s                    | 8 端子コネクタ<br>(ISO 標準 IS8877 準拠)   | IEEE 802.3 10BASE-T 準拠     |
| 30Mb/s, 50Mb/s<br>100Mb/s |  | IEEE 802.3u 100BASE-TX 準拠  |
| 1Gb/s                     | F04 形単心光ファイバコネクタ<br>(JIS 規格 C5973 準拠)<br>GI 型光ファイバケーブル<br>(JIS 規格 C6832のSGI-50/125<br>及びSGI-62.5/125 準拠) | IEEE 802.3z 1000BASE-SX 準拠 |
|                           |  | IEEE 802.3z 1000BASE-T 準拠  |
|                           | LC形単心光ファイバコネクタ<br>(IEC規格61754-20準拠)<br>SM形光ファイバケーブル<br>(JIS規格C6835のSSMA-10/125準拠)                        | IEEE 802.3z 1000BASE-LX 準拠 |
| 10Gb/s                    | LC形単心光ファイバコネクタ<br>(IEC規格61754-20準拠)<br>GI形光ファイバケーブル<br>(JIS規格C6832のSGI-50/125及びSGI-62.5/125準拠)           | IEEE802.3ae 10GBASE-SR準拠   |
|                           | LC形単心光ファイバコネクタ<br>(IEC規格61754-20準拠)<br>SM形光ファイバケーブル<br>(JIS規格C6835のSSMA-10/125準拠)                        | IEEE802.3ae 10GBASE-LR準拠   |

## 5 DSL接続サービス

### (1) 専用回線の終端

| 区 分                   | 物 理 的 条 件                            | 相 互 接 続 回 路                   |        |  |
|-----------------------|--------------------------------------|-------------------------------|--------|--|
|                       |                                      | 伝送速度                          | 符号形式   | 送出電圧等  |
| ATM<br>インタフェース        | F04 形単心光ファイバコネクタ<br>(JIS規格 C5973 準拠) | 155.520<br>Mbit/s             | NRZ 符号 | TTC 標準<br>JT-G957 準拠<br>光出力<br>-8dBm 以下<br>(平均値)<br>使用中心波長<br>1.31 $\mu$ m<br>ATM-Forum 準拠<br>光出力<br>-14dBm 以下<br>(平均値)<br>使用波長<br>1.27 $\mu$ m~<br>1.38 $\mu$ m |
| 100BASE-TX<br>インタフェース | 8 端子コネクタ<br>(ISO 標準 IS8877 準拠)       | ISO 標準 8802-3 (100BASE-TX) 準拠 |        |  |

### (2) 当社が変復調装置又は帯域分離装置を提供する場合 ア ルータタイプ

| 物 理 的 条 件           |  | 相 互 接 続 回 路                               |      |       |
|---------------------|--|---|------|-------|
|                     |  | 伝送速度                                      | 符号形式 | 送出電圧等 |
| I P電話サービス<br>対応機能なし | 8 端子コネクタ<br>(ISO 標準 IS8877 準拠)                       | ISO 標準 8802-3<br>(10BASE-T/100BASE-TX) 準拠 |      |       |
| I P電話サービス<br>対応機能付き | 8 端子コネクタ<br>(ISO 標準 IS8877 準拠)<br>及び6 端子コネクタ (RJ-11) | ISO 標準 8802-3<br>(10BASE-T/100BASE-TX) 準拠 |      |       |

### イ USBタイプ

| 物 理 的 条 件       | 相 互 接 続 回 路 |      |       |
|-----------------|-------------|------|-------|
|                 | 伝送速度        | 符号形式 | 送出電圧等 |
| USBコネクタ (シリーズB) | USB 1. 1    |      |       |

## 6 映像伝送サービス

### 1 一般映像伝送サービスに係るもの

#### (1) 当社が回線接続装置を提供しない場合

| 信号 | 物理的条件                                    | 相互接続回路           |
|----|--|------------------|
| 映像 | 接続コネクタ<br>F01形単心光ファイバコネクタ<br>(JIS C5970) | 光出力<br>+1.0dBm以下 |
| 音響 |  |                  |

#### (2) 当社が回線接続装置を提供する場合

| 信号 | 物理的条件         | 相互接続回路                      |
|----|---------------|-----------------------------|
| 映像 | BNC-P-同軸コネクタ  | 送信電圧 1.0V <sub>p-p</sub> 以下 |
|    |               | 受信電圧 1.0V ± 0.1V            |
| 音響 | XLR-3-32 コネクタ | 信号レベル<br>0 dBm以下            |
|    | XLR-3-31 コネクタ |                             |

(注) 信号方向

送信：端末設備等→回線接続装置

受信：回線接続装置→端末設備等

付 則

## 付 則

### (実施期日)

第1条 この約款は、平成9年5月1日から実施します。

### (分岐の取扱い)

第2条 分岐については、その提供が可能となった日から実施します。

### (高速デジタル伝送サービスの専用料に関する経過措置)

第3条 次の各号に規定する高速デジタル伝送サービスの専用料（基本回線専用料及び分岐回線専用料に限りません。）は、料金表第1表の第2（高速デジタル伝送サービスに関する専用料）の2の規定にかかわらず、付則別表に定める期間については、同別表に定める額とします。

- (1) 64kb/s のもの（接続専用回線であるものは回線距離が15kmまでのもの、接続専用回線以外の専用回線であるものは回線距離が15kmまでのもの及び30kmまでのものに限りません。）
- (2) 128kb/s のもの（接続専用回線以外の専用回線であって回線距離が15kmまでのものに限りません。）
- (3) 192kb/s のもの（接続専用回線であるものは回線距離が15kmまでのもの、接続専用回線以外の専用回線であるものは回線距離が15kmまでのもの及び30kmまでのものに限りません。）
- (4) 256kb/s のもの（接続専用回線であるものは回線距離が15kmまでのもの、接続専用回線以外の専用回線であるものは回線距離が15kmまでのもの及び30kmまでのものに限りません。）
- (5) 384kb/s のもの（接続専用回線であるものは回線距離が15kmまでのもの、接続専用回線以外の専用回線であるものは回線距離が15kmまでのもの及び30kmまでのものに限りません。）
- (6) 512kb/s のもの（接続専用回線であるものは回線距離が15kmまでのもの、接続専用回線以外の専用回線で回線距離が15kmまでのものに限りません。）
- (7) 768kb/s のもの（接続専用回線以外の専用回線であって回線距離が15kmまでのものに限りません。）
- (8) 1Mb/s のもの（接続専用回線以外の専用回線であって回線距離が15kmまでのものに限りません。）

### (料金等の支払いに関する経過措置)

第4条 この約款実施の際現に、専用サービス契約約款（この約款実施前の約款をいいます。以下「旧約款」といいます。）の規定に基づき支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

### (この約款実施以前に行った手続き等の効力等)

第5条 この約款実施の前に、旧約款の規定により行った手続きその他の行為は、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

- 2 この約款実施の際現に、旧約款の規定により提供している電気通信サービスは、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

## 付 則

### (実施期日)

第1条 この約款は、平成10年3月1日から実施します。



(経過措置)

**第2条** この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している高速デジタル伝送サービスの64kb/s又は128kb/sの専用回線については、この改正規定の実施の日に、通常クラスの専用回線に移行したものとみなして取り扱います。

**第3条** 高速デジタル伝送サービスの64kb/s又は128kb/sの品目の専用回線について、通常クラスからエコノミークラスへのサービスクラスの変更があった場合の最低利用期間及び長期継続利用に係る料金の適用に関する取扱いについては、この改正規定実施の日から平成10年8月31日までの間、第13条(最低利用期間)及び料金表第1表(料金)第2(高速デジタル伝送サービスに関する専用料)1の(3)欄(長期継続利用に係る料金の適用)のクの規定は適用しません。

**第4条** この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった電機通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

**第5条** この改正規定実施前にその事由が生じた専用サービスに関する損害賠償の請求の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

**第1条** この約款は、平成10年10月1日から実施します。

(経過措置)

**第2条** この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している高速デジタル伝送サービスの1.5Mb/sの専用回線については、この改正規定の実施の日に、通常クラスの専用回線に移行したものとみなして取り扱います。

**第3条** 高速デジタル伝送サービスの1.5Mb/sの品目の専用回線について、通常クラスからエコノミークラスへのサービスクラスの変更があった場合の最低利用期間及び長期継続利用に係る料金の適用に関する取扱いについては、この改正規定実施の日から平成10年12月31日までの間、第13条(最低利用期間)及び料金表第1表(料金)第2(高速デジタル伝送サービスに関する専用料)1の(3)欄(長期継続利用に係る料金の適用)のクの規定は適用しません。

**第4条** この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

**第5条** この改正規定実施前にその事由が生じた専用サービスに関する損害賠償の請求の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

(付則及び付則別表の削除)

**第6条** 平成9年5月1日実施の付則第4条(高速デジタル伝送サービスの専用料に関する経過措置)及び付則別表(付則第4条に規定する専用回線に関するもの)は削除します。

## 付 則

### (実施期日)

第1条 この約款は、平成10年12月1日から実施します。

### (経過措置)

第2条 高速デジタル伝送サービスの64kb/s、128kb/s 及び1.5Mb/s の品目の専用回線について、通常クラスからエコノミークラス及びシンプルクラスへのサービスクラスの変更があった場合の最低利用期間及び長期継続利用に係る料金の適用に関する取扱いについては、この改正規定実施の日から平成11年2月28日までの間、第13条（最低利用期間）及び料金表第1表（料金）第2（高速デジタル伝送サービスに関する専用料）1の(3)欄（長期継続利用に係る料金の適用）のクの規定は適用しません。

第3条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第4条 この改正規定実施前にその事由が生じた専用サービスに関する損害賠償の請求の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

## 付 則

### (実施期日)

第1条 この約款は、平成11年12月1日から実施します。

### (経過措置)

第2条 この改正料金表実施前に、改正前の料金表に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第3条 この改正料金表実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

## 付 則

### (実施期日)

第1条 この約款は、平成12年6月1日から実施します。

### (経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成12年8月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 KDD株式会社、第二電電株式会社、日本テレコム株式会社の契約約款及び料金表に規定する電気通信サービスに係る契約に基づき設置される電気通信設備と接続している接続専用回線であって、当社が特定協定事業者として取り扱うこととした日にその接続専用回線の専用契約者から当社が料金を設定してほしい旨の申出があったものに関する料金その他の取扱いについては、この改正規定にかかわらず、当分の間、なお従前のおりとしします。

第3条 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成12年11月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

第3条 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成13年3月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 学校限定割引については、この改正規定実施の日から平成16年3月31日までの間に限り適用するものとします。

第3条 高速デジタル伝送サービスの64kb/s、128kb/s 又は1.5Mb/s の品目に係る専用契約者が通常クラスからエコノミークラスへのサービスクラスの変更を行い、学校限定割引の適用を受ける場合の最低利用期間及び長期継続利用割引の適用に関する取扱いについては、この改正規定実施の日から平成13年8月31日までの間、料金表第1表(料金)第2(高速デジタル伝送サービスに関する料金)1(適用)の(4)欄(最低利用期間内に専用契約の解除等があった場合の料金の適用)のウ及び(10)欄(長期継続利用に係る料金の適用)のクの規定は適用しません。

**第4条** この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

付 則

(実施期日)

**第1条** この約款は、平成13年6月1日から実施します。

(経過措置)

**第2条** この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

付 則

(実施期日)

**第1条** この約款は、平成13年7月1日から実施します。

(経過措置)

**第2条** この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

付 則

(実施期日)

**第1条** この約款は、平成13年8月1日から実施します。

(経過措置)

**第2条** この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成13年9月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成13年10月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第3条 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成13年11月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているDSL接続サービスの256kb/s, 640kb/sの品目の専用回線については、この改正規定実施の日に、1.5Mb/sの品目の専用回線に移行したものとみなして取り扱います。

第3条 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

第4条 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成14年2月15日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

第3条 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成14年3月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成14年8月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成15年2月10日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

**第3条** この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

付 則

(実施期日)

**第1条** この約款は、平成15年4月1日から実施します。

(経過措置)

**第2条** この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

付 則

(実施期日)

**第1条** この約款は、平成15年6月5日から実施します。

(経過措置)

**第2条** この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

**第3条** この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているDSL接続サービスの変復調装置（ルータタイプ）については、この改正規定実施の日において、IP電話サービス対応機能なしの変復調装置（ルータタイプ）に移行したものとして取り扱います。

付 則

(実施期日)

**第1条** この約款は、平成15年8月1日から実施します。

(経過措置)

**第2条** この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

**第3条** この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとします。

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成15年12月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成16年2月2日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成16年3月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成16年4月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 学校限定割引については、この改正規定実施の日から平成19年3月31日までの間、適用するものとします。



付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成16年7月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成16年9月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成17年4月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成18年1月1日から実施します。

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成18年4月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成19年2月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成20年4月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成21年4月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成22年4月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成23年4月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

付 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成24年4月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。